＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞

○遊休農地解消を目標に町特産の大豆栽培に取組む

１．協定締結の経緯

当地域は、従来から過疎化・高齢化による農地の遊休化が課題となっており、地区内の有志によって「宮木ふれあい農園」が組織され農地の保全に努めてきた。

平成12年度の直接支払制度の導入を契機として「宮木ふれあい農園」組織と連携しながら活動する「宮木農業振興組合」が設立され、同組合を基に集落協定を締結した。

２．取り組みの内容

交付金の全額を共同取組活動に充て、大豆栽培にかかる労働力軽減に必要な播種機や脱粒機を購入し、共同利用を図るとともに、道路・水路及び揚水ポンプの維持管理、後継者や地域リーダーの育成等に活用するなど、集落全体で地域農業の発展に取り組んでいる。

また、中富町特産である「あけぼの大豆」の収量・品質向上のため、普及センター等の指導機関から技術講習を受けて、栽培に取り組んでいる。

交付金で購入した中耕培土機

「あけぼの大豆」の管理風景

集落協定の概要

市町村･協定名	山梨県南巨摩郡中富町　宮木（みなみこまぐんなかとみちょう　みやき）			
協定面積	田(99.5%)	畑(0.5%)	草地	採草放牧地
10ha	水稲、大豆	野菜等	―	―
交付金額	個人配分分			0%
79万円	共同取組活動分	研修会等		4%
	（100%）	農道・水路管理		27%
		共同利用機械購入等		37%
		ポンプ等維持管理費		32%
協定参加者	農業者　51人			

３．取り組みによる効果

大豆栽培にかかる労働力軽減のため、播種機・中耕培土機・脱粒機が購入できたことで栽培面積が300ａから430ａに拡大できた。

また、地域農業を守ろうという気運が一層高まったことで、地域としてのまとまりが強くなった。

活動内容の概要

［活動内容・５年間の目標］

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田9.8ha等）／個別対応
- 水路・作業道の管理（道路約3km、水路約4km、揚水ポンプ１機、年７回）／共同取組活動
- 農地法面点検（年３回巡回点検）／共同取組活動
- 鳥獣害防止対策（簡単な柵の設置、約1km）／個別対応

多面的機能増進活動

- 魚類・昆虫類の保護（地域内河川の清掃、年２回）／共同取組活動

その他の活動

- 農作業受委託の推進（地域内組織が受託）／共同取組活動
- 農業機械の共同購入･共同利用（大豆栽培用機械3種3台）／共同取組活動

［平成14年度までの主な効果］

○大豆栽培用農業機械の共同利用により栽培面積が拡大した。300ａ→430ａ
○財源を得たことにより、地域農業を前向きに考えるようになった。

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞

○農地の利用集積による生産性・収益の向上

１．協定締結の経緯

当集落は、諏訪市の西山地域に位置し、古くから漬け大根の産地として知られるなど、転作田での大根栽培が行われてきた。

こうした中で、法指定地域ではないが、上伊那郡辰野町（かみいなぐんたつのまち）の法指定地域である旧朝日村上野集落の上流に位置するなど実質的に山間地域であることから、高齢化の進む地域の活性化を目的に、特認地域として取り組むこととなった。

２．取り組みの内容

共同取組活動として、水路・農道の維持管理を集落全体で取り組むとともに、地域特産の大根の生産性向上を図る観点から、担い手農家への農地の集積を図り、農作業の効率化や品質の安定化に努め、上野大根のブランド化に向けて取り組んでいる。

また、収益の向上を図るため、加工組合を設立し、大根を原料とした漬け物「上野たくあん漬」の生産・販売を行っている。

- 信州大学や農業改良普及センター等の協力を得て、交雑化の進んだ特産大根の系列選抜を行い、Ｆ1品種の育成に成功し、「諏訪湖姫」として種苗登録を行った。
- 隔離ハウスでの原種播種などの共同作業や栽培方法の平準化等により、特産大根の品質の安定化を図った。
- 「上野大根祭り」を開催したり、市の農業祭等の各種行事に参加するなどして、上野大根のブランド化や品質について広く宣伝を行った。

さらに、多面的機能を増進する活動として、田にコスモスやひまわり等の景観形成作物の栽培を奨励し、農村景観の美化に努めている。

３．取り組みによる効果

共同作業や大根祭等を通じて集落内の協調性が高まった。

また、景観形成作物の栽培（１ha）の奨励により農村景観の美化が図られた。

集落協定の概要

市町村･協定名	長野県諏訪市（すわし）　大字豊田（とよた）　上野（うえの）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
8ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			20%
163万円	共同取組活動分（80%）	鳥獣害防止、水路・農道等管理		26%
		景観作物作付、農作業受委託等		9%
		役員報酬		6%
		共同機械購入積立金		39%
協定参加者	農業者　21人			

市民農業体験：大根の収穫

上野大根祭での即売

活動内容の概要

［活動内容・５年間の目標］

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田7.7ha）
  - 個別対応
- 高付加価値作物の栽培（地域特産大根のブランド化、共同作業による播種育苗、栽培方法の平準化）
  - 共同取組活動
- 水路・作業道の管理（水路1.9㎞、道路1.5㎞ 年３回）
  - 共同取組活動
- 鳥獣害防除（ネット等機材の補助）
  - 個別対応

多面的機能増進活動

- 景観作物の作付け（県道沿い1㎞コスモスを植栽）
  - 共同取組活動
- 周辺林地の下草刈（約6.5ha、年１回）
  - 共同取組活動

その他の活動

- 担い手の育成（離農者の家屋を整備し、新規就農者に住宅を３戸提供）
  - 共同取組活動
- 農業機械の共同購入・利用のための積み立て
  - 共同取組活動
- 伝統行事の育成（上野大根祭への参画補助）
  - 共同取組活動

［平成14年度までの主な効果］

○共同作業、大根祭等を通じ、集落内の協調が高まった。
○景観作物の奨励により、地域の美化が図れた。

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞

○農産物加工で女性・高齢者も参画できる場づくり

１．協定締結の経緯

当集落は、離村により戸数が７戸まで減少している小集落であるが、担い手のＵターンをきっかけに生産組合を設立し、共同利用機械・施設を整備するとともに、女性・高齢者でもやれることを模索し、地場産農産物を使った加工品の生産・販売に取り組んでいる。

直接支払制度の発足にあたって、これらの取組みに交付金を活用しようと集落全戸参加により協定を締結した。

２．取り組みの内容

集落戸数減少と高齢化等に対応するため、軽作業で楽しくやれる取組みを検討した結果、平成10年から地場産大豆を使った加工品（味噌など）の試作に取り組んできた。

また、平成11年に集落の高齢者が主体となって、Ｕターンの担い手を中心とする生産組合を設立し、県単補助事業を活用して水稲共同利用機械・施設を整備した。

平成12年に、直接支払制度の発足により集落全戸で集落協定を締結した。

交付金は100％共同取組活動分に充当することとしており、共同利用機械導入補助の地元負担分へ充当するとともに、これまで検討を進めてきた農産物加工を本格化するための加工所の建設費へ充当するなど、年次計画に沿って計画的な活用を図っている。

農産物加工は、加工所の設置を契機に生産組合内に加工部会を組織し、納豆と漬物（キムチ、たくあん）の生産に取り組んでいる。

吉川町では、環境に配慮した農産物生産を目指した「エコタウン吉川」構想を掲げており、当集落の加工品も環境保全型農法で生産された地場産農産物を素材とするものにこだわっている。集落内で生産された加工原料は生産組合で買い取り、加工所の出役にも賃金を支払っている。販路は町の協力を得て、町内の施設等での販売のほか、現在は首都圏の生協へも販売ルートが拡大している。

今後は、加工品目の拡大、加工設備の規模拡大、雪を利用した加工原料の長期貯蔵にも取り組んでいく予定である。

集落協定の概要

市町村･協定名	新潟県中頸城郡吉川町　大賀（なかくびきぐんよしかわまち　おおが）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
11ha	水稲、大豆	－	－	－
交付金額	個人配分分			0%
225万円	共同取組活動分	生産性向上・担い手定着（農業機械購入等）		55%
	（100%）	農業生産の拡大		45%
協定参加者	農業者　6人、非農業者　1人、大賀生産組合（構成員6人）、水利組合　1			

３．取り組みによる効果

農業生産活動に加えて、だれでも参画できる農産物加工に取り組んだことにより、若手だけでなく女性・高齢者の活動の場ができた。このことにより、集落戸数の減少とともに離れかけていた集落住民の気持ちに共同の意識が生まれ、もう少しがんばってみようという気運が高まった。

特に、高齢者は、集落共同活動に声をかけてもらえることで生き甲斐ができ、共同活動を通じて集落みんなの顔を見られる機会ができたことを喜んでいる。

また、他の地域から視察者が訪れることもあり、その方々との交流や情報交換の機会が持てて、喜んでいる。

活動内容の概要

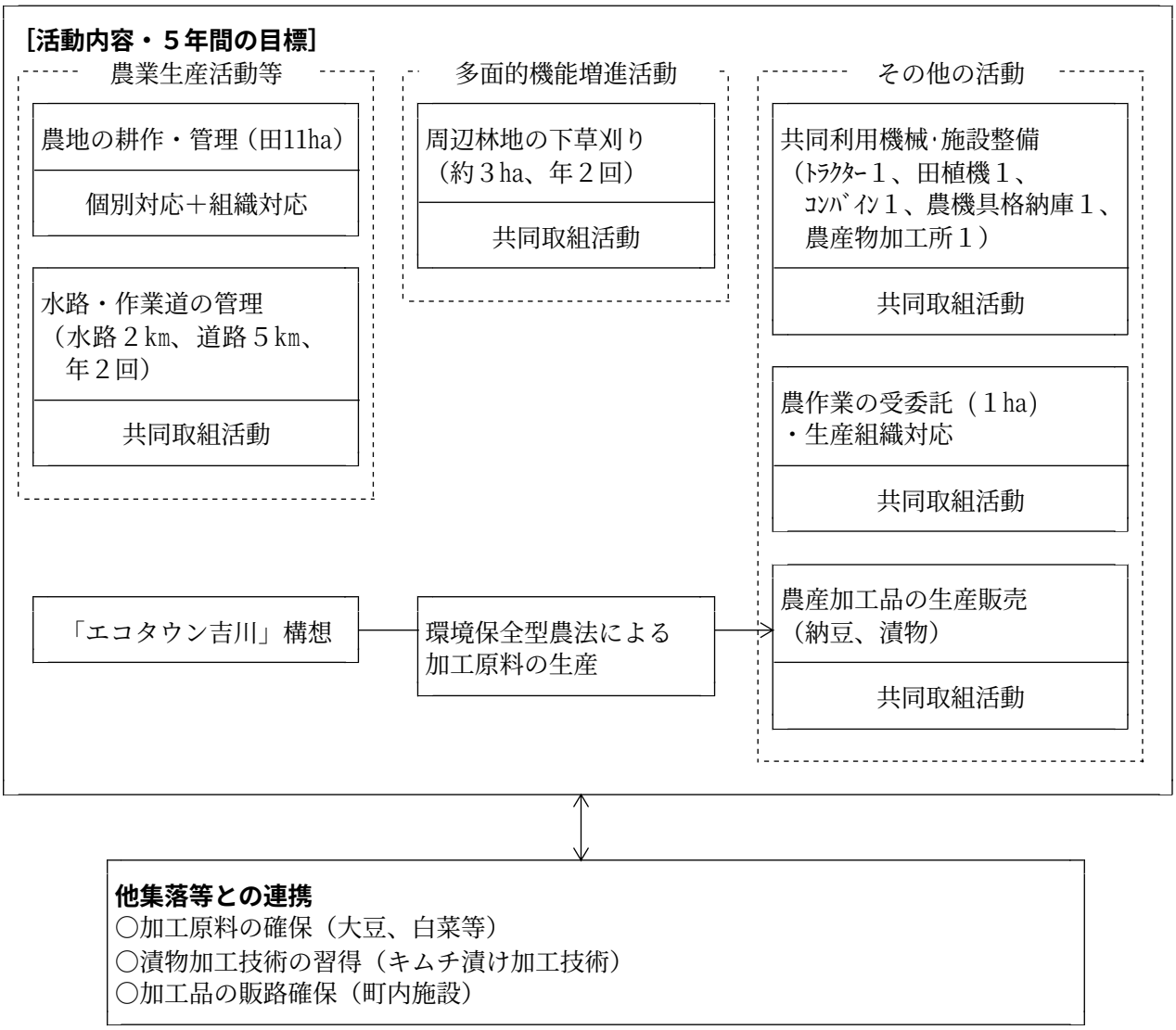

[平成14年度までの主な効果]

○生産組織の設立
○共同利用機械・施設の整備によるコスト低減
○農作業受委託の推進　１ha
○農産物加工の生産・販売の取組による雇用・所得機会の創出（従事者７名）

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞

○日本五大銘茶の安定生産、品質向上に向けた取組

１．協定締結の経緯

1250年の昔、伝教大師（僧　最澄）が中国からお茶の実を持ち帰り、岩谷山に植えられたことが始めとされ、日本五大銘茶の一つである朝宮（あさみや）茶の主生産地で、寒暖の激しい気候と15度程度の傾斜地を活かし、味・香気とも最高品質の茶を生産しており、地域ぐるみで安定生産、生産向上、品質向上を図っている。

当初、一部の農家が５年間の耕作に不安があるということで協定締結は難しいとのことであったが、数回にわたる話し合いや地元の努力により、集落協定に至った。

２．取り組みの内容

農業生産の向上を図るため、話し合い等を行うとともに、耕作放棄されそうな農用地については、地域の担い手農家に農作業委託を行うことができる体制を整備し、農用地の維持管理を行っている。

また、共同活動として、協定参加者全員による農道の改修や周辺道路の草刈り作業、周辺隣地の下草刈り作業を行っている。また、防霜ファンの共同維持管理を行っており、交付金は防霜ファンの維持管理代（電気代、修理代）に使用している。

３．取り組みによる効果

防霜ファンの管理について、修繕等がスムーズに行えるようになり、生産性が向上するとともに、共同による草刈り作業について、周辺農道だけでなく、生産団地に至るまでの県道の草刈りも行うようになり、景観も良くなった。

また、話会いの機会が増えたことにより、農業生産向上について話し合いを行えるようになるとともに、耕作放棄の防止を行うため、農作業委託を行うことができる体制を整備することができた。

集落協定の概要

市町村･協定名	滋賀県甲賀郡信楽町（こうかぐんしがらきちょう）　奥山（おくやま）			
協定面積	田	畑(100%)	草地	採草放牧地
26ha	－	茶	－	－
交付金額	個人配分分			0%
209万円	共同取組活動分	役員報酬		2%
	（100%）	防霜ファン維持管理		98%
協定参加者	農業者　25人			

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

農地の耕作・管理（畑26ha）	個別対応
水路・作業道の管理 （水路 5㎞、年1回 道路10㎞、年2回 清掃、補修、草刈り）	共同取組活動
農地法面の定期的な点検 （年2回）	共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り （年1回）	共同取組活動

その他の活動

防霜ファンの維持管理 （防霜ファンの運用・修繕等の共同維持管理）	共同取組活動
認定農業者の育成 （７名：当初４名で３名増加）	共同取組活動
高負荷価値農業の推進 （認定農業者を中心に研修会や勉強会を開催年1回以上）	共同取組活動
農作業の受委託 （耕作放棄されそうな茶園を、地域の担い手農家に農作業委託　約2.4ha）	共同取組活動

滋賀の園芸新世紀ステップアップ産地育成事業による、茶園の改良

集落外との連携

○耕作放棄地の防止のため、地域の担い手農家に農作業委託できる体制を整備し、交付金全額を共同取組活動に使用している。

[平成14年度までの主な効果]

○地域の担い手農家に農作業委託できる体制を整備することにより、耕作放棄を防止することができた。

○高付加価値型農業や生産性の向上について、話あったり、勉強会を開くことができ、農家の意欲が向上している。

○防霜ファンを共同で維持管理することにより、地域がまとまった。また、防霜ファンの修繕等もスムーズに行えるようになった。

○農道等の草刈りについて、農道だけではなく、生産団地に至るまでの県道の草刈りも行うようになり、景観も良くなった。

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞

○「そば」を活用した高付加価値型農業の展開

１．協定締結の経緯

以前から栽培していた地元特産のそばを集落協定参加者でもある「そば生産組合」が中心になって作付けし、収穫されたそばについては、地元産米・小豆・その他農産物及び加工品とともに、平成11年に完成した「そば処　春来　てっぺん」において提供・販売するなど地域農業を支えてきた。

また、当施設を中心にそば打ち体験や田植え、稲刈り、草刈りなどの農作業体験により都市住民との交流活動を行ってきた。

こうした気運の中、直接支払交付金を受けることで、さらに地域全体として農用地を維持し、振興を図る必要があると考え、集落協定を締結した。

２．取り組みの内容

春来そば生産組合を中心にそばの計画生産（約４ha）を行うとともに、そばの刈り取りを中心とした作業受託組織を設置した。また、交付金を活用して専用刈り取り機、脱穀機を導入した。

また、担い手の所得確保のために、春来そば生産組合で「そば処　春来　てっぺん」を運営している。

さらに、棚田保全ボランティアである「棚田交流人」などを受入れ、都市住民と農地の維持保全活動を共同で行い、人的交流を促進している。また、農道管理を非農家を含めた地区全体で行うなど地域内交流にも力を注いでいる。

集落協定の概要

市町村･協定名	兵庫県美方郡温泉町（みかたぐんおんせんちょう）　春来（はるき）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
24ha	水稲、そば	―	―	―
交付金額	個人配分分			51%
512万円	共同取組活動分（49%）	水路農道管理		10%
		多面的機能増進活動		10%
		生産性向上、担い手定着		16%
		担当者報償費等		13%
協定参加者	農業者　44人、非農業者　6人、水利組合　1			

３．取り組みによる効果

自治会、老人会、婦人会、農会、そば生産組合などの組織・団体の連携がより密接になり、全員参加によるむらづくりを推進している。

このことで、農業を中心とした将来の集落のあり方について住民全員が真剣に考えるようになり、「今何をすべきか」という自覚・認識を高めている。

活動内容の概要

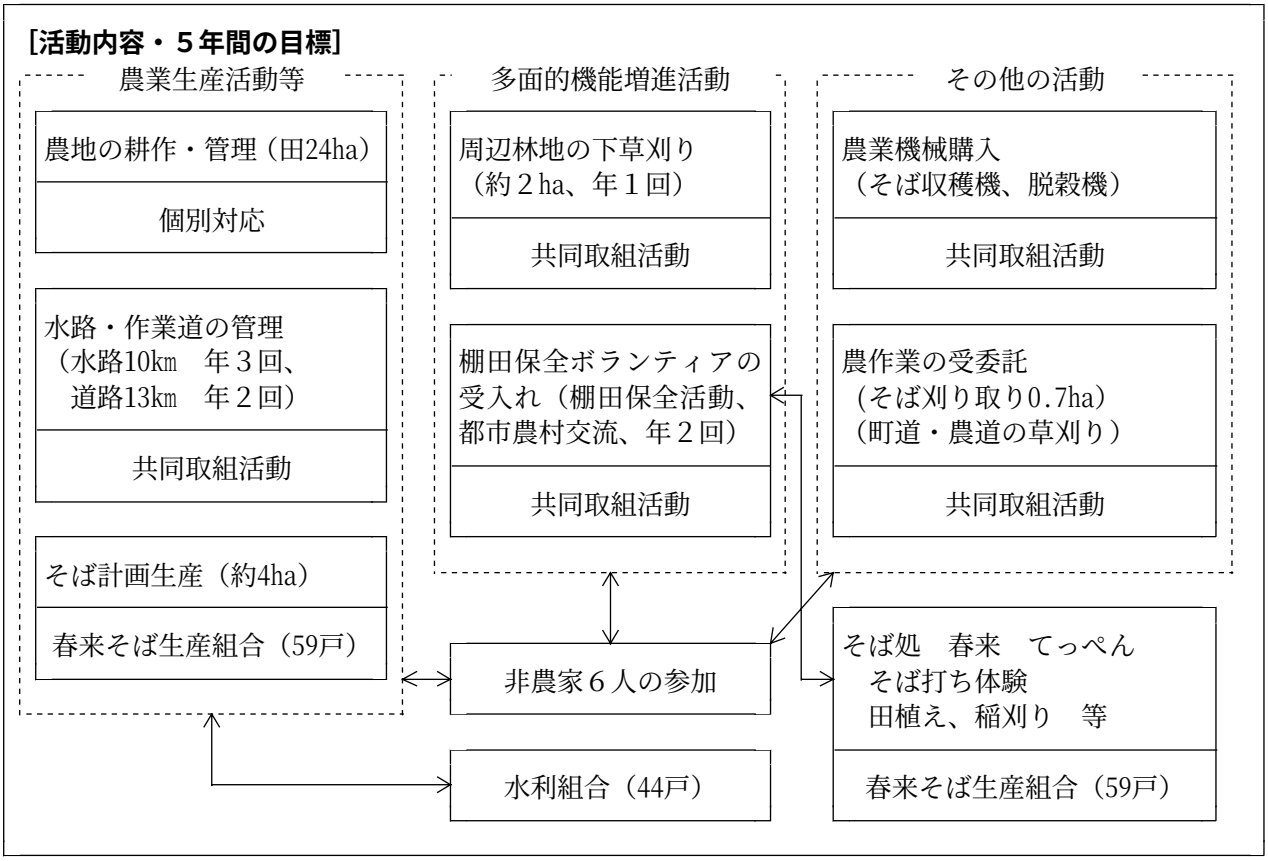

[平成14年度までの主な効果]

○棚田保全ボランティアを受入れることで、棚田保全活動、都市農村交流を推進
（年２回程度、延べ20人）

○そばを栽培（約4ha）し、加工施設である「そば処　春来　てっぺん」でそば打ち体験、そばの提供を行うなどそばを中心とした集落の活性化を推進
（雇用人数：正規職員　１人、パート職員　平日２～３人、日曜・祭日３～５人）

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞

○地元産小麦を使用したうどん、パンづくり

１．協定締結の経緯

当地区は、１区画30a程度のほ場整備実施地区で、大柳生営農組合が密接に地域の農業に携わっている。集落協定には営農組合が中心となり、本制度の導入を推進し、協定締結に至った。

なお、地域の農地は集落全員で守るべきとの観点に立って協定を締結するとともに、交付金は地元農家に還元できるよう農業機械の共同購入に充てることとしている。

２．取り組みの内容

当地区では、平成８年度に県営ほ場整備事業に取り組み、平成11年９月には大柳生営農組合を結成して集落営農による土地利用集積を進めてきた。営農組合の構成員は66名で、その内４名の担い手農家がオペレーターとなっている。協定内農地は営農組合が一括管理し、小麦による集団転作を行っている。

営農組合では、地産地消の取組として、小麦を使ったうどん、パンの商品化を計画しており、安全で安心して食べられる食材を消費者に提供することで大柳生ブランドの高価値化に努めるとともに、平成12年からは、そば祭りを開催し都市住民との交流を図っている。

平成12年の大柳生営農組合による田植機等共同機械の購入を契機に、基幹作業の受委託を開始した。基幹３作業に加えて乾燥調製作業の委託要望も年々増加しているため、平成14年度に地域農業構造改革モデル事業でミニライスセンターを導入し、地区の農家の負担減少による経営の安定と効率的な土地利用を推進している。

集落協定の概要

市町村･協定名	奈良県奈良市（ならし）　大柳生町（おおやぎゅうちょう）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
9ha	水稲、小麦、そば	―	―	―
交付金額	個人配分分			0%
190万円	共同取組活動分	事務用消耗品		3%
	（100%）	農業機械の共同購入		97%
協定参加者	農業者　34人、大柳生営農組合（構成員66人）			

３．取り組みによる効果

大柳生営農組合で、肥料、苗、農薬等資材の一括購入を通して原価を抑え、地区の農家の負担減少による経営の安定と効率的な土地利用の推進が図られた。またミニライスセンターの導入により、地元産の米、小麦を大量に加工販売し、消費者に安全で安心して食べられる食材の提供が可能になった。

将来、直売所を建設し、うどん、パン、水稲、野菜等の販売を通して「大柳生ブランド」を確立し、儲かる農業を目指していく。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	その他の活動
農地の耕作・管理（田9ha） 個別対応	周辺林地の下草刈り（年1回） 共同取組活動	農作業の受委託（面積５ha） 営農組合活動
水路・作業道の管理（４月簡易補修 ３月、９月草刈り） 共同取組活動	畦畔に花、センチピードグラスの植付け 営農組合活動	オペレーターの育成(目標5人) 共同取組活動
法面の定期点検（随時） 共同取組活動	景観形成作付け ・コスモス・レンゲの植付け ・11月そば祭りの開催 共同取組活動 営農組合活動	小麦・そばの作付け 営農組合活動
水路清掃（４月水路清掃 ５月、７月草刈り） 共同取組活動		

[平成14年度までの主な効果]

○景観作物の作付けによる地域の活性化
- ・コスモス、れんげの作付け
- ・畦畔にクロッカス、センチピードグラスの植え付け

○体験交流館の建設計画の策定
- ・都市と農村の交流(11月そば祭りの開催)
- ・地元産小麦を使ったうどん・パンづくり

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞

○機械施設の共同利用に向けた取組

１．協定締結の経緯

阪原町は、第２種兼業農家の割合は高いが、農業には積極的に取り組んでいる。当地区は、耕作放棄地も少なく広範囲に亘り面的な一団地性を有した地区であり、平成２年度に県営ほ場整備事業に取り組み、平成６年１月には集落営農組織である阪原営農組合を結成して担い手農家への農地利用集積を進めてきた。

本制度の導入に当たっては、当営農組合を中心に話し合いが行われ、「地域の農地は集落全員で守るべき」との観点に立って、協定内に農地を所有しない農業者を含めて協定を締結することとした。

２．取り組みの内容

営農組合による農地利用集積を進めた結果、これまで４人の担い手農家への全面委託・基幹作業委託による農地利用集積（約16ha）がなされた。また、営農組合が地区ブロックごとに斡旋・仲介を行っている。

この他、営農組合では、コスモスの集団栽培を継続実施している。この集団栽培地を利用して毎年秋に地域のイベント「コスモス祭り」を行い、都市住民との交流を図っている。また、直売向け品目の共同栽培も行い、サツマイモ・ナス・黒大豆の他、赤カブの漬け物を販売したところ大変好評であった。

３．取り組みによる効果

農地の利用集積は進んだものの、米価の低迷などから担い手農家の経営は厳しいものがある。地域農業の維持発展と、担い手農家を始め地域農家全員の負担軽減を図るため、共同利用機械・施設設置を始めとした検討を進めた結果、交付金を全額積み立てて、ミニライスセンターの建設資金に充てることを決定した。

また、地域内流通の拡大のための作付け品目の充実・多品目化に向け、なお一層の取り組み強化が図られた。

集落協定の概要

市町村･協定名	奈良県奈良市（ならし）　阪原（さかはら）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
33ha	水稲、大豆、ｺｽﾓｽ	－	－	－
交付金額	個人配分分			0%
690万円	共同取組活動分（ミニライスセンター建設資金の積立等）			100%
協定参加者	農業者　108人、阪原営農組合（構成員108人）、水利組合　7			

活動内容の概要

［活動内容・５年間の目標］

農業生産活動等

農地の耕作・管理（田33ha）	個別対応
水路・作業道の管理 （３月、９月簡易補修 ７月草刈り）	共同取組活動
法面の定期点検（随時）	共同取組活動
水路清掃 （５月、７月草刈り ４月水路清掃）	共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り （年１回）	共同取組活動
直売所の運営 体験農園（いも掘り）	営農組合活動
景観形成作付け ・コスモス・レンゲの植付け ・10月コスモス祭り	共同取組活動 営農組合活動

その他の活動

担い手への集積（面積16ha）	営農組合活動
オペレーターの育成(目標5人)	共同取組活動
ライスセンターの完成（H16年） 200㎡　１棟	営農組合活動

［平成14年度までの主な効果］

○景観作物の作付けによる地域の活性化
　・コスモス、れんげの作付け
　・10月コスモス祭りの開催
○体験農園等による都市農林交流の推進
　・10月保育園児、幼稚園児によるいも掘り体験（230人）
○ミニライスセンターの建設計画の策定

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞

○「柿まつり」を開催し柿の美味しさをＰＲ

１．協定締結の経緯

当集落は、平田市の市街地から北に約５㎞の場所に位置する都市近郊型農業地帯である。比較的なだらかな丘陵地に囲まれているため、昭和20年代から、その地形を活かすべく柿の栽培が盛んになり、更には米の生産調整の始まりと共に、転作田での生産拡大を図ってきた。

当集落のメイン産物となった柿は、品種改良、各種補助事業を導入することにより、年々生産量が増大し、特に西条柿は県内でも有数の産地となった。しかし、西条柿については、認知度不足により単価向上が見込めず、緊急の課題となっている。

この解決策として、試食によるＰＲが最良策であるため、「柿まつり」を開催し、ＰＲを行い、併せて地域の活性化を図るべく本制度に取り組むこととなった。

２．取り組みの内容

柿まつりについては、平成13年10月21日に集落内にある平田市就業改善センターにおいて行った。来場者数は約1,500人であった。まつりの内容は柿の直販、試食をはじめ、試作品である柿アイス、柿まんじゅう配布、各種イベント（柿クイズ、種飛ばし、早食い等）である。

柿まつり以外の取り組みとしては、組合内で各種部会（営農部会、農機部会、開発部会）を設立しており、所得向上に向けた様々な活動を行っている。

また、地元小学生を対象とした体験農園（果樹の収穫）を実施し、社会勉強の場を提供している。

３．取り組みによる効果

柿まつりの前売り券を市内に限らず広い範囲に販売したため、市外からの客も多く、都市部との交流に繋がった。また、西条柿のおいしさを広くＰＲすることもでき、今後の単価向上に寄与すると思われる。

集落協定の概要

市町村･協定名	島根県平田市（ひらたし）　晩鐘（ばんしょう）営農組合			
協定面積	田(1%)	畑(99%)	草地	採草放牧地
21ha	水稲	柿	－	－
交付金額	個人配分分			49%
77万円	共同取組活動分	多面的機能増進活動		41%
	（51%）	農業生産活動		10%
協定参加者	農業者　19人			

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

農地の耕作・管理 （田0.3ha、畑20.4ha）	個別対応
水路・作業道の管理 （水路3km、道路5km、年3回）	共同取組活動

多面的機能増進活動

体験農園の実施 （小学生を対象とした果樹収穫体験）	個別対応

その他の活動

高付加価値型農業 （樹園地への堆肥施肥）	個別対応
柿祭りの開催	共同取組活動

↕

集落協定地域外の畜産農家との連携
○樹園地施肥用の堆肥供給

[平成14年度までの主な効果]
○柿祭り開催により約1,500人との交流があった。
○体験農園実施により小学生に社会勉強の場を提供。

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞

○集落営農による共同機械購入・共同防除の取組

１．協定締結の経緯

当地区では、以前から地区の全戸で共同防除機を購入し、防除を行ってきたが、高齢化により防除機での防除が出来なくなった農家数の増加と防除機が耐用年数に達したことを契機に、地区内の話し合いを行った。

そこで、「耕作放棄地を出さない」「集落内農地はみんなで守る」を合い言葉に、既存の防除組合を中心に、機械導入・作業の共同化を図る目的で全戸が集落協定に同意した。

２．取り組みの内容

平成元年から２年にかけてほ場整備が行われ、農業者の高齢化に伴い農業生産活動が困難になった農用地については、地区内の担い手への集積が行われてきた。

平成12年度に、重労働である水稲の防除作業について、ホースの巻き出し巻き上げが手元スイッチで行える薬剤消毒機（液剤）を購入し、重労働の軽減を図るとともに、共同購入による営農コストの低下及び適期での一斉防除による生産性の向上に努めている。

平成13年度には、集落内での花いっぱい運動の推進と、協定参加農家の若い担い手による全水田への一斉防除を行った。また、米の生産調整への取組みもなされており、耕種農家と畜産農家との連携による団地化や、有機堆肥の土づくりにも力を入れている。

平成14年度には、普及所の指導を受け多くの労力を要する畦畔・法面の草刈りについて、グランドカバープランツ（センチピートグラス（400㎡）播種・ヒメイワダレソウ（100㎡、400ポット）移植）による省力的畦畔管理作業に着手している。

(共同防除面積)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度
水稲作付(水張)面積	2.55ha	2.52ha	2.71ha
防除回数	４回/年	４回/年	５回/年

集落協定の概要

<table>
<tr><td>市町村･協定名</td><td colspan="4">岡山県真庭郡湯原町　牧（まにわぐんゆばらちょう　まき）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">協定面積
7ha</td><td>田(97%)</td><td>畑(3%)</td><td>草地</td><td>採草放牧地</td></tr>
<tr><td>水稲、牧草</td><td>野菜</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="5">交付金額
143万円</td><td colspan="2">個人配分分</td><td colspan="2">50%</td></tr>
<tr><td rowspan="3">共同取組活動分
（50%）</td><td>報酬・水路農道維持管理</td><td colspan="2">10%</td></tr>
<tr><td>共同防除</td><td colspan="2">5%</td></tr>
<tr><td>生産性向上（水稲防除機購入）</td><td colspan="2">35%</td></tr>
<tr><td>協定参加者</td><td colspan="4">農業者　13人</td></tr>
</table>

３．取り組みによる効果

・共同取組作業や重労働への担い手の出役による地区内協力関係向上と地域の活性化が図られた。（担い手の育成・確保）
・共同機械購入による低コスト化、高齢農家への労力の軽減（全水稲作付面積対象）
・米の生産調整等の集落内調整が一層スムーズになった。（地区達成率100％）
・水路・農道の定期的管理による耕作放棄防止と農地保全
・耕畜農家の連携が密になり、堆肥の有効処理ができるようになった。

活動内容の概要

［活動内容・５年間の目標］

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田6.8ha、畑0.2ha）／個別対応
- 水路・作業道の管理（水路1.0㎞、農道1.5㎞、年2回）／共同取組活動
- 鳥獣害適正防止（防護柵の設置）／共同取組活動

多面的機能増進活動

- 堆きゅう肥の施用（耕種と畜産の連携による土づくり）／個別対応
- 景観作物作付け（500㎡にグランドカバープランツを植栽）／共同取組活動

その他の活動

- 農業機械の共同購入･共同利用（薬剤散布機１台購入、一斉防除の実施）／共同取組活動

集落外との連携
○耕種農家と畜産農家との連携による堆肥の確保

［平成14年度までの主な効果］
○共同機械購入による低コスト化、高齢農家への労力の軽減
○集落内調整による米の生産調整等の円滑化
○耕畜農家の連携による堆肥の有効処理

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞

○消費者を見据えたミカンの有利販売

１．協定締結の経緯

当地区は、リアス式海岸に迫る山の急斜面を切り開いた樹園地での温州みかん、伊予柑、ポンカン栽培を中心とする柑橘地帯である。

平成11年に県営畑地帯総合整備事業による共同防除灌水施設が完成し、以後、共同利用体制がとられていた。しかし、耕作者の高齢化から、収穫などの基幹作業が困難な農家やみかん価格の低迷による事業負担金の償還が困難な農家も発生し、また、施設の管水路の補修などの経費も大きな負担となっていた。

そのような中で、直接支払制度が発足し、交付金を施設の維持・管理経費に活用することにより、耕作の継続と耕作放棄地発生の歯止めになることを期待し、本制度を導入することとなった。

２．取り組みの内容

共同防除灌水施設は整備されたものの、近年の経済不況からみかん価格の低迷が続き、農業の将来性や農家経営の先行きに対する不安が増大していた。

このため、市場におけるみかん販売の状況や市場関係者のみかんに対する価値観等を調査するために、市場関係者を本地区へ招待し「市場関係者と語る会」を開催した。話し合いの中では、特に、いかにみかんを高く販売するかが焦点となった。翌日には、園地を見回るなど、本地区のみかん栽培技術やみかんの美味しさなどに高い評価を得た。これを契機に、量的にも消費者が買いやすく、食べやすい３キロ箱のみかん箱詰めに取り組むことになった。

当初の協定締結の動機である共同防除灌水施設の維持・管理経費への支出については、毎年交付金の約４分の１を充てることにより、農家負担の軽減を図っている。

３．取り組みによる効果

３キロ箱詰めの取組により、その出荷の農家手取は一般農家の２倍もあった。また、農家にとっては、単価が一定に設定されているため、収入が計算できると好評である。

集落協定の概要

市町村･協定名	愛媛県東宇和郡明浜町（ひがしうわぐんあけはまちょう）宮野浦（みやのうら）			
協定面積	田	畑(100%)	草地	採草放牧地
39ha	―	ﾐｶﾝ、伊予柑、ﾎﾟﾝｶﾝ	―	―
交付金額	個人配分分			48%
447万円	共同取組活動分（52%）	農道、管水路の点検、維持管理費		25%
		生産性向上対策、担い手対策		9%
		研修費、景観作物費等		18%
協定参加者	農業者　56人			

一方、３キロ箱の箱詰めは手間がかかるうえ、昼間のみかん採取を終えた夜間に行うため、高齢の農家や体力的に自信のない農家は参加できない面も持っている。

現在は12戸の農家が共同で農協の倉庫を借りて実施しているが、農家収入が増えるという一番の魅力があり、他の農家も注目していることから、今後の農家収入の動向により参加農家が更に増えることが期待される。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（畑39ha）
  - 個別対応
- 畑地灌漑自動化施設（管水路）・農道の管理（管水路40km、道路３km、単軌道4箇所　年2回点検）
  - 共同取組活動
- みかん着花対策として、着花促進剤の散布（38.9ha）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 景観作物作付け（農道の終点を集落の憩いの場とするためにスイセンを植栽　200㎡　周辺には桜も植栽されている）
  - 共同取組活動
- 農地法面の点検（年４回）
  - 共同取組活動

その他の活動

- 担い手への利用権設定による耕作放棄地の防止（0.5ha）
  - 共同取組活動
- 市場関係者と語る会を開催し、みかんの販売などについて研修（１回）（この会から、３キロ箱詰めの案がでる）
  - 共同取組活動
- 鳥獣害防止活動
  ・イノシシ捕獲柵の設置(1基)
  - 共同取組活動

↕

集落外との連携

○東宇和農業改良普及所と共同で、宮野浦集落営農に関する意向調査を実施し、今後の農業経営、農地の団地化、栽培品種の統一などについて検討していく。

[平成14年度までの主な効果]

○担い手への利用権設定による耕作放棄地の防止（0.5ha）
○３キロ箱詰めみかんの販売を実施し、収益の向上
○農業生産活動等に対する共同意識の向上

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞

○収益向上を目指したマルチ栽培

１．協定締結の経緯

当地区は、リアス式海岸を臨み、急傾斜で潮風と豊かな太陽、穏やかな気候に恵まれたみかん地帯である。

また、当地区は国営南予用水事業の受益であり県営畑地帯総合整備事業でスプリンクラーの自動化施設が整備されており、現在共同利用施設として管理されている。しかし近年は、みかんの価格低迷や高齢化、後継者不足等で離農したり耕作放棄地が出てきているのが現状であり、その様な中で本制度が発足し、農道管理、施設管理費、多面的機能を増進する活動等を行い交付金を活用し、農用地を守っていくことを目的として、本制度を導入することとなった。

２．取り組みの内容

当集落は、全域において柑橘栽培が行われており、道路、水路の管理や多面的機能を増進する活動として、堆きゅう肥の施肥や生産性・収益の向上のための共同取組を行いながら耕作放棄などの防止に努めている。

平成14年10月に光センサー選果機が導入され、これまで以上に品質を重視したみかん栽培が求められるようになり、共同取組活動においても、高付加価値型農業の推進を図るため、約700万円の予算を面積割りにより配分し、マルチ資材の配布を行い、極早生みかんを中心にタイベックマルチの被覆（地面を白く被覆することにより、秋以降の余計な水分を遮断し、糖度が高く色づきの良いみかんが出来る。）を行った。

また、マルチシートは１ｍ・1.5ｍ・２ｍ×100ｍのものが規格のため、面積割りによる配分額で１本購入出来ない協定者には堆肥の配布を行い、協定者の平等を考えながら取り組みを実施した。

集落協定の概要

市町村･協定名	愛媛県北宇和郡吉田町　法花津（きたうわぐんよしだちょう　ほけづ）			
協定面積	田	畑(100%)	草地	採草放牧地
183ha	－	柑橘	－	－
交付金額	個人配分分			50%
2,100万円	共同取組活動分（50%）	生産性・収益向上		33%
		水路農道管理費等		13%
		多面的機能増進活動		2%
		役員手当、その他		2%
協定参加者	農業者　143人、水利組合　1			

シートの配布

シート被覆

３．取り組みによる効果

光センサー選果機導入に合わせて、マルチ資材を配布し被覆したことで、糖度は露地みかんに比べて１～２度高く、着色は露地よりも早く紅が濃くなり、全体的にもバラツキがなく、光センサーに対応できる高品質みかんを作ることが出来た。

また、堆肥を配布し施肥したことで、樹勢維持・回復・強化が図られ、高品質みかんの生産につながった。

今後も高品質果実の安定生産を行うため、積極的に取り組むこととしている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理(畑183ha)
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理（水路 幹支線35㎞ 散水線90.7ha 道路 20㎞、年２回）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 堆きゅう肥の施肥（年１回）
  - 共同取組活動
- 農地法面の定期点検
  - 共同取組活動

その他の活動

- 高付加価値型農業の推進を図る（タイベックマルチの配布等）
  - 共同取組活動
- 利用権設定による面的集積
  - 共同取組活動

[平成14年度までの主な効果]

○多面的機能の増進する活動で堆肥配布を行い、樹勢維持・回復・強化が図れた。
○高付加価値型農業の推進活動でマルチ資材の配布を行い、バラツキのない高品質みかんが出来た。
○新規就農者　２名（平成13年度）

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞

○高付加価値型農業を目指した有機肥料の推進

１．協定締結の経緯

立花町は福岡県の南部に位置し、山の中腹を開墾して、みかん、キウイフルーツ等の果樹栽培を中心として、たけのこ・わらび等の露地栽培にも取り組んできた。

また、小規模なグループを組織して、山間部の畑地間の基盤整備・農道整備、スピードスプレヤーの導入などに取り組んできた。

近年、農業者の高齢化・後継者不足解消を図るため、グリーン・ツーリズムへの支援・取組を行うようになったが、本制度を契機に事業の拡大を行おうということから協定の締結に至った。

２．取り組みの内容

当集落は、生産性向上及び高付加価値型農業の取組の一環として、有機肥料の推進及び配布を行っている。これまで、化学肥料の投入が主流であったが、より消費者指向にあった耕作を行うとともに、環境に対する配慮の観点で、有機肥料を推進することとしている。

また、町で開発されている竹炭の土壌改良資材としての投入及び無害消毒を目指した竹酢液の噴霧について、今後の導入を検討中である。

更に、当集落は観光農園や貸し農園を設置しており、交付金により直売所、農道、駐車場、トイレ等を整備し、都市住民との交流を深める活動を行っている。

みかん狩り

たけのこ狩り

集落協定の概要

市町村･協定名	福岡県八女郡立花町　鹿伏（やめぐんたちばなまち　かぶせ）			
協定面積	田(2%)	畑(98%)	草地	採草放牧地
75ha	水稲	ﾐｶﾝ、ｷｳｲ、たけのこ	―	―
交付金額	個人配分分			50%
829万円	共同取組活動分（50%）	水路・農道管理		20%
		多面的機能増進活動（都市農村交流）		12%
		生産性向上（堆肥購入）		4%
		集落営農活動等、役員報酬		14%
協定参加者	農業者　53人			

３．取り組みによる効果

本制度の導入により最も変化したことは、停滞しつつあった地域交流が戻り、活気がでてきたことである。そのような状況をバネに、今後は農道舗装や観光農園等を支援するためのインフラ整備を継続して行うとともに、担い手の育成や女性・高齢者の労働力を活かした集落営農の確立を図ることが目標である。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田1.1ha、畑74.3ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理（水路8㎞、道路10㎞、年３回）
  - 共同取組活動
- 有機肥料（堆肥）の投入（1人20俵×53人=1,060俵　散布面積　約10ａ／人）
  - 共同取組活動（生産性向上活動との連携）

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り（50名が1日がかりで約10㎞草刈、年2回）
  - 共同取組活動
- 公民館便所改築工事
  - 外部業者委託

↕

- 多面的活動で整備した交流施設との連携によるグリーン・ツーリズムの推進

その他の活動

- 観光農園の実施
  - 筍　70a　2区画
  - みかん　30a　1区画
  - キウイ　10a　1区画
  - わらび　20a　4区画
  - 大豆　10a　1区画
  - ・山菜料理、ホタル見物等（グリーンツーリズム）
  - 共同取組活動
- 農作業の受委託（現在37名が集落内で受委託契約を結んでいる）
  - 共同取組活動

↕

集落外との連携

○「ｄｏｋｏｍｏ田中さんちの農園」を設立。ミカン狩り筍掘り等の体験ができる。
平成14年度には奈良県上牧中学校の修学旅行受け入れを行う。

[平成14年度までの主な効果]

○耕作放棄地の復旧　面積は10ａ程度。荒れ地に大豆を植え、大豆狩り農園を開園
○認定農業者の新規確保　２名
○入客数　5月筍狩り300名、修学旅行受入45名　6月梅ジュース・ホタル見物の会45名
9月大豆狩り300名　10月～12月ミカン狩り300名
○福岡市内の小学生、夏・春休みに３泊４日で宿泊体験学習

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞

○ミカン園の潅漑施設を整備

１．協定締結の経緯

熊本市の北西部に位置する当地区は、標高100mから300mの傾斜地を利用した果樹栽培（ミカン、ナシ等）が盛んな地域で、集落毎に農家組合が組織されており、本制度に対する取り組みは、この農家組合を単位として行われている。

これまで、園内作業道の整備やスピードスプレイヤーの導入など農作業の省力化に向けた取り組みが行われてきた。しかしながら、山の中腹に広がる当地区の果樹園は、河川から離れており潅漑・防除用水の確保が課題となっていた。

２．取り組みの内容

果樹栽培が盛んな当地区にあって、潅漑・防除用水の確保が最大の課題となっていたが、本制度が発足し、交付金の使途について集落で話し合った結果、谷底のボーリング施設から用水をポンプアップし、給水できるような共同潅漑施設を整備しようということになった。

平成14年１月から工事をはじめ、同年４月に共同潅漑施設が完成したが、工事にあたっては、立木の伐採、整地等を自分達で行うことにより、事業費の低減に努めた。

○施設の概要

・揚水管延長　1,370m
・貯水槽　　300t
・事業費　　31,984千円（うち交付金充当額：23,285千円(５カ年分見込み))
・竣　工　　平成14年４月

集落協定の概要

市町村･協定名	熊本県熊本市（くまもとし）　東門寺（とうもんじ）			
協定面積	田	畑(100%)	草地	採草放牧地
63ha	―	ミカン、ナシ、タケノコ	―	―
交付金額	個人配分分			11%
724万円	共同取組活動分（89%）	共同利用施設整備（潅漑施設整備）		70%
		道路・水路管理費		7%
		研修会		5%
		役員報酬、その他		7%
協定参加者	農業者　50人			

３．取り組みによる効果

ミカン園の潅漑用水・防除用水が確保され、作業の効率化、生産の安定、品質の向上につながっている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（畑63ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理（ため池1箇所、農道2.5㎞、年2回）
  - 共同取組活動（協定非参加者含む）
- 鳥獣害防止対策（ｲﾉｼｼ防護柵の設置、20ａ）
  - 個別対応
- 簡易基盤整備
  - ・果樹園内作業道路整備
    - 整備済み　25ha
    - 目標　50ha
  - グループまたは個別対応 県単独事業等を活用

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り（20ａ、年２回）
  - 共同取組活動（集落農家全戸で実施）
- 景観作物作付け（ツツジの植栽　10ａ）
  - 共同取組活動（集落全戸で実施）

その他の活動

- 生産基盤の整備
  - ・ミカン園の潅漑施設を整備
    - 揚水配管　1,370m
    - 貯水槽　300ｔ
    - 事業費　32百万円
    - （うち交付金　23百万円）
  - 共同取組活動
- 認定農業者の育成
  - ・農業後継者クラブへの研修費助成
    - 対象者数　14人
    - 助成額　10万円
  - 共同取組活動
- 公民館改修
  - 回収面積　13㎡
  - 事業費　50万円
  - 共同取組活動

[平成14年度までの主な効果]

○ミカン園の潅漑、防除用水が確保され、作業の効率化、生産の安定につながった。

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞

○集落営農組織を中心とした農業生産活動

１．協定締結の経緯

本集落は、平成12年度に直接支払制度に取り組むために、受入母体となる集落営農組織（東市山営農組合）を設立し、平成13年度には、集落営農組織を中心に集落の営農活動を展開し、県のむらづくり重点地区指定を受けている。

２．取り組みの内容

畦畔の下草刈りや、協定農用地への鳥獣被害（イノシシ、シカ、ウサギ）を防止するため電気牧柵等の設置を行う他、多面的機能を増進する活動として、集落内のほ場約５haに堆きゅう肥の施肥（約50ｔ）を行っている。

また、集落の和牛同好会へ飼料生産の土地利用集積を行い、集積した13.8ha（計画時点11ha）の水田に対し10ａ当たり1,000円を交付金から支給している。

さらに、水稲の無人ヘリによる共同防除の普及を図るため、実施者に対して農薬代金の一部を交付金より補助を行う他、平成14年度に県単むらづくり整備事業で、共同利用機械（トラクター、コンバイン、マニュアスプレダー、水田ハロー等）を購入し、自己負担分を農業近代化資金より借り受け、その償還金を交付金より年79万円（計画時点70万円）を支出している。

３．取り組みによる効果

○集落営農組織の設立（オペレーター７人）及び農作業受委託の実施

・受委託面積：堆肥散布５ha（約50ｔ）、代かき２ha、収穫２ha

○水田への飼料作物の土地利用集積が図られた。（土地利用集積面積　13.8ha）

○水稲の共同防除の推進が図られた。（共同防除面積　21ha）

集落協定の概要

市町村･協定名	鹿児島県伊佐郡菱刈町　東市山（いさぐんひしかりちょう　ひがしいちやま）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
32ha	水稲、飼料作物	―	―	―
交付金額	個人配分分			32%
347万円	共同取組活動分	積立金		38%
	（68%）	機械償還金		20%
		その他（農薬・転作協力金等）		10%
協定参加者	農業者　36人、非農業者　1人、東市山営農組合（構成員31人）、和牛同好会（7人）			

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

農地の耕作・管理（田32ha）
個別対応

水路・作業道の管理
・水路、年1回(清掃、草刈り)
・道路、各自でほ場周辺を実施
共同取組活動＋個別対応

農地法面の定期的な点検（年2回）
共同取組活動

鳥獣害適正防止（電気牧柵の設置2㎞）
個別対応

多面的機能増進活動

堆きゅう肥の施用（約5ha　50t）
営農組織

景観作物作付け
・菜の花等を集落沿道へ植え付け　700m
・ひまわりを集落広場へ植え付け
共同取組活動

県単むらづくり整備事業による水稲栽培機械の整備（機械のみ）

その他の活動

農業機械・施設の共同購入・共同利用
・ﾄﾗｸﾀｰ（40PS）　１台
・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(４条)　１台
・ﾏﾆｭｱｽﾌﾟﾚｯﾀﾞｰ　１台
・水田ハロー　１台
・格納庫（100㎡）１棟
共同取組活動

共同防除の実施（無人ヘリ　水稲21ha）
※農薬代の一部助成
共同取組活動

水田への飼料作物の土地利用集積の取組（集積面積　13.8ha）
※集積への助成1,000円/10a
共同取組活動

集落外との連携
○自治集落区域外の協定参加農家に対する受託作業の実施。
○隣接２集落での水稲の共同防除の実施。

[平成14年度までの主な効果]
○鳥獣による被害の減少（電気牧柵の設置2㎞）
○堆きゅう肥施用による土づくりの推進（堆肥散布　5ha、50ｔ）
○営農の効率化
　・集落営農組織による受委託の推進（堆肥散布５ha，代かき２ha,収穫２ha）
　・機械の共同購入・共同利用による低コスト化
○水稲の共同防除の実施（共同防除面積　21ha）
○生産調整作物の効率的生産
　・和牛同好会による水田への飼料作物での土地利用集積の取組（土地利用集積面積　13.8ha）
○景観作物の作付けによる地域の活性化
　・集落沿道（菜の花(500m)，野カンゾウ(200m)）
　・集落広場（ひまわり100㎡）

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞

○シークヮーサーの生産振興に向けた取組

１．協定締結の経緯

当集落は沖縄本島北部の嘉津宇岳のふもとに位置し、古くからシークヮーサーの栽培で有名なところである。

当集落の基幹作目であるシークヮーサーの生産量は、長引く農産物の価格低迷や農家の高齢化による不十分な肥培管理等により、最盛期の約600ｔから50ｔ前後にまで落ち込んだ。

一方で、近年の健康ブームから、シークヮーサーが抗ガン作用や血糖値の抑制等に効果があると言う研究成果がＴＶ等を通じて全国的に紹介され、シークヮーサーが一躍注目を集めることになった。

これを契機に、県内外から集落の特産品であるシークヮーサーに引き合いが殺到したが、集落内で若年層の農業離れや遊休農地の発生等が顕在化する中、十分な対応を取る事が出来ず、シークヮーサーの生産拡大と安定供給が課題となった。

この様な状況の中、当集落では、本制度を活用し、交付金を全額共同取組活動に充て、集落の活性化につながるシークヮーサーの生産振興に努めることで、協定を締結することに合意した。

２．取り組みの内容

シークヮーサー生産農家を中心に集落の有志が集まり、シークヮーサーの生産振興と集落活性化について、様々なアイディアを出し合った。

先ず、シークヮーサーの出荷組合を立ち上げ、直接支払交付金を原資に様々な活動を展開した。１年ごとに豊作と不作を繰り返す隔年結果を軽減するため、交付金で堆肥を購入し、それを無償配布し、土づくりを励行した。また、樹勢を維持するため摘果を兼ねて収穫した未だ青い酸味の強い時期の果実を、料理用の酢みかんとして販売し、収益向上を図った。

更に、付加価値を高めるため、従来果汁用原料に出していた果実の一部を外部委託し、産地産原料100％の果汁として直接県内外へ販売を開始した。また、健康食品としてのシークヮーサーをＰＲするため県庁等での広報活動も積極的に行った。

集落協定の概要

市町村･協定名	沖縄県名護市（なごし）　勝山（かつやま）			
協定面積	田	畑(100%)	草地	採草放牧地
18ha	－	シークヮーサー	－	－
交付金額	個人配分分			0%
189万円	共同取組活動分（100%）	農産物宣伝活動費		27%
		研修費、環境美化費		16%
		その他（積立、役員手当等）		57%
協定参加者	農業者　33人、出荷組合（構成員32人）			

集落活性化のヒントを得るため、同じシークヮーサーの産地で健康と長寿の里で知られる県内の先進地へ視察を行い、村づくりのノウハウを学んだ。また、草刈機の替刃や草刈鎌を無償で配布すると共に、集落道の清掃を住民総出で行った。

現在は、「花が咲き誇り蝶が舞う集落の創造」をコンセプトにトックリキワタ等の景観作物や蝶の幼虫の食草等も植栽している。

山間の急斜面にあるシークヮーサー園

３．取り組みによる効果

シークヮーサーの隔年結果を軽減するために行った土づくり運動と実質的には摘果作業になる酢みかん用の青物の収穫は、安定した収量をもたらすと共に、酢みかん用の青物が思った以上に市場の反応が良く、単価の安い果汁原料用のみを出荷していた頃に比べ農家収益の向上へとつながった。

シークヮーサーの高付加価値化は、生産意欲の向上、適切な肥培管理の実施等につながり、若い人たちも農業に関心を持つようになった。また、遊休農地の解消にも明るい兆しが見えてきている。

交付金を活用したシークヮーサーの生産振興は、一時期最盛期の10％前後にまで落ち込んだ当集落の基幹作目であるシークヮーサーの生産量を、最盛期の60％程度にまで回復させ、集落の活性化に弾みをつけている。

また、生産者自らの生産から販売までの取組は、地域の活性化と言う誇りと自信につながり、自然豊かな村づくりへと進行している。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

農地の耕作・管理（畑18ha）
個別対応

住民総出での集落道の清掃
共同取組活動

多面的機能増進活動

トックリキワタ等の景観作物及び蝶（幼虫）の食草の植栽
共同取組活動

集落活性化のヒントを得るための県内先進地への視察
健康食品としてのシークヮーサーの積極的なＰＲ
共同取組活動

その他の活動

シークヮーサー出荷組合の設立
隔年結果軽減対策としての堆肥投入による土づくりの励行及び樹勢を維持するための摘果の奨励
摘果を兼ねて収穫した青い酸味の強い果実の料理用酢みかんとしての販売
従来果汁用原料に出していた果実の産地産原料100％の果汁としての直接販売の開始
共同取組活動

＜担い手の定着に特徴のある事例＞

○将来の担い手の育成・確保を目指した施設整備

１．協定締結の経緯

当地域は、山林に囲まれた傾斜地と標高もある条件不利地域であり、開拓当初は雑穀などが作付けされたが、昭和26年頃から乳牛・和牛の導入が始まり、現在では酪農専業地帯として、中規模酪農の安定した営農を進めている。開拓入植以来55年を経過していることから、酪農経営者もすでに開拓１代目から２代目に移譲されているが、最近においては３代目となる青年が学業を終えて、親の農業を継ぐか、他の職業を選ぶかの重要な時期を迎えている状況である。

このような集落の現状を踏まえ、本制度の実施に当たり、再三に渡り話し合ったところ、次の世代へ農業を引き継がせる可能性を見い出すために、エゾ鹿被害防止柵を設置し、農業所得を確保し効率的な経営の実現、家畜糞尿を堆肥化し環境保全と循環型農業への取組の推進、酪農ヘルパーの活用、農業実習生の受け入れなど、ゆとりある酪農の実現を目指すことで、協定を締結することとした。

２．取り組みの内容

近年、足寄を訪れる新規就農を目指す若者や中学生（全国足並みサミット・足のつく町との交流事業で足尾町から）、20代前半の若者の農業体験生が多くなっているが、受入農家の方が体験生を通して、体験生から見た農業（農業が持つ教育力）と農業を目指す若者のひたむきな姿に感銘を受けたり、農業後継者となるべき農家の子供たちの意識と大きな違いがあることに戸惑いを受けるなど、地域農家の意識に大きな影響を与えている。

しかし、体験生は、受入農家の住宅事情もあるなかで宿泊するため、プライバシーの確保が課題となっている。このことにより円滑な受入に支障を来しているため、集落では、体験生の円滑な受入と体験生との交流を通じて、農家の子供達の意識や集落体制の見直しが図られればとの考えになり、交付金を活用し農業体験実習施設（宿泊及び研修施設）を設置した。

平成14年度の農業体験実習施設の受入人数は、５人（中学生４人、新規就農研修生１人）となっており、今後、体験生や受け入れした農家の子供たちが農業を見つめる視点が変化し、集落の農業を担う後継者を育成し、さらに農業経営を継承することが期待される。

集落協定の概要

市町村･協定名	北海道足寄郡足寄町　白糸第３（あしょろぐんあしょろちょう しらいと）			
協定面積	田	畑	草地(100%)	採草放牧地
337ha	－	－	牧草	－
交付金額	個人配分分			0%
824万円	共同取組活動分（100%）	農業生産活動等（エゾ鹿牧柵設置・維持管理）		3%
		多面的機能増進活動（農場環境整備、廃車撤去等）		16%
		生産性・担い手定着（農業機械施設の共同購入等）		81%
協定参加者	農業者　10人			

３．取り組みによる効果

農業体験実習施設の設置により、受け入れ農家に気持ちのゆとりが生まれ、体験生の安定的な受入と地域農業者との交流促進を図ることができた。

また、体験生がいないときは、集落の集いの場としても活用しており、この中で、これまで個別完結で営農してきたため、集落で取り決めして進めることに抵抗があったが、耕作放棄の発生を防止し、効率的な農業を進めていくには、集落の共同活動が不可欠であり、地域構成員の知恵を出し合っていく大切さを認識したことにより、集落内での課題解決の話し合いが活性化してきている。

農業体験実習施設

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	その他の活動
農地の耕作・管理（草地337ha）	農場周辺環境整備（花壇整備）	牧草作業機械の共同購入、共同利用（２台）
個別対応	共同取組活動	家畜衛生・共同防疫の推進（牛舎の衛生･防除体制の確立）
鳥獣被害の防止（鹿柵の維持管理）	廃屋の撤去	家畜糞尿の適正処理（運搬・散布等の共同化）
共同取組活動	共同取組活動	農業体験実習生の受入（５人）
		酪農ヘルパー利用（４戸）
		共同取組活動

[平成14年度までの主な効果]

○花壇整備(６箇所)による農村環境・景観の整備
○廃屋(２戸)の撤去
○家畜糞尿を処理し完熟堆肥化・液肥化（13,140t）による散布作業
○集草機、肥料散布機の共同購入・共同利用によるコスト低減
○牛舎の衛生環境の整備（10戸）
○農業実習生の受入による担い手対策(５人)
○酪農ヘルパー利用助成による利用促進（４戸）

＜担い手の定着に特徴のある事例＞

○若手を中心にパソコン導入による農業経営の合理化

１．協定締結の経緯

当町は県内でも有数のリンゴと米の町で、協定集落は、丘陵地に広がるリンゴ園が多く、農林水産大臣賞を12回受賞するなど、地域のリンゴ生産の中心的な存在となっている。早くから冠婚葬祭の簡素化(会費制)や公民館活動等に取り組むほか、当町の中でも農業後継者が最も多く若手を中心に獅子踊りの保存やねぷた祭りなどの活動が活発に行われている。協定では、全生産者が加入している16の農道組合長と10の共同防除組合長が役員になっており、規模も県内最大級である。

２．取り組みの内容

平成12年度から交付金を活用して草刈り等の農道管理や、農道舗装の生コン助成、除雪費用の助成等を行っている。

平成13年度には若手からの要望で各防除組合の経理等を一括管理するためにパソコンを12台購入するとともに、パソコン研修会を開催している。

パソコン研修会の開催

集落協定の概要

市町村･協定名	青森県南津軽郡平賀町　広船（みなみつがるぐんひらかまち　ひろふね）			
協定面積	田(6%)	畑(94%)	草地	採草放牧地
230ha	水稲	リンゴ	－	－
交付金額	個人配分分			50%
2,593万円	共同取組活動分（50%）	農地法面、農道、水路の点検等		27%
		共同利用機械導入		11%
		役員報酬、事務費等		12%
協定参加者	農業者　168人			

３．取り組みによる効果

若手を中心に経営の記帳や青色申告、農業経営改善計画の作成などに取り組む者も出てきており、農業経営の合理化に大きく役立っている。

今後も、リンゴの町として生き残っていくために、交付金を活用して腐乱病防除剤への助成や防除用水槽の改修などを図ることにしている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田13ha、畑217ha）
  - 個別対応
- 水路・農道の管理（水路20km、道路50km、年３回、農道除雪）
  - 共同取組活動
- 農道を自力で舗装
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り
  - 共同取組活動

その他の活動

- 農業機械の共同購入･共同利用（パソコン12台購入）
  - 共同取組活動
- パソコン研修会開催（年13回）
  - 共同取組活動

↕

集落外との連携

○町全体で取り組んでいるグリーン・ツーリズムの推進と連携

[平成14年度までの主な効果]

○耕作放棄地の復旧　0.2ha
○認定農業者の新規確保　17名
○新規就農者　４名

＜担い手の定着に特徴のある事例＞

○高齢者活動・担い手育成のため研修活動センターの設置

１．協定締結の経緯

当地区は、沢沿いの急傾斜地に水田が開け、水稲＋畜産の経営が多いが、近年は野菜や花きを導入し、特に菊を中心とした花きが盛んで、「乙女菊」の名称で産地化されている。

こうした中で、最大の課題である高齢化を踏まえ、高齢者が農業生産に積極的に活動できる環境を整備する必要があるということで協定締結に至った。

２．取り組みの内容

当初は交付金をどのように活用するか十分に話し合われないうちに協定が締結された感があったが、２年目に入っての検討会において、交付金をより有効に活用しようという気運が協定参加者の中に高った。検討の結果、高齢者のための農業生産活動支援や担い手育成の場として研修施設を整備することとし、通例的に実施されてきた農道・水路管理等への支出を最小限に抑え、研修所整備のための経費に充てた。

設置した研修活動センターは、森に囲まれた景観の美しい農村公園に隣接して設置され、併せて多面的機能増進活動として、このセンターの周囲に花壇を作ったり、公園の清掃を実施している。

○研修活動センターの概要

・建物面積　65㎡
・敷地面積　465㎡
・工 事 費　265万円
・竣　　工　平成14年７月

研修活動センターの設置

集落協定の概要

市町村･協定名	青森県三戸郡新郷村　扇ノ沢４（さんのへぐんしんごうむら　おうぎのさわ）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
19ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
391万円	共同取組活動分（50%）	農地法面、農道、水路の点検等		5%
		多面的機能増進活動（景観作物）		1%
		共同利用施設		44%
協定参加者	農業者　60人			

３．取り組みによる効果

研修活動センターが整備されて高齢者の話し合い等の機会が増え、今後は花き生産の担い手育成の技術研修の場にも活用しながら地域活性化に役立てていく。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田19ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理（水路3km、道路6km、年5回）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 景観作物作付け（集落研修所花壇を設置、周囲に桜10株、山ツツジ約100株を植栽）
  - 共同取組活動

その他の活動

- 研修活動センター設置（集落内に共同活用できる研修施設を設置）
  - 共同取組活動

[平成14年度までの主な効果]

○簡易ではあるが共同活用できる研修活動センターを設置することにより、活動の活発化が図られる。
（主として、技術研修会や各種集落検討会の場として活用する他、農村広場に隣接することから高齢者の憩いの場としても活用）

○景観作物として、公園周辺に桜10株、山ツツジ約100株を植栽した。

＜担い手の定着に特徴のある事例＞

○担い手の定着に向けて現地講習会を開催

１．協定締結の経緯

当集落では、生産組合が４組織あり、作業の共同化・効率化を図ってきたが、市内の水稲作付地では最も標高が高く、営農条件は極めて不利であった。

このような中で直接支払制度が発足し、制度の目的でもある農用地の保全、共同取組活動を通じての農家の意識の向上を図るとともに、若手農家を育成することにより、当集落の将来像を形成するために、本制度を導入することとなった。

２．取り組みの内容

対象農用地以外の耕作者も参加して農地保全管理組合を組織し、協定内容及び組合の規約に沿って、地域全体の農地の適正保全を目標として取り組んでいる。

また、農協及び普及センターの指導により講習会を開催し、水稲を始めとした農作物の生産技術習得に努め、品質向上と生産意欲の向上を図り、担い手の定着に努めている。

その他、農道及び集落道沿いの草刈、並びに崩壊等で傷んでいる水路の補修やU字溝の敷設作業を行ったほか、近隣集落と共同で維持管理を行い、農業用水の安定確保に努めた。

生産技術習得の講習会の開催

集落協定の概要

市町村･協定名	秋田県鹿角市（かづのし）　水沢（みずさわ）農地保全管理組合			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
36ha	水稲、一般野菜、牧草	―	―	―
交付金額	個人配分分			43%
756万円	共同取組活動分（57%）	農地法面、農道、水路の点検等		28%
		多面的機能増進活動（周辺林地の草刈）		12%
		生産性向上・担い手定着（講習会の開催）		12%
		協定役員に対する報酬		5%
協定参加者	農業者　38人、水沢農地保全管理組合（構成員45人）			

３．取り組みによる効果

集落全戸が参加することで全体の協調性が高まり、共同作業への積極的な参加が見られたほか、農家個々の農地に対する関心度が高まり、集落の農地を自分達で守るという意識が強くなり、生産意欲の向上にもつながっている。

また、寒冷地における水稲の品質向上や病害虫対策に効果が見られた。

活動内容の概要

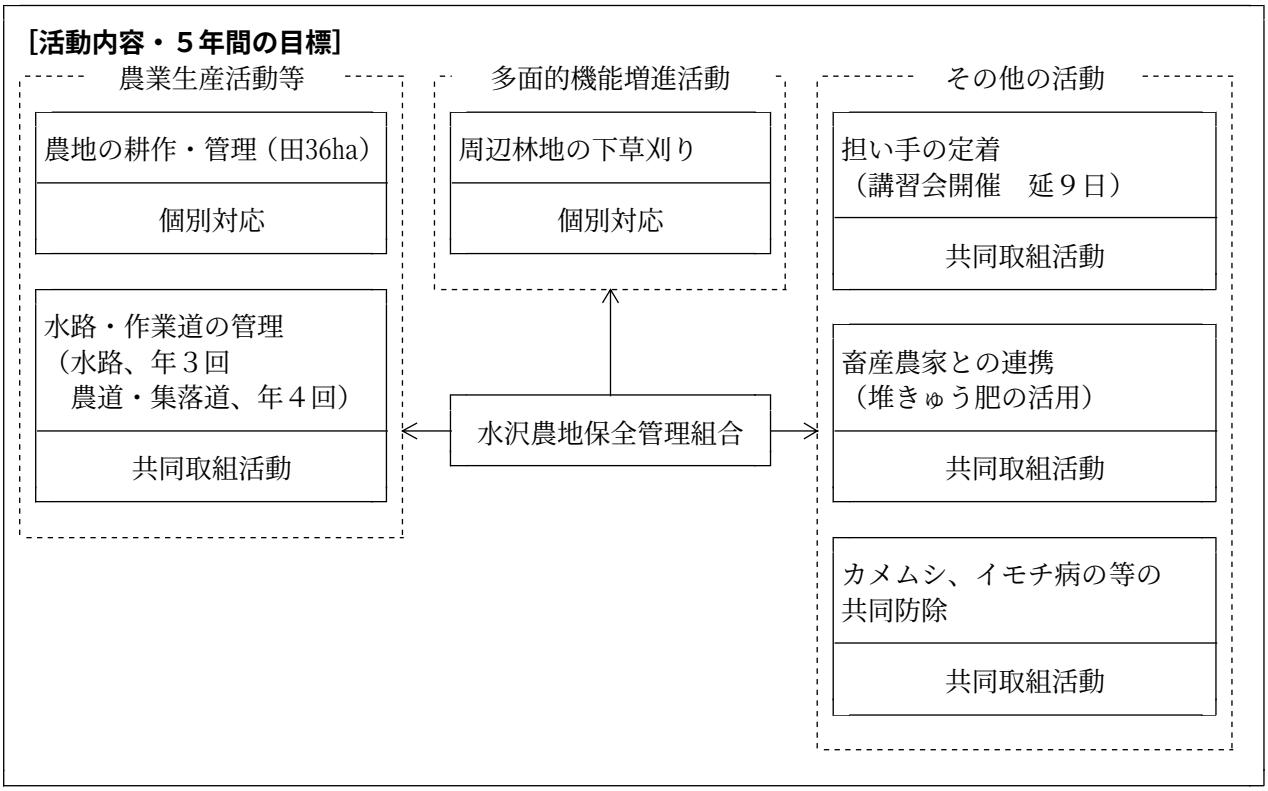

[平成14年度までの主な効果]

○非対象農家も参加し、地域全体の管理が行き届いた。
○水路の補修、U字溝の敷設により農業用水の水量確保。
○共同防除の実施により病害虫の被害が最小限に抑えられた。

＜担い手の定着に特徴のある事例＞

○認定農業者・新規就農者の啓蒙・掘り起こし

１．協定締結の経緯

当地区は、山間地に位置する畑作中心の地域で、耕作面積も小規模な土地が多いことから、隣接する農家が数戸集まり共同で維持・管理すること、また、後継者不足に悩む地域でもあることから、担い手（認定農業者等）の確保を図ることとした。

２．取り組みの内容

協定参加農家が主に畜産（養豚）農家ということもあり、畜産用飼料として、トウモロコシを作付けている。トウモロコシ畑及び一部野菜（ミニトマト等）の管理（土壌改良、作付け、収穫）を共同で取り組むことで、一人当たりの労力の軽減や作業の効率化を図っている。

さらに、担い手不足の解消を図るため、認定農業者で市農業委員でもある協定代表者が、年間延べで40日以上、認定農業者の啓発活動を行っているほか、農業経営基盤強化促進法による利用権設定（農地の貸し借り、売買、農作業の受委託）等の斡旋活動にも取り組み、集落協定内のほか、居住する地域においても集積活動等を行っている。

トウモロコシを作付けて畜産飼料にも活用

集落協定の概要

市町村･協定名	福島県須賀川市（すかがわし）　鍛冶屋作（かじやさく）			
協定面積	田	畑(100%)	草地	採草放牧地
3ha	―	ﾄｳﾓﾛｺｼ、ﾐﾆﾄﾏﾄ、ｻﾂﾏｲﾓ	―	―
交付金額	個人配分分			50%
9万円	共同取組活動分（50%）	農地法面、農道、水路の点検等		25%
		多面的機能増進活動		15%
		生産性向上・担い手定着		10%
協定参加者	農業者　3人			

３．取り組みによる効果

農地の維持・管理については、交付金を活用することで、集落協定内の農家が共同で作業等ができるため、効率的に農業経営が維持できている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

農地の耕作・管理
（ﾄｳﾓﾛｺｼ畑：23.4ha
ﾐﾆﾄﾏﾄ、ｻﾂﾏｲﾓ畑：0.27ha）

個別対応＋共同取組活動

水路・作業道の管理
（水路0.6km・道路0.5km
年間５回）

共同取組活動

多面的機能増進活動

土壌流亡に配慮した営農（畜産飼料としての活用も含め、トウモロコシ畑（23.4ha）を作付け）

共同取組活動

その他の活動

認定農業者及び農地の集積啓蒙（意向把握）活動
・年間活動日数：40日
・集落協定代表者が中心となり、農家を戸別訪問

共同取組活動

新規就農者参入活動
・年間活動日数：２日
・各種研修会等への参加を農業後継者等へ啓蒙

共同取組活動

[平成14年度までの主な効果]
○認定農業者の新規確保　３人
○交付金活用による共同取組で農作業コストの削減

＜担い手の定着に特徴のある事例＞

○計画的な条件整備で集落の農地を守る

１．協定締結の経緯

当地区では、「高倉地区を考える会」を核として、10年以上前からフラワーロードの取り組み等のコミュニティ活動を集落全体で活発に行ってきた。

このような中で、集落の農地を守ることを目的として「高倉農地保全組合」を設立し、これを直接支払制度の推進母体として協定を締結した。

２．取り組みの内容

制度の推進母体である「高倉農地保全組合」で、制度導入当初に集落の農地を守っていくための５ヶ年計画を策定し、集落営農の実現を目指している。

計画では、特に高齢化に対応するため、安全性確保として農道の舗装や、機械化に対応したほ場の区画整理、安定生産のためのため池等整備などを取り組みの重点においている。

農業生産活動では、集落内の若手農業者が中心となって農作業受託グループを立ち上げ、交付金を活用して導入した共同利用機械を使った作業受託が進められている。

また、法面崩壊による災害防止と農地保全を図るため、水田の秋代かきの推進に取り組んでいる。

多面的機能維持活動では、耕作放棄地を活用した景観作物（コスモス）の栽培や、フラワーロードの整備に取り組んでいる。

さらに、多様な担い手確保のため、定年帰農者予定者を対象に、農業改良普及センターの協力を得て「高倉農業塾」を開設し、水稲栽培技術の習得を支援している。

また、集落の若者が中心となって集落のホームページを立ち上げて、インターネット上で集落のＰＲを始めており、今後は地域の特産である「棚田米」や「丸なす」の販売や都市との交流へ発展させ、「元気のある高倉集落」を目指している。

集落協定の概要

市町村･協定名	新潟県西頸城郡能生町（にしくびきぐんのうまち）　高倉（たかくら）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
58ha	水稲、丸なす	－	－	－
交付金額	個人配分分			50%
1,227万円	共同取組活動分（50%）	農地保全基金		10%
		法面崩壊防止、水路・農道等維持管理		6%
		生産性・収益性向上（トラクター購入、畦畔草刈）		20%
		インターネット整備等、役員報酬・会議費・事務費等		14%
協定参加者	農業者　37人			

３．取り組みによる効果

集落協定の締結により、集落営農実現に向けたプランが策定され、集落全体の方向性、意識が統一された。また、交付金が裏付けとなって、集落の中期的な計画が現実的なものとなった。

このことから、集落内の若手が中心となった農作業受託グループが設立され、集落営農に向けた体制づくりが進んでいる。また、景観作物栽培などの取り組みを通じて集落活動が一層活発化している。

活動内容の概要

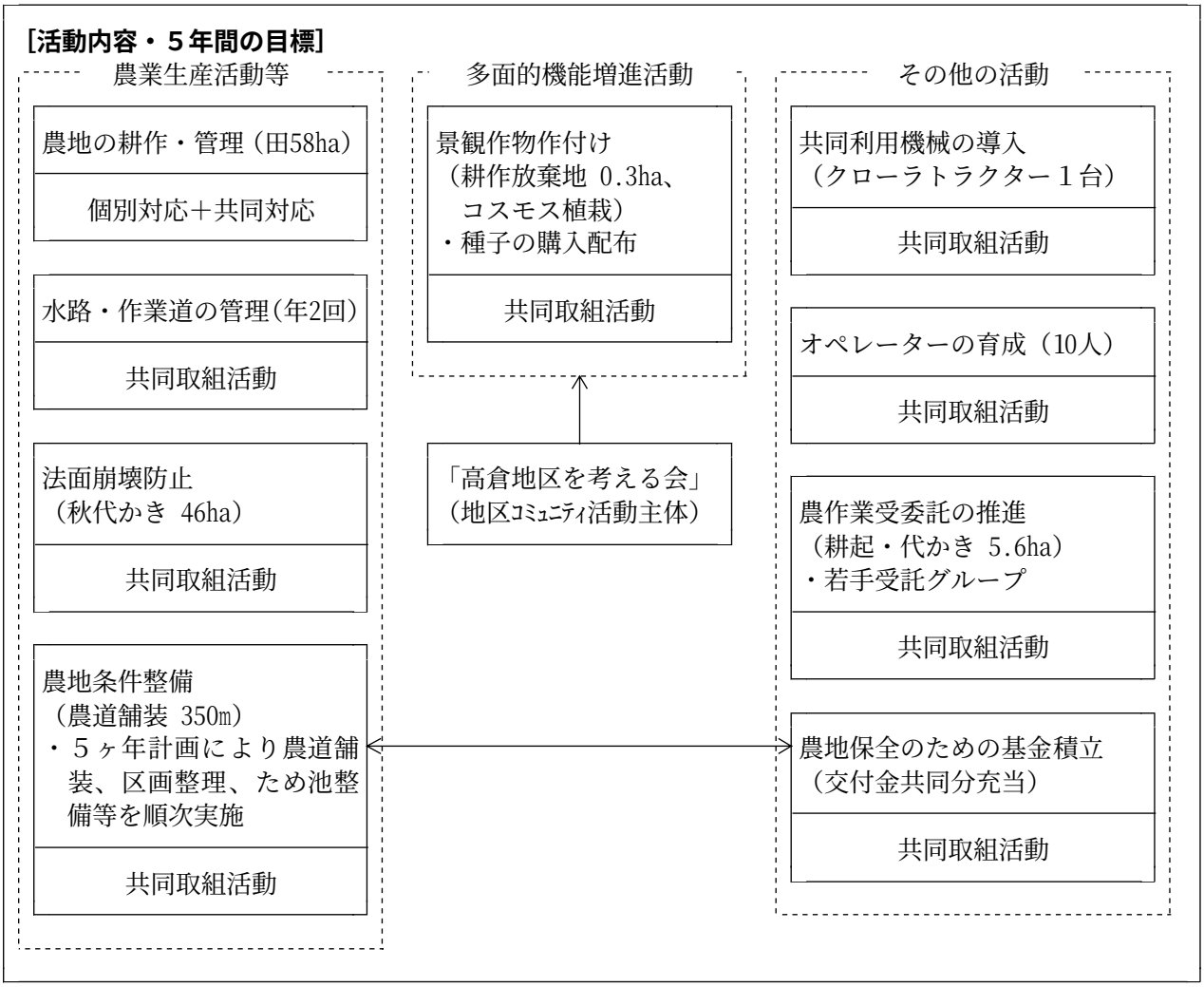

[平成14年度までの主な効果]

○景観作物の植栽による耕作放棄地の復旧　0.3ha
○農作業受託グループの設立
○オペレーターの育成　10名
○共同利用機械の整備によるコスト低減

＜担い手の定着に特徴のある事例＞

○若手担い手を育成する「夢づくり」計画

１．協定締結の経緯

当地区では、高齢化・過疎化の進行により、耕作放棄地が年々増加している。

そのような中で、農作業の共同化、若手農業者の育成等により、地域一丸となって、耕作放棄の防止を図る目的で本制度を導入した。

２．取り組みの内容

当地区は急傾斜農用地が多く、農道の整備に当たっては、路面に凹凸を施すことにより、滑り止めを図っていることから、これを考慮した維持管理・補修修繕を行うとともに、徹底した共同作業により、棚田や農用地の管理を行っている。

また、交付金を活用し、若手農業者の育成対策として「夢づくりグループ」への支援を行っており、クワイとそばについて、試験栽培等を行っている。平成12年度には婦人会が中心となって、クワイ等を使用した料理コンテストを開催しており、新しい創作料理や「そばスティック」などのスナック商品が開発されるなど、特産化の目処が立った。さらに、平成13年度からは「クワイとそば祭り」を行っており、市内外から多くの来訪者を迎えている。会場では農業者が持ち寄った農産物の直販も実施している。

○夢づくりグループの活動

- クワイ　1.5ha　37戸
- そば　　2.5ha　15戸
- クワイ・そば祭りの開催
- クワイアイディア料理コンテスト開催
- そば道場の開催など
- 古刹寺院の売店を借り「そば屋」運営

集落協定の概要

市町村･協定名	石川県羽咋市（はくいし）　神子原（みこはら）				
協定面積	田(100%)		畑	草地	採草放牧地
64ha	水稲		―	―	―
交付金額	個人配分分				46%
1,348万円	共同取組活動分（54%）	役員報酬等			8%
		水路・農道等の維持管理			13%
		多面的機能を増進する活動			26%
		生産性・収益の向上			7%
協定参加者	農業者　92人、生産組合　3、水利組合　3				

３．取り組みによる効果

本制度導入により、農道・水路整備はもとより、地域全体のまとまりや共同作業が加速され、美しい棚田の保全が図られている。また、若手農業者の育成支援による取組により有力な転作作物として特産品の作付が行われ、新たな特産品が開発されるなど、当初の期待を大きく上回る成果が上げられている。

活動内容の概要

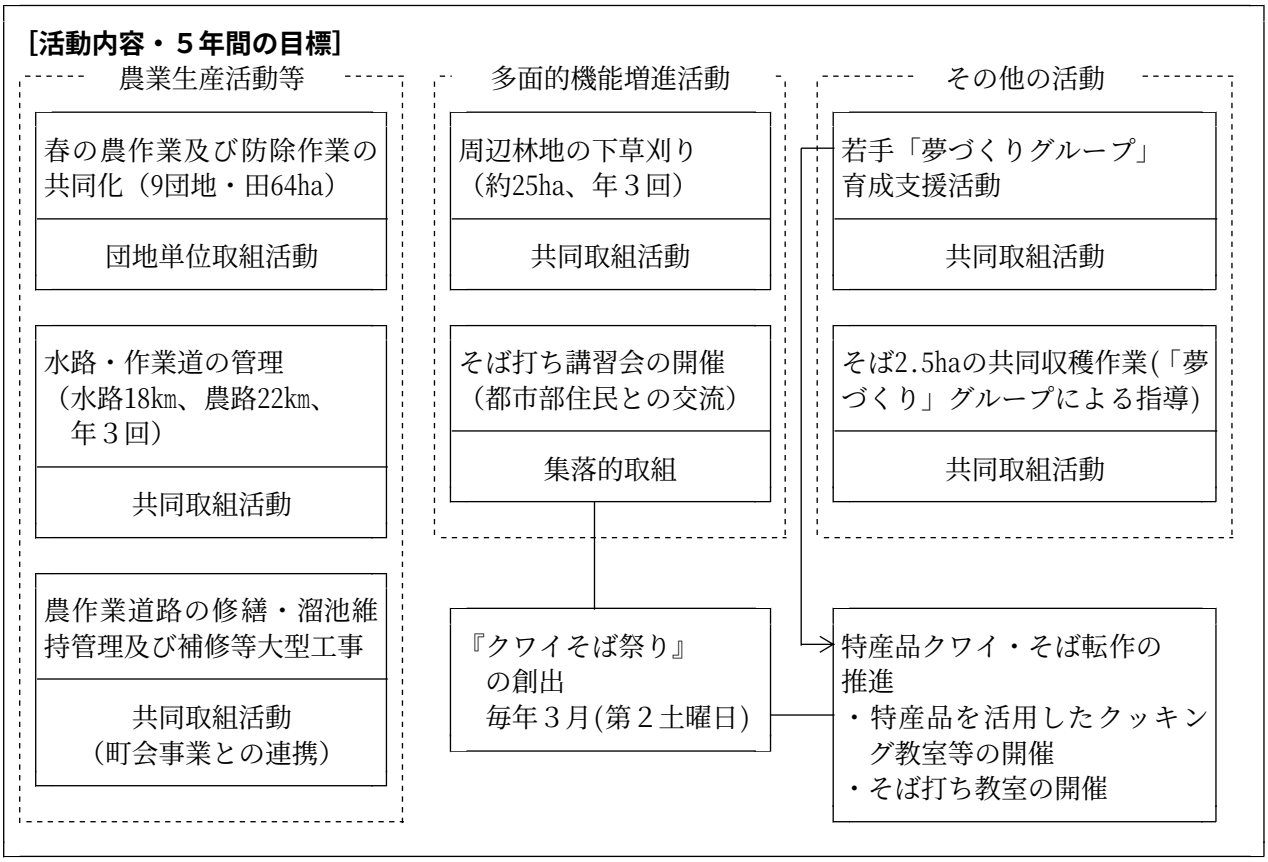

[平成14年度までの主な効果]

○若手「夢づくり」グループの活動支援
○転作地への特産品作付け化　そば2.5ha、クワイ1.5ha
○特産品の開発奨励
○『クワイ・そば祭り』の開催
○都市農村交流の積極推進　大学演劇部合宿の受入(集会場)
○そば店の出店(永光寺)

＜担い手の定着に特徴のある事例＞

○農地の利用集積を進め担い手・新規就農者を育成・確保

１．協定締結の経緯

当地区は、本貯蔵みかんの産地として知られている温州みかんの専作地であるが、急傾斜地が多く、耕地面積が限られていることから、規模拡大がままならず、兼業化が進んでいる。

このような中で、本貯蔵みかんの産地として維持・発展していくには、専業、兼業等の区別なく、地域一体となって取り組んでいく必要があると考えていた。

このため、協定締結に当たっては、地区内の耕地所有者全戸が参加する方向で話し合いが行われ、その結果、当集落を産地としてより発展させる為に、

①市坪区の役員と連携し様々な職業の区民と親睦を図り、地区事業の遂行を支援する。

②ＪＡ市坪支部と連携し、営農及び農業技術の研修等を支援する。

③地区内４つの農道（排水路兼用道路）管理役員と連携して、道路と排水の管理及び補修を行う。

ことを重点目標として取り組んでいくこととなった。

２．取り組みの内容

担い手及び新規就農者を育成・確保していくため、集落内で調整を図り、担い手等への利用権設定による農地の面的集積を進めるとともに（担い手９名に2.61haを利用権設定）、ＪＡ市坪区の協力のもと、先進地への視察（年１回）、研修・講習会（各年２回）等の実施を行っている。

また、農業生産活動として、地域の担い手を中心に水路・作業道の補修、維持・管理を行っている。

その他、集落内の世代間交流、非農家や都市住民との交流を促進し、集落を活性化させていくため、数百年の歴史を持ち、県指定無形文化財に指定されている「泣き相撲」「獅子舞」の支援活動やゲートゴルフ大会を開催している。

作業道の舗装

３．取り組みによる効果

本制度の取組を通じて、担い手農家へ利用集積が進み、認定農業者及び新規就農者の確保が図られた。

集落協定の概要

市町村･協定名	和歌山県海草郡下津町（かいそうぐんしもつちょう）　市坪（いちつぼ）			
協定面積	田(0.4%)	畑(99.6%)	草地	採草放牧地
101ha	水稲	柑橘類	－	－
交付金額	個人配分分			77%
1,161万円	共同取組活動分（23%）	農地、水路・農道等の管理		7%
		多面的機能増進活動、生産性向上・担い手の定着		7%
		役員報酬、その他		9%
協定参加者	農業者　97人			

また、これまで水路・農道の補修、維持管理活動については、費用負担を伴うことから、意欲があっても実施に至らないことがあったが、交付金の一部を共同取組活動分に充当することにより、農道の補修等の実施が可能となり、集落が活気付いている。

その他、年１回の区民親睦ゲートゴルフ大会の開催、「泣き相撲」「獅子舞」等伝統文化の伝承を通じた世代間や都市住民との交流により、集落全体に活気が出ている。

伝統行事：泣き相撲

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田0.4ha、畑100.1ha）
- 個別対応
- 水路の管理
  ・年2回及び梅雨・台風等の降雨後随時、草刈り年2回
  農道の補修及び舗装等
  年３・４回
- 農地法面の定期的な点検（随時）
- 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り（年２回）
- 集落内施設の管理（災害復旧工事、市坪グランド・パイロット幹線道）
- 共同取組活動

その他の活動

- 担い手の育成・営農の技術向上等（視察年１回、研修年２回、講習年２回）
- 伝統文化（祭り）などの伝承を含めた交流及び親睦
- 利用権設定による面的集積（担い手９名（うち認定農業者６名）へ2.61haを利用権設定）
- 集落内の世代間、非農家との交流及び親睦活動
- 共同取組活動

集落外との連携

○集落内の農家に作業委託等できない場合には、集落外の農家との連携を図り、農作業委託等を推進する。

[平成14年度までの主な効果]

○農道の維持・管理
○認定農業者の新規確保　31名
○担い手への利用集積（2.61haを９名に利用権設定）
○新規就農者の確保　５名
○集落内における世代間・農家と非農家の交流
○伝統芸能の伝承、都市住民との交流

＜担い手の定着に特徴のある事例＞

○若者を中心とした地域活性化への取組

１．協定締結の経緯

重富地区は、世帯数約60戸、高齢化率48％で、約30haの水田を耕作する典型的な過疎地域であり、当協定の参加者の平均年齢は68.5歳である。

平成５年から、町単独の活性化資金の100万円を利用し、年々高齢化する集落の中での生きがい対策として、地域資源である「やつおもて古墳群」の名にちなんだ野菜市グループ、「やつおもて」を組織し、高齢者を中心とした無人市を開設している。

平成11年には県の地域内農産物流通支援事業でパソコンを導入により、インターネットによる情報発信を集落の若者会が担当するとともに、県の集落維持活性化緊急対策事業等により、野菜市の規模拡大に取り組み、無人市から当番制の有人市へリニューアルした。これにより、高齢者から若者まで世代間を越えた交流を展開し、今までの重富地区に無かった地域活性化に向けた基盤の確立が出来つつあった。

そのような当地区にあって、高齢化および後継者不足、加えて、イノシシによる被害増加等、様々な問題を抱えており、高齢者が生んだ野菜市の成功等による地域の活力を、どうすれば地域の若者が完成度の高いものに出来るかと試行錯誤していた折、直接支払制度が発足したため、若者・中堅層が中心となって協定締結に至った。

２．取り組みの内容

若者を中心とした管理体制をとり、4.3haの農用地における年２回の集団防除（出穂期後５日、穂揃期後10日）や農業用ラジコンヘリによる防除視察、交付金を大型コンバイン及びトラクター等の購入のために積み立てるなど、生産性の向上、担い手の定着に向けた活動を展開している。

集落協定の概要

市町村･協定名	島根県那賀郡旭（なかぐんあさひちょう）　町　中重富（なかしげとみ）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
6ha	水稲、大豆、野菜	―	―	―
交付金額	個人配分分			54%
131万円	共同取組活動分	担い手の定着等に要する経費防除機納入費		45%
	(46%)	事務費・会議費		1%
協定参加者	農業者　13人			

３．取り組みによる効果

元来話し合いが苦手であった集落が、高齢者を中心とした「野菜市」の成功により、「とことん話し合いアクションを興す」と言うことが可能となり、小さな地域に大きな「基礎体力」をもたらす結果となった。

本協定においては、直接支払制度を活力ある地域づくりのための制度として性格づけ、活動を展開した結果、地域内において様々な方面で波及効果をもたらす結果となり、次に掲げる計画が立案された。

〇集落内での中長期的なコミュニティプランの作成。

〇機械共同利用組織等、それぞれ特色のある同一地区内４集落協定が、協定の統一を図り、各協定が現在行っている活動を基本に組織作りを強化し、部制等の形態を確立し集落営農組織の設立を目指す。

〇基幹共同防除の実施の他、農業用ラジコンヘリによる一斉防除の実施計画。

〇野菜市の作付け計画に応じた生産調整の実施。

〇小中学生を対象とした「重富子供基金」の造成計画。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田6ha）／個別対応
- 水路・作業道の管理
  ・水路1.5㎞、年２回、清掃草刈り
  ・農道1.5㎞　年１回、補修／共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検（年２回）／共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り（0.5ha、年２回）／共同取組活動
- 農業用ラジコンヘリオペレーター視察研修（年１回）／共同取組活動

その他の活動

- 農業機械の共同購入（防除機１台）／共同取組活動
- 防除機による一斉基幹防除（年２回）／共同取組活動
- 野菜市との連携（作付計画に応じた生産調整実施）／共同取組活動

[平成14年度までの主な効果]

〇集団基幹防除による高齢者等の労力軽減
〇野菜市との連携による生産調整の実施（遊休農地の有効利用）
〇集落の話し合いによる、活力ある地域づくりの実現
〇集落の中長期ビジョンの策定（目標）

＜担い手の定着に特徴のある事例＞

○機械利用組合を地域の担い手として営農活動が活性

１．協定締結の経緯

当地区では、地区内の農家全戸が参加して農事組合が組織され、地域の農業生産活動が進められてきた。専業農家が主体となって農作業受託組織(機械利用組合)をつくり、共同で大型機械を導入、作業受委託が推進されている。

そのような中で、直接支払制度が発足し、制度の目的である「農用地を守る」ということが、集落活動として取り組んでいた集落営農の振興と合致することから、本制度を導入することになった。

２．取り組みの内容

農業生産活動として、協定農用地内における耕作放棄地の発生を防ぐとともに、地域農業の担い手と期待される機械利用組合が、大型機械による作業受託に取り組み、転作の農地利用集積による農用地の効率的な利用を図り、自給粗飼料生産の確保につながっている。

また、耕種農家と畜産農家が連携し堆肥を投入する取り組みにより、化学肥料の軽減にもつながっている。

農村の伝統文化でもある五穀豊穣を祈願する秋祭りには、子供相撲の伝統文化の継承や、景観保持等にも取り組み、魅力ある農村づくりに努めている。

一方、地域の婦人による地元産大豆を利用した農産加工（納豆）の取り組みは、「食の安全・安心」が求められる今日の情勢に則しており、期待されている。

集落協定の概要

市町村･協定名	長崎県壱岐郡勝本町　片山触仲田（いきぐんかつもとちょう　かたやまふれなかた）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
9ha	水稲、飼料作物	―	―	―
交付金額	個人配分分			48%
180万円	共同取組活動分	農地法面、農道、水路の点検等		47%
	（52%）	多面的機能増進活動（廃材・廃車回収等）		3%
		生産性向上・担い手定着（農業機械購入等）		2%
協定参加者	農業者　20人			

３．取り組みによる効果

共同施設(農道・水路)の整備には、多くの人手と費用負担が伴うことから、交付金の概ね１／２を共同取組活動分に充当することで、適正な管理による営農の安定化、営農活動が活性化された。

また、農作業受託組織(機械利用組合)が集落の担い手へと発展することに、期待が高まっている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理(田8.6ha)　個別対応
- 水路・作業道の管理（水路年1回、作業道年3回）　共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検（逐次）　共同取組活動

多面的機能増進活動

- 景観作物作付け（菜の花　11.7ａ）　共同取組活動
- 堆肥の投入（年1回、2.8ha、10ａ当たり２ｔ）　共同取組活動
- 五穀豊穣祈願の秋祭りの際、伝統である子供相撲を開催（年1回）　共同取組活動

その他の活動

- 集落リーダーの研修参加（施設園芸、年1人）　共同取組活動
- 農業後継者の研修旅費助成　共同取組活動

↕

集落外との連携

○集落内の農家に農作業委託等ができない場合、集落外の農家との連携を図り、農作業委託等を推進する。

[平成14年度までの主な効果]

○耕作放棄地の発生がなくなった。

○機械組合への農作業委託の推進により営農が効率化された。

・農作業の受託による低コスト化

・自給粗飼料生産の効率化

・農作業の作業委託推進・・・片山機械利用組合作業受託（田植作業4.0ha、飼料作2.2ha）

・認定農業者の育成・・・協定参加者の中に、担い手となりうる認定農業者が6名となった。
その内5名が機械組合の構成員となっている。

＜農業生産活動の継続に向けた体制の整備に特徴のある事例＞

○４つの協定集落の協力によるコントラクター組織の設置

１．協定締結の経緯

水田地帯であった当該地域は、積極的に転作に踏み切り、現在はメロン、スイカを中心とした野菜産地としてブランドを確立しているが、多くの農業者が高齢化し、担い手の確保・育成が最重要課題となっていた。

さらに、経営規模の大型化が加速し、加重労働などの問題が発生し、家族経営のみでは十分な労働力を確保することが困難な状況にあった。

このため、当地区において、既存から活動していた15の農事組合を基礎として、４つの集落協定が締結され、一層の地域農業の効率化を進めることとなった。

さらに、４集落協定の協定役員・市・農協での取組内容協議の際に、後継者不足・農地流動の困難さなどの課題を、４集落毎ではなく、より広域な取組により解決するため、４集落協定の連合組織である「山部集落協議会」を立ち上げた。

取り急ぎ喫緊の課題である労働力不足・労働負担軽減のための対策として、農作業支援組織（農作業受託組織）の設立、活動支援を実施した。

２．取り組みの内容

若手農業者をオペレーターとしたコントラクター組織（飼料生産受託組織）を設立するため、地域内にある４つの協定集落から交付金の25%を拠出し、農協・山部集落協議会役員との打合せや先進コントラクター組織への視察研修（会議・研修費）、コントラクター組織立ち上げのための経費支援（コントラクター組合運営費）、作業受託のための農業機械等の整備（クローラトラクター１台、サブソイラ１台等）を行った。

また、コントラクター事業として、牧草収穫作業等（29ha）、心土破砕作業（135ha）、水田除草剤散布作業（164ha）等を実施した。

ラジコンボートによる農薬散布

集落協定の概要

市町村･協定名	北海道富良野市（ふらのし）　山部地区（やまべちく）（山部北星、山部南陽、山部中央Ａ、山部中央Ｂ）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
1,164ha	メロン、スイカ	－	－	－
交付金額	個人配分分			50%
9,678万円	共同取組活動分（50%）	農業生産活動等（農道・水路の管理等）		9%
		多面的機能増進活動（花壇整備、廃農機具回収等）		4%
		生産性・担い手定着（コントラクター組合運営費等）		37%
協定参加者	農業者　243人			

３．取り組みによる効果

コントラクター組織の設立により、地域に共同作業の考え方が浸透するとともに、組織自体も地域農業を支援するための地域営農システムとして定着してきている。

その他の効果としては、作付けされている牧草については、作付け面積の拡大により適切な管理がされていない場所もあったが、平成14年度から牧草収穫機などを、作業受委託に加えることによって適切な管理が徹底されてきた。

また、心土破砕については、他地域から機械を借り入れて作業を行っていたため、所有地域での作業後の借り入れとなり、適期作業ができなかったが、平成13年度にコントラクター組織で作業機を購入することにより、適期作業とあわせて作業面積の拡大が図られている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	その他の活動
農地の耕作・管理（田1,164ha）	農場周辺環境整備（花壇整備等）	農業機械・施設の共同購入・共同作業（共同作業への促進）
個別対応	共同取組活動	農作業受委託の促進（受委託作業の推進）
水路・農道等の管理（清掃等）	畦畔への防虫作物（栽培試験の実施）	高付加価値農業の推進（ほ場改良の推進）
共同取組活動	共同取組活動	認定農業者の育成（認定農業者の育成）
		担い手の育成・確保（各種研修会の参加）
		共同取組活動

[平成14年度までの主な効果]

○花壇整備(180戸)、会館集会場補修・塗装（５棟)、廃農機具撤去（27件)、農家看板作成（46カ所）による農村環境・景観の整備
○協定参加者（10戸）による植栽試験の実施により畦畔雑草処理作業が軽減
○ストローチョッパー１台、ディスクモアー１台、豆収穫機１台、トレーラー１台の共同購入・共同利用によるコストの低減
○集落協議会へ拠出によるコントラクター事業（受委託作業組織）の実施
○土壌改良資材の購入によるほ場改良の実施（全戸）
○認定農業者（118名）の育成

＜農業生産活動の継続に向けた体制の整備に特徴のある事例＞

○特定農業法人等に農地集積・農作業委託

１．協定締結の経緯

農地利用のあり方について、平成９年頃から村全体で検討されるようになり、受託組織の整備と集落営農の取組が打ち出され、平成11年には農用地利用改善組合を設立し、集落営農をスタートさせた。

交付金の目的である「農地を守る」ということが、農用地利用改善組合の活動目的と合致することから、農用地利用改善組合を中心として、本制度を導入することとなった。

２．取り組みの内容

特定農業法人㈲グリーンファーム及び認定農業者（２戸）を地域の担い手として位置づけ、農地の利用権設定、作業受委託の推進を図ることで、農作業効率が高まった。

○平成13年度実績　利用権設定面積9.9ha、農作業受委託面積7.7ha

女性部が「花いっぱい運動」等の活動に取り組むなど、意識が高まり、集落が活性化してきた。

また、公民館が老朽化しており、新たに建設を目指している。

農道の簡易補修

集落協定の概要

市町村･協定名	福島県大沼郡昭和村（おおぬまぐんしょうわむら）　中向（なかむかい）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
23ha	水稲、そば、麦	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
184万円	共同取組活動分	農地法面、農道、水路の点検等		38%
	（50%）	多面的機能増進活動		11%
		生産性向上・担い手定着		1%
協定参加者	農業者　43人、特定農業法人グリーンファーム			

３．取り組みによる効果

集落営農活動を通して、「地域の農地は地域で守ろう」とういう意識が集落全体で高まったことが最大の効果である。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	その他の活動
農地の耕作・管理（田23ha） 個別対応	周辺林地の下草刈り（年1回） 共同取組活動	農作業受委託　9.9ha 利用権設定　　7.7ha 共同取組活動
水路・作業道の管理 ・水路（清掃、草刈、年2回） ・農道（簡易補修、草刈） 共同取組活動	景観作物作付け 花いっぱい運動（道路沿いにコスモス等を植栽） 共同取組活動	

[平成14年度までの主な効果]

○集落での話し合いを通じて、「地域の農地は地域で守る」という気運が盛り上がってきた。

[その他]

○平成13年度豊かなむらづくり顕彰事業受賞(主催：福島県、福島民友新聞社)

＜農業生産活動の継続に向けた体制の整備に特徴のある事例＞

○担い手の定着による耕作放棄地の有効活用

１．協定締結の経緯

本制度については、基盤整備後の耕作放棄地の解消と発生を防止し、将来にわたって持続的な農業生産活動を可能にするため、関係者が一致協力して取り組むことを決めた。

このため、全ての地権者の同意を得て、集落協定の認定を受けるとともに、活動の中心となる営農事業組合を設立した。

２．取り組みの内容

本制度を活用して耕作放棄地の解消と発生を防止するため、平成12年９月に営農事業組合を設立し、次の活動に取り組んでいる。

・平成12年、耕作放棄されていた田1.9haに、バックホー等の重機を入れて抜根、整地、用・排水や農道の整備等を実施。

・平成13年３月、中古トラクターを購入し、耕起作業の受託を開始。

・平成13年４月、婦人部を設置し、遊休農地0.5haに季節に合わせた花の栽培を開始。

・平成13年10月、直売所を開設。

・平成13年10月、地権者及び若手農業者グループの支援を得て、そば、小麦、大豆の農作業受託組織を発足、1.4haでそばを栽培するとともに、地域営農システム総合対策事業を活用して購入したコンバインで刈り取りを実施。

・平成14年度、４名のオペレーターで小麦の作業受託に取り組み、転作も含めそば2.6ha、小麦0.6ha、大豆0.6haの栽培を行うとともに、地域づくり総合支援事業を活用して味噌加工施設を整備し、小麦を使った地元名産のおにかけうどん、大豆を使った味噌や豆腐などの加工・販売による高付加価値化を検討。

そばの刈り取り風景

集落協定の概要

市町村･協定名	長野県北佐久郡御代田町（きたさくぐんみよたまち）　塩野（しおの）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
40ha	水稲、麦、そば、大豆	―	―	―
交付金額	個人配分分			29%
840万円	共同取組活動分	法面、水路・農道等管理		7%
	（71%）	多面的機能増進活動（下草刈り）		36%
		生産性向上・担い手定着（機械の共同購入）		7%
		役員報酬、会議費・事務費等（総会、研修会等）		21%
協定参加者	農業者　97人			

３．取り組みによる効果

・耕作放棄地1.9haの解消及びそば2.6ha、小麦0.6ha、大豆0.6haの栽培
・遊休農地0.5haでの花栽培による景観形成
・地元の原材料による「おにかけうどん」の製品化や味噌加工等
・認定農業者（5名→24名）やオペレーター（0名→4名）の育成
・集落内でのリーダーの育成及び直売所を通じた結びつきの強化
・町の各組織が一体となった話し合いの場の設定（議会、農業委員会、商工会、観光協会、ＪＡ佐久浅間伍賀支所・御代田支所・小沼支所、佐久農業改良普及センター等）
・グリーン・ツーリズム協会への加入

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

農地の耕作・管理（田40ha）	個別対応
水路・作業道の管理 ・水路2㎞、年２回 （清掃、草刈り） ・道路5㎞、年２回（草刈り）	共同取組活動
農地法面の定期的な点検 （年２回）	共同取組活動

多面的機能増進活動

農産物直売所の運営・管理（婦人部会の設立）	共同取組活動
景観作物作付け （転作作物としてコスモス1.5ha、盆花0.5ha作付けし販売）	共同取組活動

その他の活動

農業機械の共同購入･共同利用 ・コンバイン１台 ・トラクター１台 ・オペレーター４名	共同取組活動
農作業の受委託 （集落内の農地1.9haについて作業の受託）	共同取組活動 （水管理は各農家）
受託組織を設立し、大豆・麦・そばの作付けと刈取り （近隣農家の刈取り）	共同取組活動

集落外との連携
○集落外の農家の麦・そば・大豆の刈り取り
○集落内外の農作業の受託

[平成14年度までの主な効果]
○耕作放棄地の復旧　1.9ha
○認定農業者の新規確保　19名
○景観作物の作付けによる地域の活性化（コスモス1.5ha作付け、盆花0.5haを作付け販売）
○集落全体での生産体系の整備による営農の効率化（大型機械の共同利用による低コスト化）

＜農業生産活動の継続に向けた体制の整備に特徴のある事例＞

○直接支払制度を契機とした集落営農の展開

１．協定締結の経緯

当地区は、昭和56年から農村基盤総合整備事業によりほ場や幹線用水路の整備を行うとともに、“集落の農地は、集落で守る”を基本に、機械利用の共同化や生産の組織化を検討してきた。

このような中で、直接支払制度の導入をきっかけとして、非農家を含めた集落全員参加の生産組織を設立し、集落全体で常に一緒に話し合いができる体制となった。

２．取り組みの内容

集落協定の締結を契機に、以前から検討を進めてきた生産組織を集落全戸参加で設立した。このため、交付金の共同取組活動分を生産組織の機械・施設整備に使うとの合意がスムーズに行われた。

生産組織では、交付金を活用して導入した田植機・コンバインを利用して集落内の農作業受託を進めており、現在、集落の水田11haのうち、田植え10ha、刈り取り7haを受託している。

田植え・刈り取り以外の作業（耕耘、代かき、畦畔草刈り等）については、個別機械の所有状況や組織の労力面などから無理な受託は進めていないが、将来的に必要となった場合は組織で請け負うことも検討している。

また、平成14年度には「ミニライスセンター」を建設し、共同化への移行によるコスト低減と、生産組織が核となって集落の農地を守る体制づくりを進めている。

集落活性化の取り組みとしては、首都圏を対象とした「田植え・稲刈りツアー」や、お盆の帰省客の参加による集落の「夏祭り・収穫祭」を開催しており、北野集落出身者で組織される「関東北野会」が発足するなど都市との交流に力を入れている。

また、そばや自然薯の栽培に取り組み、村が実施している「そばまつり」に「北野産手打ちそば」を提供している。

集落協定の概要

市町村･協定名	新潟県中頸城郡清里村　北野（なかくびきぐんきよさとむら　きたの）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
18ha	水稲、そば	－	－	－
交付金額	個人配分分			52%
383万円	共同取組活動分（48%）	集落営農組織活動資金		38%
		水路・農道等の維持管理経費		5%
		多面的機能増進活動経費		5%
協定参加者	農業者　26人			

３．取り組みによる効果

集落内で営農についての話し合いが少なくなっていたが、本制度の導入により話し合いが進展し、生産組織が設立できた。

生産組織の設立により、これまで農作業に従事することが少なかった他産業勤務の若者が生産組織のオペレーター助手として出役するようになり、集落内の若者のコミュニケーションの場となっている。

また、都市との交流の取り組み等を通じて、集落内の女性グループが新たに農産物加工に取り組むなど、集落全体が活気づいている。

活動内容の概要

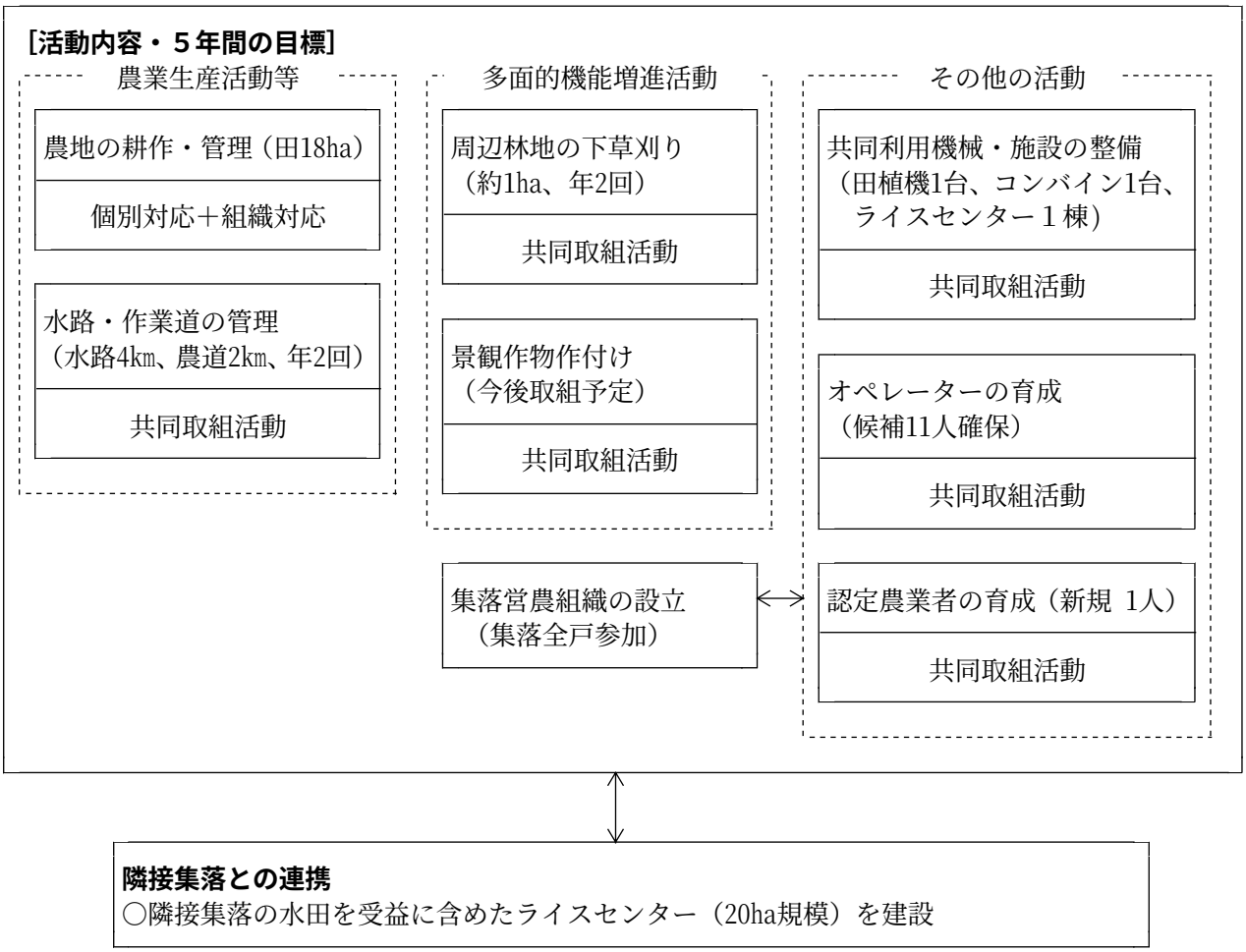

[平成14年度までの主な効果]

○生産組織の設立（平成12年度）
○共同利用機械・施設の整備によるコスト低減
○農作業受委託の推進（田植え10ha、刈り取り7ha）
○オペレーターの育成（候補11人確保）
○認定農業者の新規確保（ 1人）
○都市農村交流の推進（「田植え・稲刈りツアー」の実施、「関東北野会」との交流）
○集落内活動の活性化（「夏祭り・収穫祭」の開催）

＜農業生産活動の継続に向けた体制の整備に特徴のある事例＞

○集落営農組織を設立し営農の仕組みづくりを開始

１．協定締結の経緯

当地区では、男性による昭和会、女性によるしゃくなげ会を結成し、川沿いに桜の植樹、地域外から多数が参加するマラソン大会の企画・運営、「ふれあい農園（市民農園）」の運営を行うなど、地域づくり活動を積極的に行っていた。

農地保全に関しては農家が個々に対応していたが、地域の農地を共同活動によって保全していくことが、これまでの地域づくり活動の取組の延長として認識され、本制度に取り組むこととなった。

２．取り組みの内容

協定締結を契機に設立した営農組合（構成員46人）を通じて、耕起や田植えなどの受委託斡旋を行っている。

また、地区外に出てしまった人の農地の保全管理も、組合を通じて受委託斡旋するなど、農地の保全に地域をあげて取り組んでおり、これまでに、1.3haの農用地の保全管理を受託している。

更に、集落内にある市民農園（15ａを15家族が利用）の運営や農園利用者との交流会開催、ビオトープの設置や環境学習会の開催など、多彩な活動を展開している。

３．取り組みによる効果

協定の締結を契機に営農組合を設立し、地域内の農地保全に地域をあげて取り組むこととなった。

今後は、営農機械の整備等を検討していく予定であり、地域の営農の仕組みづくりに向けた活動が開始されることとなり、今後の一層の活動充実が見込まれる。

集落協定の概要

市町村･協定名	山口県岩国市（いわくにし）　二鹿（ふたしか）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
13ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			0%
149万円	共同取組活動分	役員報酬、研修会費、農地管理費		6%
	（100%）	多面的機能増進活動		1%
		共同機械購入積立		93%
協定参加者	農業者　46人			

ビオトープ

稲刈り風景

活動内容の概要

［活動内容・５年間の目標］

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田13ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理（水路3㎞、道路1㎞、年2回）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 市民農園の運営（農園利用者との交流会開催等）
  - 共同取組活動
- ビオトープづくり（地域内３箇所に設置）
  - 共同取組活動

← 市が開設している市民農園の運営
農園利用者との交流活動

［平成14年度までの主な効果］

○地域内の農地保全の仕組みづくりへの取組開始
　・協定締結を契機に営農組合を設立
○都市農村交流の充実
　・市民農園の運営を通じた農園利用者との交流活動の実施
○環境意識の向上
　・ビオトープの設置と学習会の開催

＜農業生産活動の継続に向けた体制の整備に特徴のある事例＞

○３集落協定間で営農組合を組織

１．協定締結の経緯

当地区では、農業者の高齢女子化が進行し、農業の担い手不足などにより中山間部はもとより平野部においても遊休農地や荒廃地の発生が見うけられたため、直接支払制度に取り組んだ。

２．取り組みの内容

制度取り組み当初は、交付金を先進地の視察研修に要する経費に利用していたが「集落内の農地はみんなで守ろう」という考えが農業者に浸透し始め、集落営農に向けての活動を実施した。

○平成13年度

・体制づくり

共通の問題意識を持つ地区内の全農家が参加できる体制（集落営農に関しての準備組織）を作った。

・合意づくり

集落営農に取り組む場合に発生する問題点とその解決策を検討し、この地区に適した営農方式や形態について、合意を図りながら活動を推進した。

○平成14年度

・準備期間１年を経て、組合設立の賛同者（全農家の約半数）で集落営農組合「林泉営農組合（シナジー２１）」が平成14年４月に発足した。

・平成14年度は、機械の共同利用の整備、水稲の共同育苗及び農地の借受、農作業の受託を行っている。

・また、組合に未加入の農家についても参加の呼びかけを行っている。

・麦（さぬきの夢2000）を約４haは種し、農地の生産性向上を図っている。

３．取り組みによる効果

本制度に取り組んだことで「集落内の農地はみんなで守ろう」という考えが農業者に浸透し、集落営農への機運が高まり、集落営農組合「林泉営農組合（シナジー２１）」が発足した。組合内の部会として作物部会、機械部会、作業部会、生活部会がある。

集落協定の概要

市町村･協定名	香川県三豊郡財田町（みとよぐんさいたちょう）　長樋（ながひ）－16・17・18			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
7ha	水稲、麦	－	－	－
交付金額	個人配分分			50%
131万円	共同取組活動分（先進地視察研修）			50%
協定参加者	農業者　41人、水利組合　4			

小麦新品種「さぬきの夢2000」の集団栽培

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田7ha）／個別対応
- 水路・作業道の管理（水路４㎞、年２回　道路４㎞、年１回）／共同取組活動
- 水稲の共同育苗（3.0ha分）／共同取組活動
- 小麦栽培（4.0ha）／共同取組活動

多面的機能増進活動

- 堆肥の施用／個別対応

その他の活動

- 農作業の受委託（作業委託　3.6ha）／共同取組活動
- 機械の共同利用　・農業施設　１棟　・農業機械　４台／共同取組活動

集落外との連携

○２自治会（林明、泉平）、３集落協定（長樋ー16・17・18）間にまたがる営農組合を組織

[平成14年度までの主な効果]

○「集落内の農地はみんなで守ろう」という考えが農業者に浸透した。
○集落営農への機運が高まり、集落営農組合「林泉営農組合（シナジー２１）」が発足した。
○農作業受委託　47件　3.6ha（H14.12.1現在）
○水稲共同育苗　　3.0ha（H14.12.1現在）
○機械の共同利用　　４台　（H14.12.1現在）

＜農業生産活動の継続に向けた体制の整備に特徴のある事例＞

○個人配分あとまわし！集落営農の生産条件を整備

１．協定締結の経緯

当地区は昔からおいしい米処として知られ、転作は個人個人の考えで実施されてきた。集落で調整されることなく、平成11年度の生産調整の達成率は88%であった。

そのような中で、営農組合を設立し、団地化による転作大豆の栽培に取り組む一方、集落の活動拠点施設や大豆栽培等の機械整備を行うため、本制度を導入することになった。

２．取り組みの内容

交付金を活用して、営農センターの建設、農機具格納庫の建設、大豆コンバインの整備を行った。また、補助事業の地元負担金に交付金を充てている。

導入された農機具格納庫や大豆コンバインは、平成12年5月に設立された営農組合が活用している。営農組合はブロックローテーションによる転作大豆の生産を行うほか、高齢化により耕作できなくなった農地の管理も行っており、その労賃は交付金の共同取組分から支払われている。

集落営農経営確立支援事業実績（千円）

地域農業施設	事業費	国	地元
営農センター	19,558	9,779	9,779
農機具格納庫	2,500	867	1,633
大豆コンバイン	4,696	2,348	2,348
計	26,754	12,994	13,760

平成14年度大豆作業受託面積（ha）

作業名	面積	備考
播種	9.7	－
中耕培土	14.4	－
刈り取り作業	24.4	地区外 11.4
全作業受託	0.8	－

また、当地区のインショップを大分市に開設し、地区産大豆を100%使用した豆腐、小物野菜や農産加工品などを販売している。

交流行事も活発で、レンゲまつり、ホタルコンサート、屋外映画祭等では多くの入り込みがある。大豆栽培から豆腐づくりまでを経験する小学校の体験農園を設置するなど地域に根ざした交流も実施している。これらの活動は、平成13年12月に開設された地区のホームページで紹介されている（http://www.ajimu.jp）。

集落協定の概要

市町村･協定名	大分県宇佐郡安心院町（うさぐんあじむまち）　松本（まつもと）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
46ha	水稲、大豆	－	－	－
交付金額	個人配分分			8%
791万円	共同取組活動分	共同利用施設費		78%
	（92%）	農地管理費		1%
		事務費ほか		2%
		積立金		11%
協定参加者	農業者　54人、松本営農組合（組合員41人）、大池水利組合（組合員25人）			

３．取り組みによる効果

交付金の個人配分をあとまわしにして、拠点施設や機械の整備を重点的に行ったことにより、設立して間もない営農組合の運営が軌道にのり、大豆の団地化及び農産加工品の製造、インショップの設置など地域農業が活発となった。

ほとんど行われていなかった大豆栽培が、集団転作の実施とともに12haの面積で行われるようになり、農業所得が向上した。また、インショップの開設と同時に小物野菜部会が結成され、地区内の高齢者が活き活きとした表情をみせるようになった。インショップの売り上げは、月額で40～50万円にのぼる。

また、拠点施設である営農センターの完成により、地区内の話し合いの場が確保され、交流が促進されるとともに、都市住民との交流もさらに促進されるなど地区の活性化に貢献している。

地区では更なる取組として、生産面を含めた総合的な大豆の団地化及び農産加工品の製造などの生産活動を発展させ、加工を取り込んだ集落ぐるみの法人化を検討している。

活動内容の概要

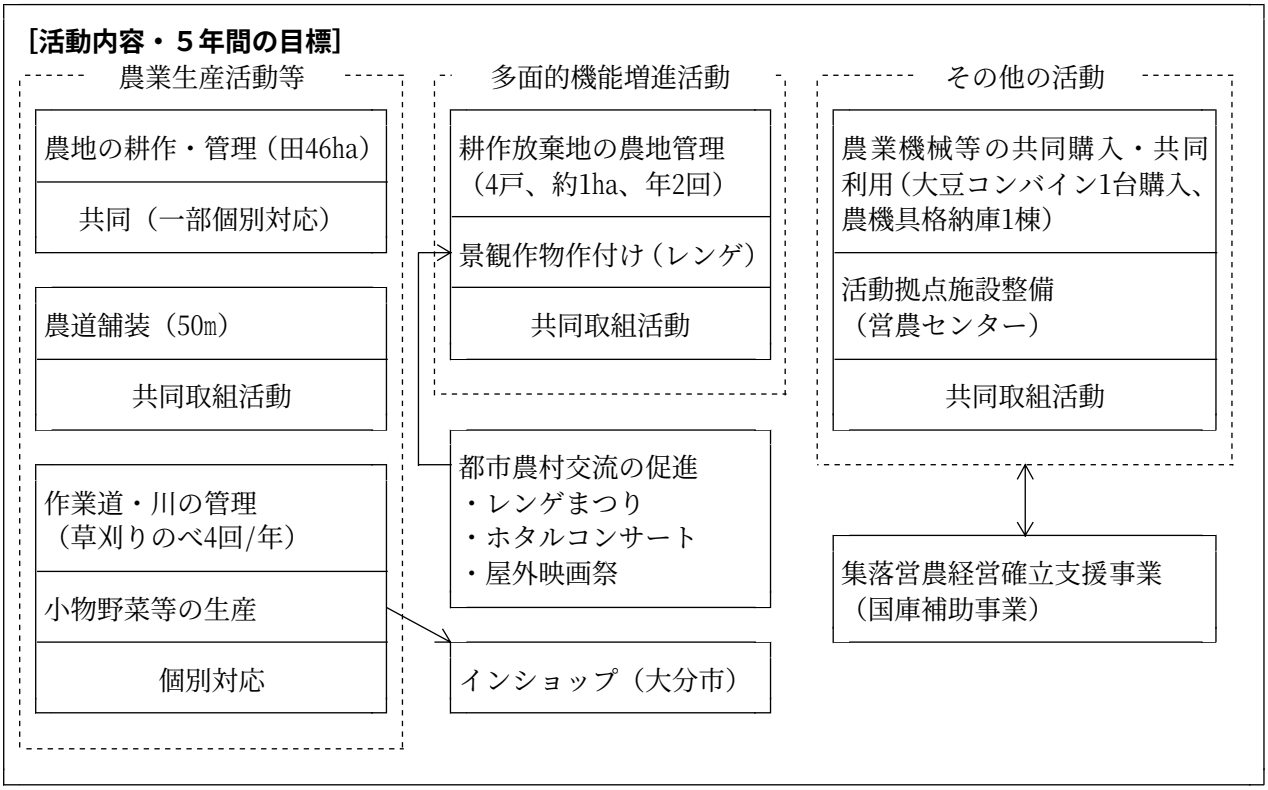

[平成14年度までの主な効果]

○集落全体の生産体制の整備・・・大型機械の共同利用による低コスト化
転作ブロックローテーションによる大豆栽培　(12ha)
○大分市へのインショップへの小物野菜と加工品の販売（売上額約40～50万円/月）
○集落の女性起業促進（農産加工所4件）
○都市農村交流の促進・・・ほたるコンサート（入込客約100名）
夏の夜の映画祭（入込客数約70名/2日間）
レンゲ祭（入込客数約300名）、椎茸のコマ打ち体験（入込客数約70名）
クリスマスリース・しめ縄づくり（入込客数約30名）
○耕作放棄地の維持管理 1ha
○新規就農者　3名、認定農業者の新規確保　5名

＜農業生産活動の継続に向けた体制の整備に特徴のある事例＞

○集落営農体制の確立に向けた取組

１．協定締結の経緯

当地区は約10haの耕地が山間に散在する中山間地域であり、営農条件は不利であるが、農業に対する意欲は高く、集落営農についても以前から話し合いが行われてきた。そのような中で、県が進める「むら１０００プロジェクト」に基づき、平成12年度にむらづくりビジョンを策定した。その中で「営農組合の設立と受委託体制の整備を行い、集落営農により地区の農地を守り、農業の発展を目指す。」という目標を掲げ、その目標と合致する直接支払制度もいち早く導入した。

２．取り組みの内容

平成14年度に営農組合が事業主体となり、集落営農確立型水田農業推進事業（県単事業）により、共同利用機械としてコンバイン・田植機を導入し、水田農業の低コスト化を図るとともに、高齢化等により耕作できなくなった水田については、営農組合が全作業を受託し、耕作放棄地とならないようにしている。さらに、県単事業によりパソコン（財務会計）を導入して組合の経営管理を行うとともに、新規品目として茎レタス（山クラゲ）を導入するなど、営農改善に意欲的に取り組んでいる。

また、当地区は山間地であり獣害が多いため、共同作業により電柵(1,457m)を設置し、猪や鹿などの被害を防止している。

３．取り組みによる効果

以前から集落営農についての話し合いが行われていたが、オペレーターや資金の問題もあり、営農組合の設立には至らなかった。しかし、平成12年度にむらづくりビジョンを策定し、オペレーターについては退職者や兼業農家が担当することになり、本制度への取組みを行うことにより、平成14年の営農組合の設立につながった。

集落協定の概要

市町村･協定名	大分県下毛郡山国町　共和（しもげぐんやまくにまち　きょうわ）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
7ha	水稲、飼料、小豆	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
156万円	共同取組活動分（50%）	多面的機能増進活動（景観形成作物等）		1%
		生産性向上・担い手定着（農業機械購入）		45%
		鳥獣被害防止対策		4%
協定参加者	農業者　17人			

平成14年度の設立であり本格的な活動は今後となるが、受委託作業の強化や新規品目の導入などを行い、将来は法人化も視野に入れて、営農組合の活動を強化する。

また、農業体験農園を設置し、地域や都会の子供達に農作業を体験してもらう交流事業も計画中である。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

農地の耕作・管理（田7ha）	個別対応
水路・作業道の管理（水路4km、道路3km、年2回）	共同取組活動
鳥獣害適正防止（電柵1,457mの設置）	共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り（約1.5ha、年１回）	共同取組活動
景観作物作付け（転作作物としてレンゲを作付　0.1ha）	共同取組活動
体験農園の開設・運営(ｻﾂﾏｲﾓ、ｶﾎﾞﾁｬ、ﾒﾛﾝ等50a)	共同取組活動（予定）

その他の活動

農業機械の共同購入･共同利用（ｺﾝﾊﾞｲﾝ１台、田植機１台、乾燥機１台、倉庫１棟）	共同取組活動
農作業の受委託・集落内を中心に、集落外についても作業を受託（田植3ha、稲刈6ha）	共同取組活動
新規作物の作付・茎レタス（山クラゲ）10a	共同取組活動

集落外との連携

○農業機械の有効利用を図るため、集落内だけでなく集落外からも農作業受託を推進する。

[平成14年度までの主な効果]

○機械の共同利用による低コスト化
　・共同利用機械（コンバイン１台、田植機１台）導入
○近隣集落を巻き込んだ農作業受委託の推進
　・田植3ha（うち集落外0.5ha)、収穫6ha（うち集落外1.5ha）
○新規作物の導入（茎レタス（山クラゲ）10a作付、料理講習会・試食会の開催）
○鳥獣害の軽減（電柵1,457m設置）
○青色申告研修会の開催

＜耕作放棄地を有効に活用している事例＞

○耕作放棄地のソバ畑への復旧と集落の将来ﾋﾞｼﾞｮﾝの策定

１．協定締結の経緯

農家組合は舘迫、立石と別々になっているが、組合間相互の出入作が多く、一緒に知恵を出し合おうということで、まとまって協定を締結した。

協定締結の際には、有志が集落内の農用地の状態をパソコンに取り込み、一筆ごとに分かりやすく図示するなど、締結に向けた意識の啓発を行なった。

集落協定締結を契機に、活力ある地域づくりを進めるため、平成12年に舘迫農業振興会を設立した。

２．取り組みの内容

(1) 農業生産活動等

・平成12年度に耕作放棄地2.7haをソバ畑に復旧した。

・平成12年度は協定参加者が個別に草刈り、泥上げを実施したが、平成13年度は農道の砂利敷き（300ｔ）、平成14年度は用水路の設置（400m）を共同で行った。

(2) 多面的機能の増進

・平成13年度、田瀬湖の養殖場からヘラブナの卵の提供を受け、集落内のため池に放流した。今後もため池周辺の景観を維持するとともに、子供たちと一緒の活動も計画している。

・10年前に集落内の青壮年層の有志40人ほどで結成された「若だんな会」が中心となり、平成13年12月には山田町漁協と共同でクリスマスチャリティイベントとして海産物即売会を開催しており、また、猿ヶ石川河畔で「さなぶり大会（ざっこ（魚）食い)」を２回開催した。

・農村集落のあり方に関する講演会を開催した。

・地域づくりに対して熱意が強く、東和町で最も早くフラワーロードを整備した。また、集落内の子供達により百姓踊りが伝承されている。

(3) 生産性・収益性の向上、担い手の定着

集落内の全農家79戸にアンケート調査を行い、集落の将来ビジョンを策定中であり、アンケート結果は機関紙「舘迫まちづくりニュース」で集落内に周知している。

集落協定の概要

市町村･協定名	岩手県和賀郡東和町（わがぐんとうわちょう）　舘迫（たてはざま）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
60ha	水稲、牧草、ソバ	－	－	－
交付金額	個人配分分			50%
1,353万円	共同取組活動分（50%）	水路・農道の点検・草刈等		5%
		多面的機能増進活動（魚の放流、イベント等）		1%
		生産性向上･担い手定着(用水路･耕作道整備､集落ﾋﾞｼﾞｮﾝ策定､機械整備等)		26%
		研修会費・事務費等		18%
協定参加者	農業者　66人			

３．取り組みによる効果

(1) 農業生産活動等

本制度の導入により、耕作放棄地をソバ畑に復旧した。また、有志12名でソバ部会を発足させ、現在、ソバを利用したイベントを検討している。

(2) 生産性・収益性の向上、担い手の定着

・アンケート調査の結果等を踏まえて、町の事情に詳しい専門家と協定集落内の若手メンバーにより、集落の将来ビジョンを策定中である。アンケート調査結果で、「高齢者や子供が生き生きと過ごせる地域」像が挙げられたことから、今後、集落内の各層で、ビジョン実践集団など推進母体の具体化を検討することとしている。
アンケートの集計結果は、機関紙「舘迫まちづくりニュース」により集落内に周知している。

・現在、個々に転作田の草刈、畔塗り、耕起の受委託を行なっているが、アンケート調査の結果、高齢化による限界が指摘され、50%以上が、地域で支える仕組みを望んでいることから、今後、農作業受委託集団の組織化など集落営農の体制づくりに積極的に取り組んでいくこととしている。

・また、30%以上が土地利用の転換について指摘し、集落土地利用計画の策定の必要性を検討することが重要としていることから、特定農業法人の設立など農地の維持管理の組織を検討することとしている。

・本制度導入後、認定農業者が１名増え、６名となっている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田60ha）
- 個別対応
- 水路･農道の草刈･点検･清掃
- 耕作放棄地の復旧
- 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 集落内のため池にヘラブナの卵を放流、さなぶり大会等のイベントを実施
- フラワーロードを整備
- 共同取組活動

その他の活動

- 集落内の全農家79戸にアンケート調査を実施し、集落の将来ビジョンを策定中
- 共同取組活動

[平成14年度までの主な効果]

○耕作放棄地2.7haをソバ畑に復旧

○アンケート調査により、集落の将来ビジョンを策定中
（今後、農作業受委託集団の組織化など集落営農の体制づくりに積極的に取り組んでいくこととしている。また、30%以上が土地利用の転換について指摘し、集落土地利用計画の策定の必要性を検討することが重要としていることから、特定農業法人設立など農地の維持管理の組織を検討することとしている。）

○ヘラブナの放流、さなぶり大会等の交流イベントを開催

○認定農業者の新規確保　１名

＜耕作放棄地を有効に活用している事例＞

○集落ぐるみで耕作放棄地を解消

１．協定締結の経緯

集落のほとんどが兼業農家であるものの、これまで、農地管理は比較的良好に行われていたが、高齢化により耕作を断念した水田が耕作放棄され、周辺農地への影響が懸念されていた。

直接支払制度に取り組むにあたり、この耕作放棄地の管理に目途を立てた上で取り組もうと集落の意見がまとまり、所有者と調整の上、本制度を導入することとなった。

２．取り組みの内容

高齢等の理由で耕作放棄された水田について集落としてどのように対応すべきかを、協定締結時に話し合った。意見の多くは、周辺への影響を考慮して耕作放棄地の解消を念頭に取組をしようということで、この結果、1.1haについて保全管理を行い、耕作放棄が解消された。数年後には、地域内のほ場整備事業の実施に伴って休耕する水田の代わりに飯米の作付けが予定されている。

これに併せ、隣接するため池の周辺環境整備（草刈等）も実施され、集落内の環境が良好な状態になりつつある。集落内の環境整備については、平成９年度から平成13年度にかけて県営ため池整備事業で整備された「渡丸ため池」を自主的に保全するため、平成14年度に設立された、渡丸行政区民から成る「ため池保全隊『渡丸銀杏の会』」と連携して実施している。

また、用水路の維持管理の軽減を目指し、集落内の農業者の共同作業でコンクリート水路への改修工事を進めている。

用水路の改修

集落協定の概要

市町村･協定名	宮城県栗原郡栗駒町　渡丸（くりはらぐんくりこままち　わたまる）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
6ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			44%
128万円	共同取組活動分（56%）	農道、水路の点検等		8%
		農地管理費		28%
		多面的機能増進活動		11%
		役員報酬、研修会費等、		9%
協定参加者	農業者　23人、水利組合　1、非農業者等　6人			

３．取り組みによる効果

・耕作放棄地1.1haが解消された。
・ため池周辺や周辺林地の下草刈りが実施され、荒廃地が減少した結果、景観が改善されただけでなく、廃棄物の不法投棄がなくなった。
・共同取組活動を行った結果、集落内の結束が一層強くなった。

活動内容の概要

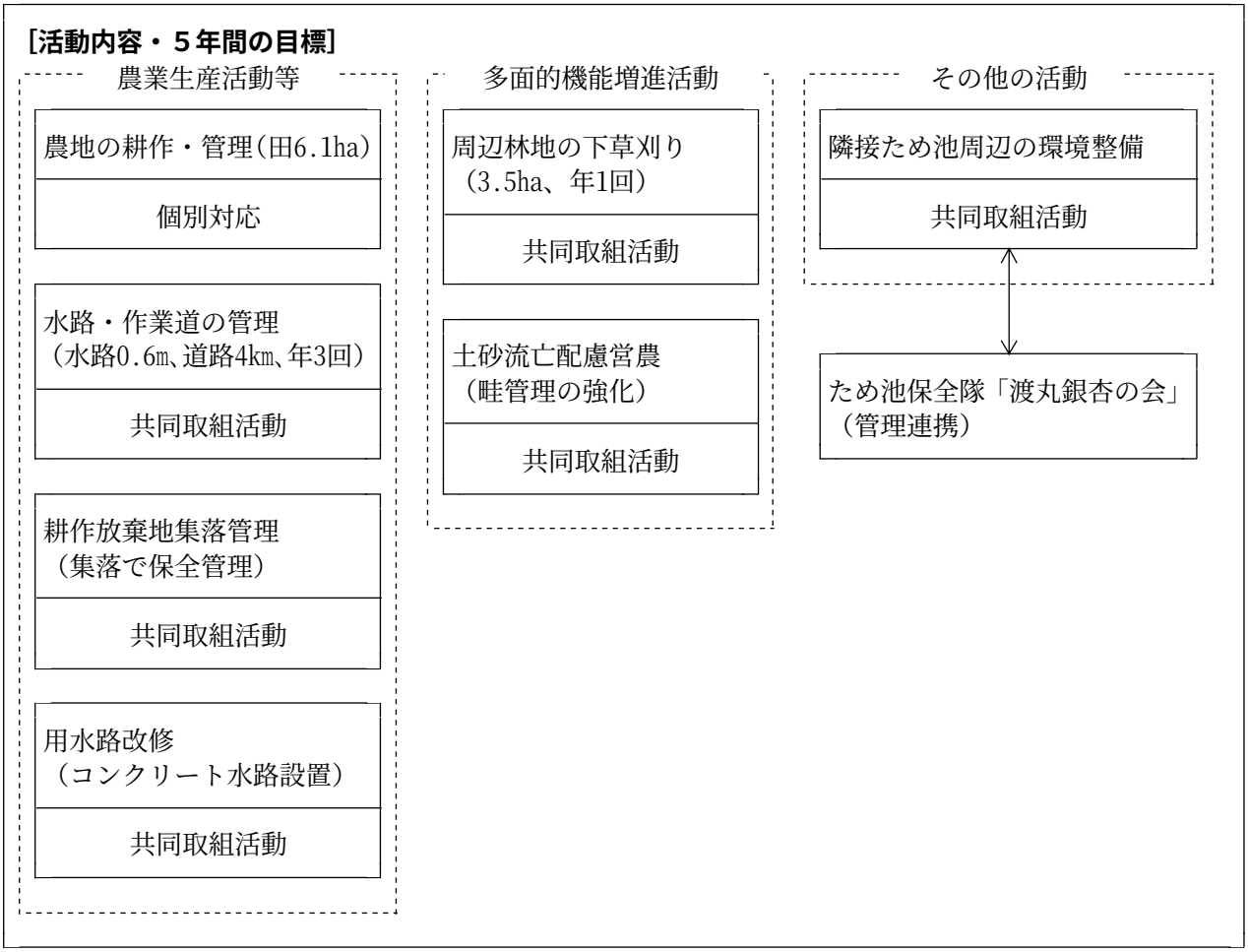

[平成14年度までの主な効果]
○耕作放棄地の復旧　1.1ha
○水路改修（Ｌ＝375m）による維持管理の効率化
○周辺整備による、廃棄物の不法投棄の減少

＜耕作放棄地を有効に活用している事例＞

○耕作放棄地を復旧しソバを作付け

１．協定締結の経緯

当地区は、地域の歴史や自然資源を生かした地域づくりを目指しているものの、高齢化や担い手の減少で集落機能の低下や耕作放棄地の増加が懸念されていたことから、荒廃農地の解消を目標に集落の合意形成を図り、協定づくりを行なった。

２．取り組みの内容

条件の悪いほ場から未利用となり、団地内の51ａが荒廃農地となっていたことから、交付金を活用して解消することとした。協定締結までに18ａを自力解消し、残りの33ａは雑木の伐採・伐根と排水対策を実施し、平成13年度にはソバを栽培し出荷するまでに至った。

畦畔の漏水対策として従来はビニールシートを使っていたが、トラクターと畦塗り機を導入し、利用料で維持費を賄いながら、農地の保全と、多量に出ていた廃ビニールの減量化による環境への負荷の軽減に努めている。

この他、婦人たちが農産物の直売組織に加入し、山菜や漬物の販売に参加したり、集落（旧来）との連携で渓流魚の養殖や販売等にも取り組んでいる。

耕作放棄地の復旧

集落協定の概要

市町村･協定名	山形県最上郡戸沢村（もがみぐんとざわむら）　上台（うえだい）（開田（かいでん））			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
16ha	水稲、ソバ、大豆	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
342万円	共同取組活動分	農道・水路の管理等		22%
	（50%）	多面的機能増進活動（周辺林地の下草刈り）		3%
		生産性向上・担い手定着（共同機械購入等）		25%
協定参加者	農業者　21人			

３．取り組みによる効果

隘路（あいろ）となっていた荒廃農地が解消され、共同活動にも積極的に取り組むことで、集落の横のつながりが強くなっており、農業生産に関わることだけでなく集落全体の活動が前向きになっている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田16ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理（水路2.1㎞、年2回 農道2.6㎞、年1～2回）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り（約90ａ）
  - 共同取組活動
- 昆虫(カブトムシ)の増殖（オガクズ産卵地の設置１ヶ所）
  - 共同取組活動

その他の活動

- 農業機械の共同購入･共同利用（トラクター１台、畦塗り機１台）
  - 共同取組活動
- 農作業の共同化（ソバの団地化４ha、汎用コンバインでの共同刈取り）
  - 共同取組活動
- 山菜(ウルイ40ａ)の栽培、とざわ農楽市での直売（５～11月）
  - 共同取組活動

↕

隣接集落協定の上台旧田と共同して農道整備（敷砂利）

↕

渓流魚の養殖と販売、釣り堀での交流

[平成14年度までの主な効果]

○耕作放棄地の復旧とソバの作付け　51ａ

○共同機械の導入利用による農地の保全　約2.8ha

＜耕作放棄地を有効に活用している事例＞

○耕作放棄地を復旧して観光果樹園等に有効活用

１．協定締結の経緯

当地区は基盤整備が進んでいるものの高低差が大きく桑園面積も大きかったこと、さらに耕作者の高齢化が進んでいたことから、耕作放棄地は増加する傾向にあった。

その様な状況のなか、直接支払制度が発足したことから区長及び農事組合長が中心となり、本制度を導入して、耕作放棄地の解消及び農用地の保全・有効活用に取組むこととなった。

２．取り組みの内容

当協定においては、全協定面積77.5haのうち約７％にあたる5.2haが耕作放棄地であったが、本制度により耕作放棄地の解消に取り組み、平成13年度と平成14年度に2.4haずつの合計4.8ha（約94%）が解消された。

耕作放棄地の解消が進むに伴い、復旧される約５haの農地の有効活用が集落の新たな課題となり、集落内で議論・検討の結果、果樹講習会を開催して比較的作業労力が少ないブルーベリーの導入が決定した。

さらに、果樹苗木購入代金の一部を交付金から助成する等の支援の下、土地所有者等で「過足ブルーベリー生産組合」が組織されることとなった。

復旧された農地で、平成13年度には約1.2haに1,924本、平成14年度には約0.3haに550本のブルーベリーが同組合により植付けられ、観光果樹園開設に向けた準備が進められている。また、ブルーベリーの収穫までには時間を要するため、畝間で野菜を作付けする等して農地の有効活用にも努めている。

耕作放棄地を復旧し、
ブルーベリーを植え付け

集落協定の概要

市町村･協定名	福島県田村郡三春町（たむらぐんみはるまち）　過足（よぎあし）			
協定面積	田(34%)	畑(64%)	草地(3%)	採草放牧地
78ha	水稲	野菜、果樹、小麦	牧草	―
交付金額	個人配分分			50%
613万円	共同取組活動分（50%）	管理体制における担当者等報酬、共同取組活動経費等		30%
		水路・農道等維持管理費		15%
		多面的機能を増進する活動経費		3%
		生産性・収益性の向上、担い手育成経費		2%
協定参加者	農業者　47人			

３．取り組みによる効果

交付金により復旧された農地の有効活用は各集落共通の課題となっているが、過足集落においては「過足ブルーベリー生産組合」と連携して農地の有効活用が図られ、良好な農用地管理が継続されていくと考えられる。

交付金と「過足ブルーベリー生産組合」が契機となり、集落内において果樹栽培に取組む農業者が増えていることから、過足地区全域における農用地の有効活用及び果樹の産地形成が期待される。

活動内容の概要

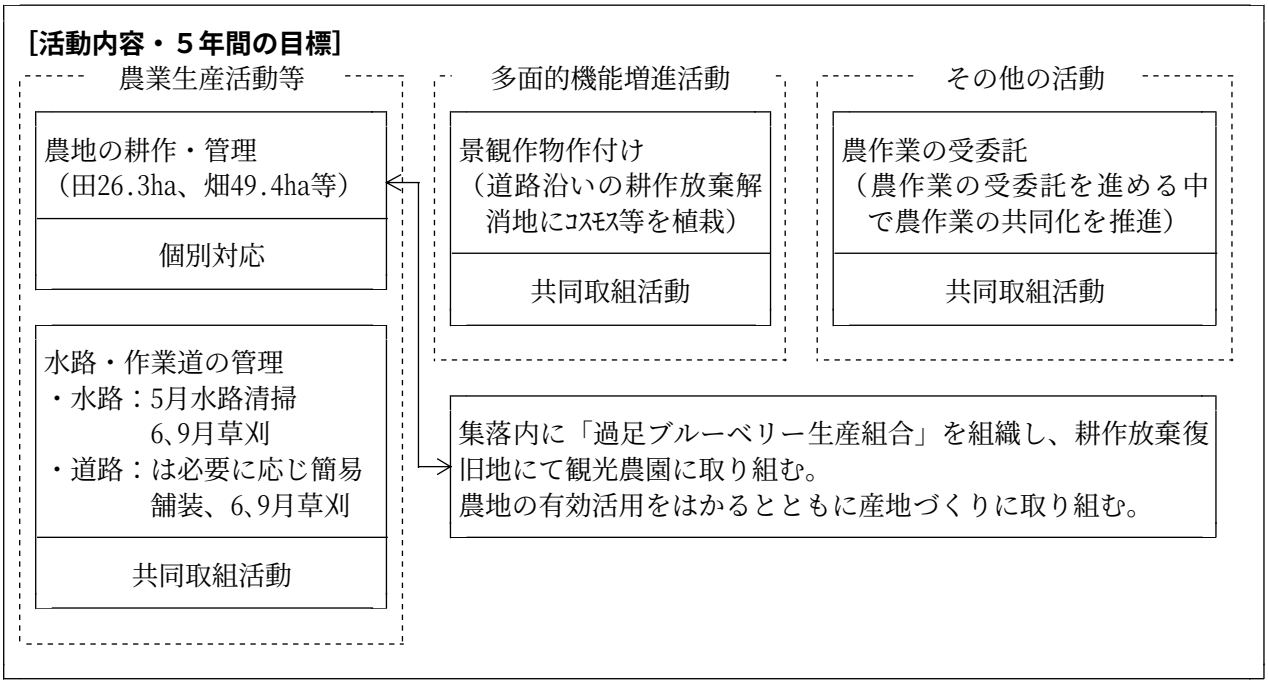

[平成14年度までの主な効果]

○直接支払交付金により復旧された農地の有効活用は各集落共通の課題となっているが、過足集落においては「過足ブルーベリー生産組合」と連携して農地の有効活用がはかられ、良好な農用地管理が継続されていくと考えられる。

○直接支払交付金と「過足ブルーベリー生産組合」が契機となり、集落内において果樹栽培に取組む農業者が増えていることから、過足地区全域における農用地の有効活用及び果樹の産地形成が期待される。

＜耕作放棄地を有効に活用している事例＞

○棚田保全ボランティア等による耕作放棄地の解消

１．協定締結の経緯

当地区では、数十年前まで小面積の棚田が約30ha存在していたが、住民が農業以外に雇用を求めた結果、耕作放棄地が拡大してきた。

しかしながら、住民は現況の農地の減少に歯止めをかけたいという考えを持ち続けていた。こうした中、平成11年から県単棚田保全対策に取組むとともに、平成12年度からは、直接支払交付金を活用して耕作放棄地の解消を図るとともに、都市住民との交流を行うことで地域の活性化を図っている。

２．取り組みの内容

集落内の住民は、高齢化・サラリーマン化等が進み、農地保全及び耕作放棄地復旧への協力には多くを望めないため、各人の能力に応じた協力体制の検討を行うとともに、「中山間を守る会」を設立し、農地保全や耕作放棄地復旧に向けて取組みを始めた。

(1) 現状水田の維持管理（各個人で管理）

(2) 転作田・自己保全管理田（耕作放棄地の管理）

① 転作田として活用・・・余力のある人、意欲のある人にお願いする。

② 受け手のない田　・・・「中山間を守る会」で管理

ア　低コストでの基盤整備（ほ場整備）を検討（公共残土等を利用）

イ　棚田交流人の協力による耕作放棄地の復旧及び管理

ウ　耕作放棄地復旧の手助けとして和牛の放牧を実施（粗放的畜産の実施）

エ　耕作放棄地復旧後の利用は、そば・小豆・ブルーベリーの栽培を計画

(3) 農地の周辺の山の整備

第一段として松茸山の整備を行うことで、楽しみを享受できる集落作りを実施する。

(4) リーダーの役割と集会協議等の回数

集落協定に関する事項や都市住民（棚田交流人）の受入体制の整備、農地流動化などについて、集落内や町との協議を精力的に行う（平成12年度から平成14年８月までに合計284回）とともに、個人では作業対応のできなくなった水田の維持のために「中山間を守る会」を設置することができたのは、中心となったリーダーの存在が大きい。

集落協定の概要

市町村･協定名	兵庫県城崎郡日高町　八代（きのさきぐんひだかちょう　やしろ）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
25ha	水稲、野菜	―	―	―
交付金額	個人配分分			39%
517万円	共同取組活動分	水路農道管理、集落共同取組		19%
	（61%）	生産性向上、担い手定着		30%
		多面的機能増進活動（棚田保全ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ）		8%
		担当者報償費等		4%
協定参加者	農業者　39人、非農業者　1人			

３．取り組みによる効果

耕作放棄地の復旧により、農地面積は直接支払制度取組時より約10年前まで遡る状況を予想している。しかし、直接支払交付金が無くなれば再び耕作放棄地が増加するとともに、鳥獣害が追い討ちをかけるのではと予想している。

このため、本制度が存続している間に基盤整備を進めるとともに、新たな特産物を見つけるような努力をしていくことが必要である。

また、（集落内の各戸の後継者問題もあるが）営農組合組織を創設し、全員が面積に応じて日役感覚で全体の農地を維持管理していくような手法を検討していきたい。

復旧した棚田

活動内容の概要

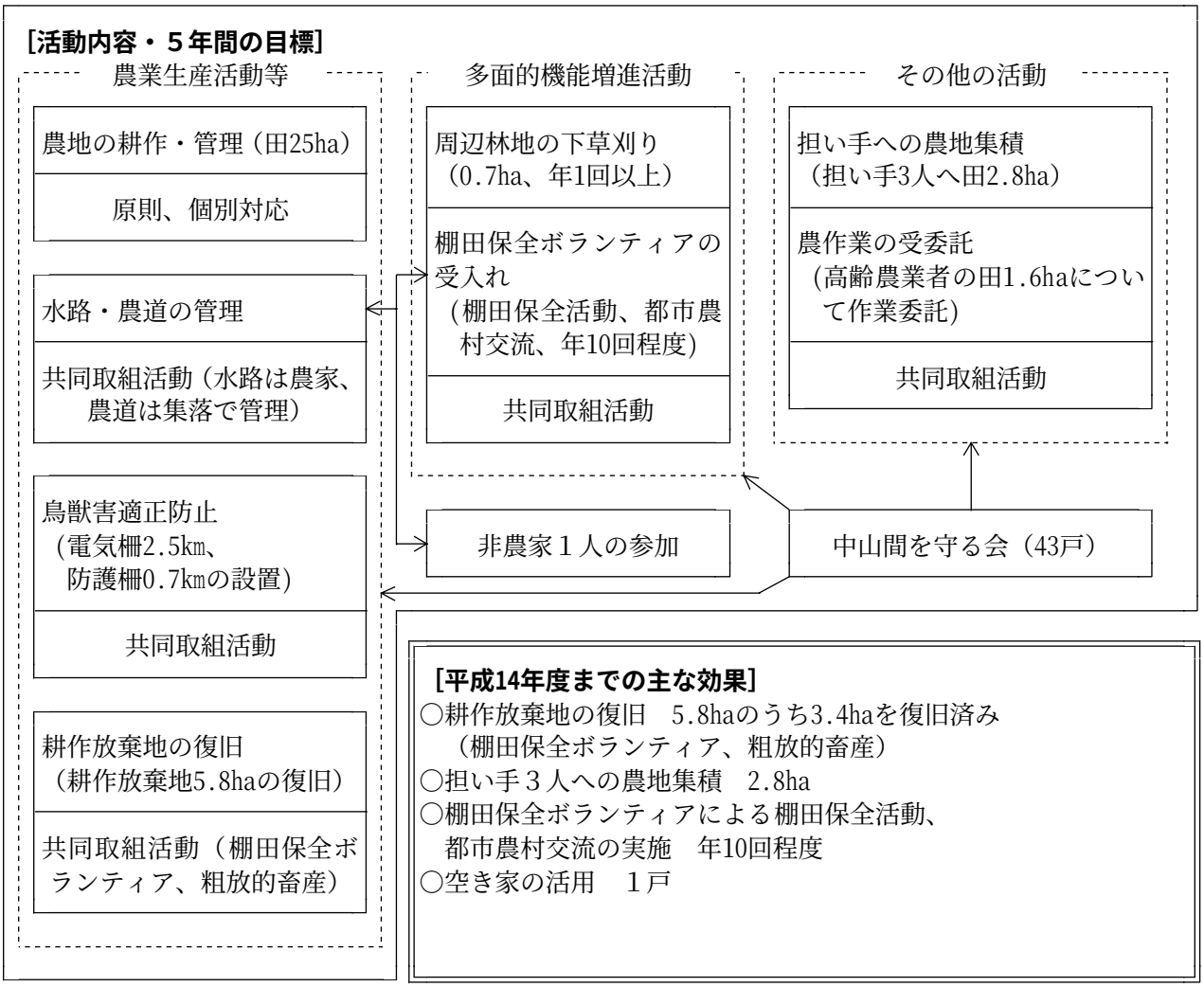

＜耕作放棄地を有効に活用している事例＞

○休耕田を利用した小学生の農作業体験

１．協定締結の経緯

役場が中心となって集落に協定の締結を呼びかけ、話し合いを重ねた結果、今後も農用地を守るには集落ぐるみの取組が必要であると判断し、集落協定を締結するに至った。

２．取り組みの内容

平成12年に集落協定を締結し、共同作業で農道・水路の整備、周辺林地の下草刈り、鳥獣被害対策のための電気柵の設置等を行っている。また、総会等で今後の集落の活性化について話し合いを重ねてきた。

平成14年度から学校が週休２日制になることから、集落内の休耕田を利用し、集落内の子供達のために体験農場を開設することになった。集落内の小学生を中心とした25人の「大江っ子クラブ」では、集落協定参加農家が講師となって休耕田でトウモロコシやスイカ等の栽培やアイガモ農法の稲作に取り組んだ。体験農場の運営は保護者（非農家含む）が行っており、集落協定参加農家が栽培管理を指導したり、苗・資材を供給する等の支援を行っている。

○体験農場の面積　平成14年度：　440㎡
　　平成15年度：1,240㎡（予定）

集落協定の概要

市町村･協定名	鳥取県八頭郡船岡町（やずぐんふなおかちょう）　大江本谷（おおえほんだに）			
協定面積	田(94%)	畑(6%)	草地	採草放牧地
5ha	水稲、野菜	梨	―	―
交付金額	個人配分分			50%
77万円	共同取組活動分	農道・水路の整備、鳥獣被害防止柵設置		24%
	（50%）	積立		26%
協定参加者	農業者　14人			

また、集落活動活性化の一環として、生活改善グループや大栃会（集落内の有志で結成されるグループで、集落内に桜や栃の栽植を行う）に活動費の助成等の支援を行っている。

３．取り組みによる効果

集落協定の締結を契機に、集落内の農業について話し合うようになった。農業活動については当面各自で行うこととしている。

平成14年度から体験農場を開設し、子供達及び保護者に非常に好評であった。今後も体験農場等、非農家も交えた集落活動に力を入れていく予定である。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	その他の活動
農地の耕作・管理（田4.5ha、畑0.3ha） 個別対応	周辺林地の下草刈り（年２回） 共同取組活動	農作業受託の推進 共同取組活動
水路・作業道の管理(年1回) 共同取組活動	緑肥作物の作付け（レンゲの作付け） 個別対応	農作業の共同化（病害虫の一斉防除） 共同取組活動
鳥獣害適正防止（電気防護柵約１㎞の設置） 共同取組活動	鳥類の冬季餌場（子供たちも観察できる近隣の休耕田を利用） 共同取組活動	オペレーターの育成・確保 共同取組活動
		子供達の農業体験支援（農地の提供、農業指導、苗・資材の援助） 共同取組活動
		集落活動の支援 ・食生活改善グループへの活動支援（食材提供・活動費援助） ・大栃会への活動支援（苗木・肥料の援助） 共同取組活動

＜耕作放棄地を有効に活用している事例＞

○荒廃農地等を活用した「あじさいの里」づくり

１．協定締結の経緯

当協定集落では、昭和50年に地区内の農道完成を記念して、生活改善グループが道路沿線にあじさいを植栽し、これを契機として地域起こし活動が始まり、平成元年にあじさいの植栽や、あじさい祭りの開催、２次産品の開発・販売等を行う「中野あじさいグループ」が発足した。平成８年には「新宮あじさいグループ」へ名称変更し、山林や雑種地等を開墾したあじさい園の開設などを行うあじさいの里づくり事業に取り組んだ。

２．取り組みの内容

当集落の農家が中心となった「新宮あじさいグループ」は、本交付金を活用して平成13年度から荒廃農地（栗の放置園等）の復旧や竹林等を開墾し、約１ha余りの急傾斜地にあじさい５千本の植栽を行い、あじさい園の拡大による景観づくりに努めている。

また、あじさい祭りの開催による都市住民との交流活動、地場産品の消費拡大など地域起こし活動のけん引役として、重要な役割を担っている。

○主な活動内容（毎年）

① あじさいロード(村道中野線Ｌ＝1.8㎞)、あじさい園（約３ha）周辺の整備・管理
　年間草刈５回，花摘み１回

② イベント「あじさい祭り」の開催（６月最終日曜日）

③ ふるさと小包への参加（７月・12月の２回）

④ あじさい開花中の来訪者への対応
　約１ヶ月間お茶のサービスや地場産品の販売等実施

⑤ 道づくり（道路、排水路とその周辺の清掃管理）年２回

集落協定の概要

市町村･協定名	愛媛県宇摩郡新宮村　中野（うまぐんしんぐうむら　なかの）			
協定面積	田(3%)	畑(97%)	草地	採草放牧地
7ha	水稲	茶、ゼンマイ	－	－
交付金額	個人配分分			65%
87万円	共同取組活動分（35%）	農地法面、農道の点検等		1%
		多面的機能増進活動		28%
		積立金		6%
協定参加者	農業者　15人			

３．取り組みによる効果

集落が中心となって、従来のあじさい園に隣接した荒廃農地等約１ha余りを復旧・開墾し、あじさいを植栽することで、現在では、面積約３haに約２万本を擁するあじさいの里を維持管理しており、併せて周辺林地の整備も進み、農地の荒廃化の進行も周辺地域に比べて鈍化する傾向にある。

これに伴い、あじさい祭りも以前に増して盛大となり、平成14年度開花期におけるあじさいの里への入り込み客数は、四国４県を始め関西・中国、遠くは岐阜県からの来訪者も含め１万人余りを記録し、地元住民と都市住民との交流拡大や地場産品の消費拡大による集落のイメージアップが図られた。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

農地の耕作・管理（田0.2ha、畑7.2ha）
個別対応

道路・排水路等の管理 （道路3㎞、排水路3㎞、年2回清掃、草刈り）
共同取組活動

その他の活動

高付加価値型農業の推進 （既に、茶の無農薬栽培に取組んでおり、認定農業者を中心に、その栽培方法の確立と普及に努めている。）
個別対応

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り（約3ha、年1回）
個別対応

景観作物作付け ○「あじさいの里」づくりへの取組み ・既存あじさい園等の維持・管理 あじさいロード（道路沿い1.8㎞） 既存あじさい園（2ha） →雑種地、休耕田等の開墾による ・新たなあじさい園（1ha）の植栽・管理 →荒廃農地、林地等の開墾による ○イベント「あじさい祭り」の開催
共同取組活動

集落外との連携

○集落内で農作業委託等ができない場合には、村内で茶の栽培作業支援を行なう新宮村農作業支援センターや集落外の農家との連携を図り、農作業委託等を推進している。

○あじさい栽培は、当初、集落内の農家がグループで取り組んでいたが、平成８年には集落外からも協力参加者を受け入れ、現在では、総勢約90名による「あじさいの里」づくり（イベント、あじさいの植栽、あじさい園の管理作業等）の参加体制を整えた。

[平成14年度までの主な効果]

○あじさい園（約３ha等の維持・管理による荒廃農地等の復旧及び多面的機能の確保

○「あじさい祭り」の開催（あじさい開花期の来訪者約10,000人・地元産品の即売等）

＜耕作放棄地を有効に活用している事例＞

○既耕作放棄地を景観形成に利用

１．協定締結の経緯

当地区は、水稲を中心に肉用牛等との複合経営により、営農組合を組織していたが、高齢化・後継者不足による離農や耕作放棄地の増加が目立つようになった。

このような本地区が抱える課題を解決するため、営農組合が母体となり直接支払制度に取り組むこととなった。

２．取り組みの内容

協定集落内の農地について、離農・廃作等により耕作放棄化しそうな農地については地主、集落が一体となって耕作者の確保に努めている。

既に耕作放棄された農地については、交付金を利用し営農組合が中心となって適正な管理を行っている。特にこの一帯は村の中心部の高台で、近くに保育所、小・中・高等学校、老人福祉センター等公共施設を有し、県道沿線に当たるため比較的交通量も多いことから、水田農業経営確立対策事業とタイアップしたレンゲ・コスモス等の景観作物の作付けを行っている。又、一部のほ場については、飼料作物として野草の肥培管理を行っている。

棚田の風景

耕作放棄地の復旧作業

集落協定の概要

市町村･協定名	長崎県北松浦郡大島村（きたまつうらぐんおおしまむら）　神山（かみやま）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
22ha	水稲、飼料作物、ﾚﾝｹﾞ、ｺｽﾓｽ	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
469万円	共同取組活動分（50%）	農地、農道、水路の点検等		22%
		共同利用施設整備		24%
		その他（事務費等）		4%
協定参加者	農業者　25人、水利組合　3			

３．取り組みによる効果

老朽化していた共同利用施設（集会所）の整備により会合が充実し、集落営農に対する認識が深まるとともに、耕作放棄地の管理の一端として景観作物を作付けすることにより、農作物の作付けのみの営農から、多面的機能としての農地の管理についても理解が高まっている。

活動内容の概要

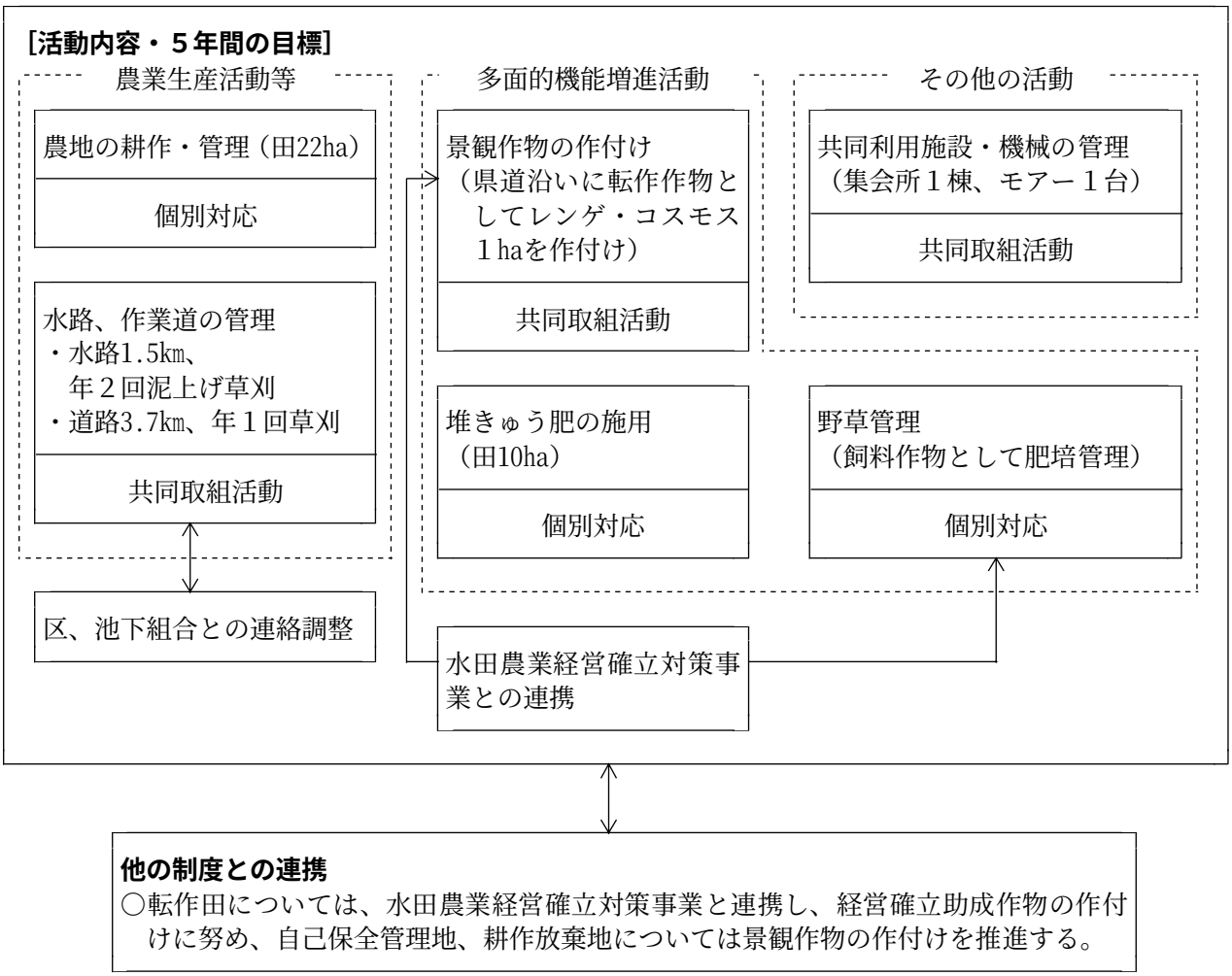

他の制度との連携

○転作田については、水田農業経営確立対策事業と連携し、経営確立助成作物の作付けに努め、自己保全管理地、耕作放棄地については景観作物の作付けを推進する。

[平成14年度までの主な効果]

○水田の多面的機能としての役割の認識が高揚
○景観作物の作付けによる地域の活性化（レンゲ（0.5ha）、コスモス（0.5ha））
○棚田景観がよみがえりつつある（22ha）
○共同活動を通した連帯意識の高まり
・総会・役員会年４回、延43人
・道路・水路等の清掃、見回り　年５回、延94人
・耕作放棄地の管理（草払い、野焼き・景観作物の作付け　年６日延60人）
・共同利用施設の整備　３日延25人

＜「連携」・「交流」をキーワードとした事例＞

○町内の集落協定を統括する推進協議会の設置

１．協定締結の経緯

本町は、これまでも農事組合がまとまって活動しており、地域の独自性と活性化を図る上でも従来の農事組合単位を基本とした集落協定を締結するよう積極的な制度推進を図った結果、農事組合単位で24の集落協定を締結したが、協定参加者から「不慣れな経理事務を行うことについて不安」との声が多くあり、事例紹介や勉強会を開催する場が必要であったことと、担い手の育成に係る研修や景観整備などは、個別の協定集落で実施するよりも、広域的な取組の方が有効かつ効率的であるとの理由から、本制度をより効果的に推進するために、各集落から協定農用地面積に応じた負担金を徴収し、町が事務局となる「鷹栖町中山間事業推進協議会」を設立した。

２．取り組みの内容

従来は降霜が予報された時に古タイヤを燃やして発生する黒煙により霜被害を防いでいた。しかしながら、現在は大気汚染をもたらすことからこの方法は行われなくなったため、農地周辺に古タイヤが堆積したままになっていた。

このことから、取組の内容として農村環境美化などのために古タイヤの一斉処理に向けた「古タイヤ保有量調査」を平成13年度に実施し、平成14年度から交付金・町補助金・自己負担により、町内各地域の古タイヤ等約６万本の一斉処分を実施した。

また、共同取組活動や生産組織活動などを勉強するため、北海道庁が実施する集落代表者会議への積極的参加や、他府県への先進地事例調査を実施した。

その他、集落協定の会計経理などを適正に行うため、各集落代表者や会計担当が集まり「会計事務研修会」を実施している。

古タイヤを処理し農村環境を美化

集落協定の概要

市町村･協定名	北海道上川郡鷹栖町（かみかわぐんたかすちょう）　町内全協定			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
786ha	水稲、トマト	―	―	―
交付金額	個人配分分			49%
1億6608万円	共同取組活動分	農地法面、農道、水路の草刈り、防除作業		27%
	（51%）	多面的機能増進活動（廃タイヤ回収、農家看板設置等）		8%
		生産性・担い手定着（農業機械購入、研修会参加等）		16%
協定参加者	農業者　449人			

３．取り組みによる効果

各集落協定の代表者が集まり、具体的な活動事例などの情報交換により、共同取組活動推進の意識向上につながっていることや、適正かつ円滑な事務処理の実施のための勉強会により、事務が不得手な協定参加者の補完作用が果たされている。

また、協定対象外地域も含めた全町的な古タイヤ処理を平成14年度に行い、環境整備に効果を上げている。

なお、協定を締結することにより、薄れがちだった「話し合い」が復活し、将来のことを話し合える気運ができたことにより、集落協定を締結している地域のみの話し合いだけではなく、全町的な話し合いのできる組織の設置や廃農機具・廃車などの処理による景観美化の意識向上が進むなど、今後の課題解決に向けた意識が浸透してきている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田786ha）／個別対応
- 水路・農道等の管理（草刈、防除作業等）／共同取組活動

多面的機能増進活動

- 集落周辺環境整備（花壇設置等）／共同取組活動
- 古タイヤ・廃プラの撤去／共同取組活動
- 農家看板の設置／共同取組活動

その他の活動

- 農業機械・施設の共同購入、共同利用／共同取組活動
- 高付加価値農業の推進（栽培技術の研修）／共同取組活動
- 担い手の育成・確保（研修支援体制整備、オペレーターの育成・確保）／共同取組活動

[平成14年度までの主な効果]

○看板設置（１集落）、花壇・プランターの設置（11集落）、清掃活動等による農村環境・景観の整備
○推進協議会組織による古タイヤ（68,110本）の撤去、廃プラ(8,490kg)の適正処理
○機械格納庫２棟の設置及びパワーショベル２台、草刈機35台、防除機１台、動力噴霧器機２台、トラクター１台の共同購入・共同利用によるコスト低減機械格納庫２棟
○特産品であるトマト、キュウリの栽培技術等の研修会参加（５集落）

＜「連携」・「交流」をキーワードとした事例＞

○村全体で１協定とし土地改良区が事務を引き受け

１．協定締結の経緯

当協定は、村の水田面積127haのうち99ha（77%）をカバーし、平舘村農業機械銀行を含めた村一本の協定である。事務量が多く、当初は集落でも取組を躊躇し、平成12年度は３haであったが、土地改良区が「農家のためになるのであれば」とその大役を担い事務を代行することで、平成13年度から現在の面積まで拡大した。

２．取り組みの内容

半農半漁であるため、農地の保全がおろそかになりがちで、平成11年にはカメムシによる米の等級落ち33.5%と大きな打撃を受けた。しかし、協定で取り決めた一斉防除が功を奏し、平成13年にはわずか1.5%となった。一斉に草刈りをするため、カメムシ防除のみならず、村民から「集落がきれいになった」との声があがっている。

国道280号線沿いと福祉施設に面した高台に景観作物としてコスモスを植え、村民の憩いの場所となっているほか、村主催の産業まつりで活動内容のパネルを展示したコーナーを設け、広く村民に紹介した。

なお、農業機械銀行とは、村の水田を中心とした土地利用型農業の効率的生産を図るため、受託作業を実施し、地域農業の発展と農業経営の合理化を推進するために設置されたものであり、平成14年度の実績は、畦補修受託34件（9,751m）、転作作業受託（そば、調整水田）16件（6.9ha）となっている。

花の植栽

集落協定の概要

市町村･協定名	青森県東津軽郡平舘村（ひがしつがるぐんたいらだてむら）　平舘（たいらだて）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
99ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
792万円	共同取組活動分（50%）	農地法面、農道、水路の点検等		35%
		多面的機能増進活動（景観作物）		7%
		その他（先進地視察研修等）		8%
協定参加者	農業者　74人、平舘村農業機械銀行（構成員13人）			

３．取り組みによる効果

本制度を推進する上で、事務の負担が一つの障害となっていたが、土地改良区が事務を代行することで農家も安心して参加している。また、協定内で農道・水路整備を行う場合に同意が得やすく、対象農地がない農家でも気兼ねなく共同活動に参加てきることから、集落内の不公平感もなくなるなどメリットは多い。

効果面では、本制度の実施により目に見えて集落内の景観は向上した。また、様々な活動を共同で行うことが多くなったため集落内の絆も深まっている。今後は、ホタルの幼虫の放流などを行い、都市住民の方も訪れる集落づくりに取り組むこととしている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田99ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理（水路47㎞、道路16㎞、年１回）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 景観作物作付け（道路沿い１㎞、福祉施設施設周辺にヒマワリ、コスモスを植栽）
  - 共同取組活動

非農家４人の参加

その他の活動

- 農作業の受委託（高齢農業者の田６haを機械銀行に作業委託）
  - 共同取組活動（水管理は各農家）
- 村主催の行事で取組を紹介（パネル展示・餅つき）
  - 共同取組活動

集落外との連携

○土地改良区が事務を代行

[平成14年度までの主な効果]

○耕作放棄地の復旧　4.5ha

＜「連携」・「交流」をキーワードとした事例＞

○８集落が連携し耕作放棄地の復旧などに取組む

１．協定締結の経緯

国営猿ヶ石開拓建設事業（昭和34～45年）により山地を開拓した地域であり、農地はほとんどが急傾斜の水田となっている。集落内に70頭の黒毛和種を飼養し、転作田に牧草を作付けしている。また、近年、大粒種ぶどう（紅伊豆）の産地が形成されてきている。

東和町、石鳥谷町と隣接していることから、２町からの入作者が約４割を占め、交付対象農用地は193haと広く、花巻全体の45%を占める。

本制度の導入に消極的な入作者も少なくなく、また、５年間の協定期間に躊躇する者もおり、締結が難航したが、各農家組合の代表者を説得して回り、地区内に８つの集落協定が締結された。

これらの集落が一体的に活動できるよう集落間の総合調整と、地域全体の景観整備、希望ある地域づくりを進めるため、各協定集落から交付金の５%を拠出して集落連絡協議会を設置した。

各集落協定の規約には、役員手当や共同作業の賃金等に統一した基準を設けている。

２．取り組みの内容

(1) 組織体制

入作者が多いことから、東和地区及び矢沢地区から１名づつ理事を選出、協議会の運営に参画してもらうなど、入作者の意向が反映されるように配慮している。

各集落の代表８名及び入作者代表２名を理事とする体制としたことで、役員会の内容が集落に直ちに伝達できる一方、集落の話題がすぐに協議会に伝わることから、協議会の運営がスムーズに行なわれている。

(2) 農業生産活動等

・交付金の交付対象にならない農用地も交付対象農地と一体的に管理して、共同取組活動により既耕作放棄の復旧は3.4haにのぼる。これらは平成13年度に協定に追加した。

・農家組合、土地改良区幸田維持管理組合と協力しながら、地区の農業環境整備を行ない、集落内の幸田川の草刈り、三郎堤の補修などにも取り組んでいる。

集落協定の概要

市町村･協定名	岩手県花巻市（はなまきし）　幸田（こうだ）地区中山間地集落連絡協議会			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
193ha	稲､牧草他	－	－	－
交付金額	個人配分分			50%
4,049万円	共同取組活動分（50%）	水路・農道の点検・草刈等		27%
		多面的機能増進活動（講演会等）		4%
		生産性向上・担い手定着（農業用水路設置）		12%
		研修会費・事務費		7%
協定参加者	農業者　125人			

(3) 多面的機能の増進

幸田神楽を地元で鑑賞する機会がなかったことから、伝承活動の一環として協議会が幸田神楽保存会に年間20万円を助成し、神楽鑑賞会を年１回実施した。また、平成13年度に集落自治会と合同で「元気の出る講演会」を開催し、好評を博している。

(4) 生産性・収益性の向上、担い手の定着

開拓から30年経過し、素堀の水路の補修が長年の懸案事項であったが、交付金を活用して排水管の敷設工事が可能となったことから、各協定集落と調整を図り、１年間に２㎞ずつ排水管を自力で敷設し、平成14年度までに６㎞完成させた。

３．取り組みによる効果

(1) 農業生産活動等

耕作放棄地は、権利関係が入り組んでいるとともに、10数年も放棄しているところもあったが、集落が一致団結して、これまでに3.4haを復旧させた。

(2) 多面的機能の増進

神楽鑑賞会や講演会などのソフト活動は、個々の集落では開催が難しいことから、今後も協議会として実施していく予定である。

(3) 生産性・収益性の向上、担い手の定着

・これまでに農業用水路を６㎞敷設したが、まだ素堀りの土側溝がかなりあることから、この５年間に自力で10㎞を敷設する計画である。

・制度導入後、認定農業者が６名から28名に増え、認定農業者への農地の集積も平成12年度から平成14年度までの３年間で５％増えている。

雑木の刈り払い（耕作放棄地の復旧）

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	その他の活動
農地の耕作・管理（田193ha）	講演会開催、神楽伝承	農業用水路の自力設置（10㎞）
個別対応	共同取組活動	共同取組活動
水路・農道の草刈・点検・清掃		
耕作放棄地の復旧		
共同取組活動		

[平成14年度までの主な効果]

○８つの協定集落間の総合調整を図るため、集落連絡協議会を設立
○交付金の交付対象にならない農用地も一体的に管理し、耕作放棄地3.4haを復旧
○農業用水路の自力設置（全長10㎞　これまでに６㎞敷設）
○神楽の伝承活動、講演会開催
○認定農業者の新規確保22名（制度導入前６名→現在28名）

＜「連携」・「交流」をキーワードとした事例＞

○炭焼き窯で世代間の交流を促進し集落を活性化

１．協定締結の経緯

当集落は、一関市南西部、宮城県栗駒町に近接する山間部に位置し、総農家戸数は21戸で、うち専業農家２戸、第１種兼業農家１戸、第２種兼業農家18戸となっている。これに、他集落からの入作農家10戸を加えた31戸で協定集落を構成している。

地域内の結びつきが強く、交付金の対象とならない農用地の耕作者(7名)を含め、集落内の全農家で集落協定を締結した。また、草刈などの共同作業の際には集落内の非農家全員に参加を呼びかけるなど、集落全体での取組みに熱心である。

センサス集落と一致しているため、自治会組織との連携が図られ、集落が一体となった活動が行なわれている。

また、埼玉県川越市から新規就農者１人を迎え入れている。

集落の水田は、小区画（平均３ａ／筆）・不整形であることから、30ａ区画のほ場整備への機運が高まってきている。

２．取り組みの内容

(1) 多面的機能の増進

昭和20年代には、炭焼きが盛んで、宮内庁へ献上し、また、昭和26年には全国木炭品評会（林野庁長官主催）で一等（黒炭なら丸）を受賞した。このため、当集落ではかつて行なわれていた炭焼を地域の文化として後世に残すため、住民自らが炭焼き窯を製作し、炭焼きを復活させた。

炭焼きの原料には、集落の環境整備も兼ねて周辺林地で伐採した雑木を利用し、年３回ほどの火入れで炭が800kgほど作られ、集落へ配ったり、地元住民を炭焼き窯に招いてバーベキューパーティーを開催して地元住民間の親睦を図っている。

また、厳美渓にある道の駅のレストランに、湯沸し炉用の燃料として供給したり、副産物の木酢を試験的に家庭園芸の土壌の殺菌に利用するなど、地域資源の有効活用を図っている。

さらに、旧市道沿いに花壇を設置し、「桜ロード」として整備するなど、集落の景観づくりを進めている。

集落協定の概要

市町村･協定名	岩手県一関市（いちのせきし）　赤猪子（あかいのこ）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
30ha	水稲、牧草、野菜	－	－	－
交付金額	個人配分分			48%
625万円	共同取組活動分	水路・農道の点検・草刈等		3%
	（52%）	多面的機能増進活動（炭焼き窯、景観作物等）		15%
		生産性向上・担い手定着（共同利用機械等）		29%
		研修会費・事務費		5%
協定参加者	農業者　31人			

(2) 生産性・収益性の向上、担い手の定着

・集落の水田が未整備であるため、機械利用組合に作業委託を打診しても受けてもらえない状況にあり、ほ場整備の実施後に本格的に取り組むこととしている。

・農作業の共同化については、ほ場整備実施までに最低限共同育苗は行いたいと考えている。

・牧草刈取り用にモアを２台購入した。

・認定農業者の育成に取り組んだ結果、平成13年度に1名となった。

３．取り組みによる効果

(1) 農業生産活動等

農用地周辺の林地を炭焼き原料用として伐採することで日照も良くなり、病虫害（カメムシ）の発生が少なくなるなど、水稲の生育環境の整備にも役立っている。

また、交流機会が増えたことにより、皆で協力し合う機運が高まり、農業用施設(道水路)の維持管理状況も良くなった。

(2) 多面的機能の増進

共同取組活動のための会合や炭焼き窯周辺でのバーベキューなどにより、集落内外の交流が活発化した。特に、集落内の世代間の交流活発化が著しい。

活動内容の概要

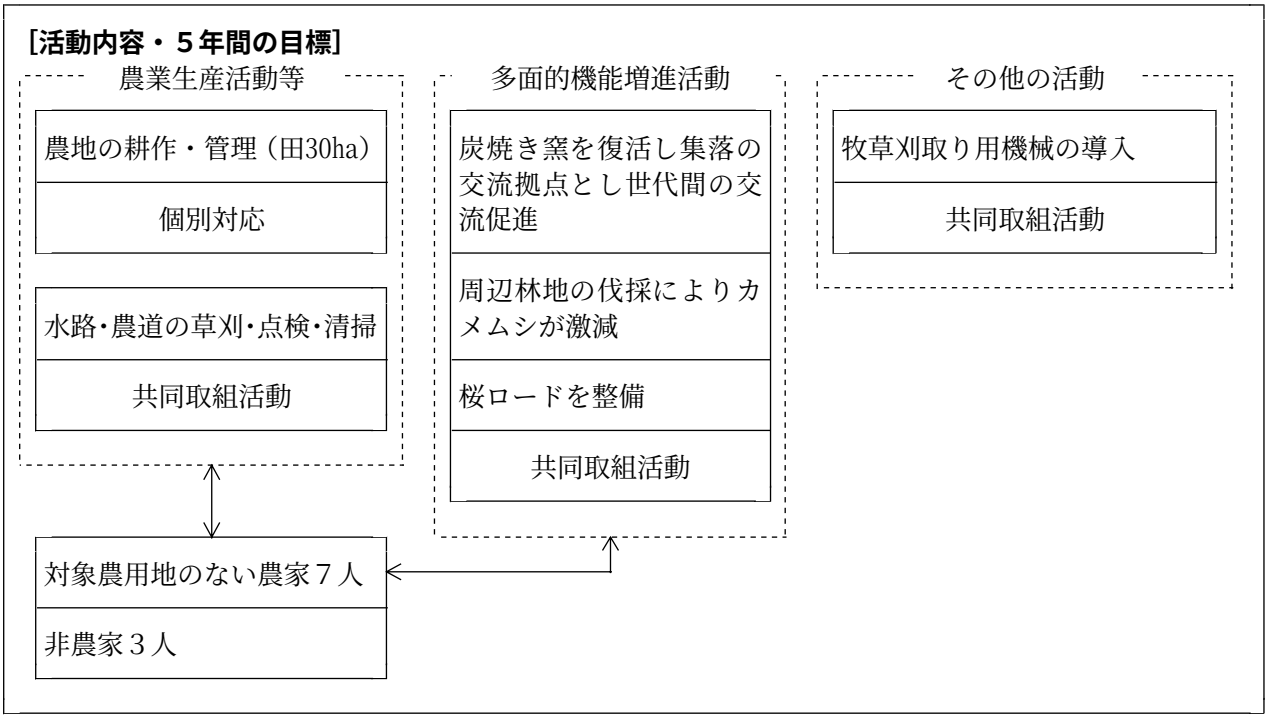

[平成14年度までの主な効果]

○共同取組活動のための会合や炭焼き釜周辺でのバーベキューなどにより、集落内外の交流が活発化。特にも集落内の世代間の交流活発化が顕著。

○認定農業者の新規確保　1名

○新規就農者　1名

○周辺林地の伐採等により、カメムシの被害が激減

＜「連携」・「交流」をキーワードとした事例＞

○老人と子供のふれあいによる地域活性化

１．協定締結の経緯

当地区では、過疎化が進んでいる中、高齢者が多く農業後継者もいない状態で、耕作放棄地・遊休農地の有効利用が課題となっていたことから、「農用地を守る」ということが集落の協定に結びつき、担い手を中心として、本制度を導入することとなった。

２．取り組みの内容

草刈機械（モアー、ウィングモアー）、除草剤散布機を購入し、担い手を中心に農道や畦畔の草刈を共同で行うほか、高齢化等で農業生産活動が困難になった農地を借り上げてソバ・ヒマワリ等の作付け（H12～）にも取り組んでいる。

また、地区の伝統文化と農業を理解してもらおうと、小学生と一緒に、紅花（県花）を植栽・管理・収穫、紅花染めまでの一連の作業を行ったり、地域の老人クラブと連携して、笹蒔きづくり、だんごさし、ワラ細工づくり等の体験教室を開催するほか、ソバ、バラ、芝桜、ヒマワリの植栽による景観づくりにも取り組んでいる。

老人クラブによるバラの植栽

集落協定の概要

市町村･協定名	山形県村山市（むらやまし）　河原鷲ノ倉（かわはらわしのくら）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
22ha	水稲、ﾋﾏﾜﾘ、ソバ	―	―	―
交付金額	個人配分分			37%
456万円	共同取組活動分	農地法面･農道･水路の点検等		46%
	（63%）	多面的機能増進活動（景観作物等）		13%
		生産性向上・担い手定着（農業機械購入等）		4%
協定参加者	農業者　49人			

３．取り組みによる効果

・農業機械を購入し、担い手を中心とした共同作業により作業の効率化が進んだ。
・これまで草刈もされずにいた国道・広域農道は、ゴミ等の投棄が目立っていたが、景観作物の植栽や草刈作業により投棄が無くなった。
・地域の老人クラブの活動が活発になり、地域に目を向け、もっと活動したいという要求が増えている。
・子供との接触がなかなか図られなかったが、ふれ合いが増え、合えば声をかけるようになり、地域の子は地域で育てるとの考えが育ってきた。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

農地の耕作・管理（田22ha）
個別対応

水路・作業道の管理
（水路6.2㎞、道路6.6㎞
年２回）
共同取組活動

多面的機能増進活動

景観作物作付け
・道路沿い：
芝桜植栽　2㎞
紅花植栽0.3㎞
・遊休地：ﾊﾞﾗ･ﾋﾏﾜﾘ20ａ
共同取組活動

その他の活動

利用権の設定
（高齢農業者の田1.2haを集落内の担い手に委託）
共同取組活動

集落外との連携

○地域の子供(小学生60名)と県花「紅花」の植栽・管理・収穫・紅花染めの体験
○老人クラブ、小学校生徒（120名）との交流により地域の伝統文化「笹蒔きづくり」「だんござし」「わら細工づくり」を実施
○集落内の老人クラブ(75名)と景観作物の植栽・管理

[平成14年度までの主な効果]

○遊休農地への花植栽による地域景観の向上　20ａ
○老人クラブ、小学生との交流　　延べ255名

＜「連携」・「交流」をキーワードとした事例＞

○棚田保全ボランティアによる都市農村交流の展開

１．協定締結の経緯

当地区の棚田が平成11年７月に「棚田百選」に選ばれたことを契機に、耕作条件の不利な山間の棚田を守っていこうという動きが出てきた。

さらに、多くの写真愛好家が訪れたりと棚田が全国的に注目されてきたことから、棚田を地域資源の一つとして活用する意識も生まれてきた。

このような状況の中、県内外の棚田保全ボランティアによる耕作放棄地の復旧や棚田オーナー制度の推進等を内容とした集落協定が締結された。

２．取り組みの内容

【水路・農道、農用地管理について】

定期的に水路さらい（年１回）や農道管理（年２回)、法面を中心とした農用地管理（年２回）等の作業を共同で行っている。

【グリーン・ツーリズムの取組】

平成12年度から年３回程度、棚田保全ボランティア活動を実施し、耕作放棄地の草刈りの他、古代米の田植え、稲刈りを行っている。

また、耕作放棄地であった田を復旧し、平成14年度から棚田オーナー制度を開始し、約15ａに13組のオーナーが登録している。

棚田保全ボランティアや棚田オーナーの作業に際し、事前準備や作業指導等を地元農家が行っており、その出役に対して、交付金の共同取組活動費から日当を支出している。

棚田ボランティアによる収穫作業

棚田ボランティアによる耕作放棄地の草刈風景

集落協定の概要

市町村･協定名	栃木県芳賀郡茂木町（はがぐんもてぎまち）　入郷（いりごう）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
11ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
241万円	共同取組活動分（50%）	法面管理、水路・農道管理		33%
		共同機械購入		3%
		多面的機能増進活動（都市農村交流）		10%
		繰越		4%
協定参加者	農業者　27人			

３．取り組みによる効果

本制度の取り組みを通じて、耕作放棄地約15ａを復旧するとともに、平成14年度から棚田オーナー制度を開始し、13組のオーナーが登録されている。

また、取組以前は皆無であった都市との交流についても、棚田保全ボランティアだけで年間延べ200人程度が参加しており、棚田百選に選ばれたこと、イベントがマスコミで取り上げられたことによって、休日を中心にやすらぎと憩いを求めた来訪者が増加している。

棚田保全ボランティアなどが棚田60ａで収穫した酒米「五百万石」を原料に、地元酒造店で製造された4,000本限定の純米吟醸酒「棚田の雫」を道の駅で販売するなど、新たな特産品開発の動きも見られるようになってきている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	その他の活動
農地の耕作・管理（田11ha） 個別対応	周辺林地の下草刈り（約1ha、年２回） 共同取組活動	担い手への利用権設定による面的集積（目標　0.5ha） 共同取組活動
水路・作業道の管理（水路約0.5㎞、道路1.1㎞、年３回） 農地法面の定期的な点検（年２回） 共同取組活動	棚田オーナー制度の実施（水田15ａ、13組） 共同取組活動	農作業の受委託（目標　0.5ha） 共同取組活動

集落外との連携

○町内外の棚田ボランティアとの休耕田の草刈り、酒米・古代米の田植え、稲刈り等を通じた都市住民との交流（延べ約200人/年）

○地元酒造店と連携し、棚田ボランティアなどが収穫した酒米を原料にした純米吟醸酒の販売

[平成14年度までの主な効果]

○棚田オーナー制、棚田ボランティアを通じた都市農村交流による入込客の増加

○棚田を活用した特産品（純米吟醸酒）の開発及び販売（道の駅等で4000本販売）

＜「連携」・「交流」をキーワードとした事例＞

○既存組織との連携による耕作放棄地の解消

１．協定締結の経緯

当地区は、典型的な山間地集落のため、機械導入による規模拡大が困難な農地がほとんどで、高齢化の進展とともに、耕作放棄地の増加が目立ってきていた。

このため、耕作放棄地の解消を図る観点から、町と農業委員が一体となり、団地化要件を満たす農用地の全ての地権者を対象に説明会を開催し、本制度について理解を得、その場で代表者を選出した。その後は代表者を中心に、集落での合意形成や協定書の具体的な事項について意見を取りまとめ、耕作放棄地の解消等を目的とした集落協定を締結した。

２．取り組みの内容

農業生産活動等として取り組む事項として、農地法面の定期的な点検や農道の草刈り（６月・８月）、農地と一体となった周辺林地の下草刈りを実施している。

また、担い手の定着等に関する事項として、農業機械の共同利用の他、集落の環境美化に取り組むなど、住み良い集落づくりを行っている。

特に、環境美化については、既に組織されていた地域のボランティア団体（地域の約90％の世帯が参加している任意団体）「黒田花の会」と連携し、耕作放棄地（約0.2ha）や道路沿いにコスモス等の花を植える「耕作放棄地の花いっぱい運動」を展開するなど、地域が一体となった耕作放棄地の解消対策に取り組んでいる。

以前はコンニャク畑であったが、勾配がきついため耕作放棄されてしまった畑にコスモスを植え、耕作放棄地の花いっぱい運動を行っている。

協定農用地及び集落の風景
（山間地域のため水田はなく、区画の小さい畑が点在している）

集落協定の概要

市町村･協定名	群馬県多野郡万場町　黒田（たのぐんまんばまち　くろだ）			
協定面積	田	畑(100%)	草地	採草放牧地
1ha	―	ｺﾝﾆｬｸ、ｼﾞｬｶﾞｲﾓ	―	―
交付金額	個人配分分			100%
5万円	共同取組活動分			0%
協定参加者	農業者　6人			

３．取り組みによる効果

本制度の取り組みを通じて、農業機械の共同利用など集落内での農作業に対する協力意識が醸成されつつあるとともに、耕作放棄地の解消が進められている。

また、共同取組活動を通じて、近年、希薄になっていた集落内での連帯感が再確認されるなど、集落における健全なコミュニケーションが形成されつつある。

活動内容の概要

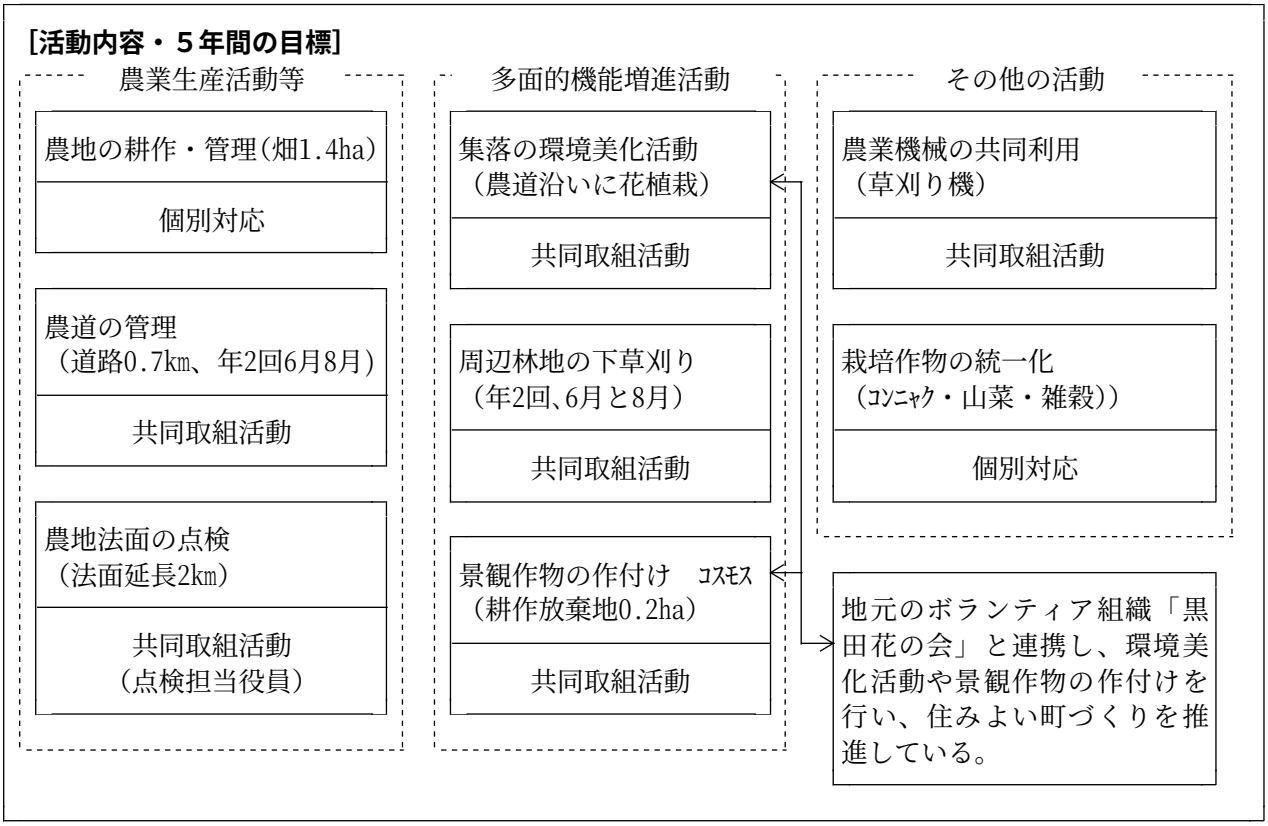

[平成14年度までの主な効果]

○交付金は全額個人配分であるが、協定活動を通じ近年希薄になっている連帯感が促進され、集落に健全なコミュニティーが形成されつつある。
○農機具の共同利用等により営農活動の協力意識が醸成されつつある。
○耕作放棄地に対する花いっぱい運動の実施（耕作放棄地：0.2ha）
○農道沿いに花の植栽（Ｌ＝20m）

＜「連携」・「交流」をキーワードとした事例＞

○土地改良区ぐるみで協定に参加

１．協定締結の経緯

塩浦土地改良区は千葉県南端部に位置し、冬季の温暖な気候を利用した花卉の露地栽培が行われ、冬から春先にかけては多くの観光客が訪れる。

塩浦土地改良区の地区面積は７haに達するが、このうち直接支払制度の対象となる農地は、緩傾斜農地の６haである。

しかし、集落共同活動によって管理する水路、道路は土地改良区全体が共有する財産であり、その恩恵は全ての土地改良区組合員に帰することから、協定には組合員全員が参加することとなった。

２．取り組みの内容

現在142名の農業者が協定に参加している。そのうち約２割強の31名は本制度の対象となる農地を持たない農家であるが、土地改良区全体が一体となって協定に取り組んだことにより、土地改良区組合員同士の連帯意識が高揚し、除草作業等、土地改良区施設管理に対する参加率も向上した。

また、交付金は農家個人への配分は行っていない。

白浜町では温暖な気候を利用し、冬季における露地花栽培が盛んである。

地域内排水路、道路の除草に当たり多数の農家が参加している。

集落協定の概要

市町村･協定名	千葉県安房郡白浜町（あわぐんしらはままち）　塩浦（しおうら）土地改良区			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
6ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			0%
48万円	共同取組活動分	農道水路管理費		54%
	（100%）	農地管理費		42%
		多面的機能増進活動費		4%
協定参加者	農業者　142人			

３．取り組みによる効果

本制度の取組により地域の一体感が醸成され、集落内での話し合いが活発化した。

土地改良区全体が一体となって協定に取り組んだことにより、土地改良施設管理に対する意識が高まるとともに、農業機械の共同利用についての機運が出てきた。

さらに、丹念な除草は、地域のすぐれた景観を保全し、観光資源としての地域の魅力を十分に発揮するに至った。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田6ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理
  ・水路2.9㎞、年2回
  清掃、草刈り
  ・道路3.0㎞、年2回 草刈り
  - 共同取組活動
- 農地法面の定期的な点検
  （年２回及び随時）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り
  （約0.5ha、年1回）
  - 個別対応
- 景観作物作付け
  （景観作物として菜の花を約0.2ha作付けた。）
  - 共同取組活動
- 農業構造改善事業で整備した花の里ﾌﾛｰﾗﾙﾋﾞﾚｯｼﾞ名倉（直売施設）との連携によるｸﾞﾘｰﾝ・ﾂｰﾘｽﾞﾑの推進

その他の活動

- 農業機械の共同購入･共同利用
  （機械の共同購入・共同利用推進の説明会開催（年１回））
  - 共同取組活動
- 農作業の受委託の推進
  （農作業受委託についての説明会開催（年１回））
  - 共同取組活動
  （水管理は各農家）
- 利用権設定による面的集積
  （担い手（認定農業者２人）を中心に推進）
  - 共同取組活動

集落外との連携

○集落内の農家に農作業委託等ができない場合には、集落外の農家との連携を図り、農作業委託等を推進する。

[平成14年度までの主な効果]

○集落全体での生産体系の整備による営農の効率化
　・大型機械の共同利用による低コスト化
○担い手への利用集積
○観光農業による都市農村交流の推進
　・観光花摘み園（約１ha、延べ10,000人）
○景観作物の作付けによる地域の活性化
　・菜の花（0.2ha）を作付け、花の町をＰＲ
　・南房総菜の花マラソン大会を開催（約1,000人参加）

＜「連携」・「交流」をキーワードとした事例＞

○非農家も含めた地域ぐるみの活動に取組む

１．協定締結の経緯

当地域は、従来から地域ぐるみの取り組みが盛んなところであったことから、直接支払制度についても地域全体で取り組んでいこうと、集落外の入作農家や地域内の非農家も含めて合意を得た上で、集落協定を締結した。

２．取り組みの内容

取り組みとして、高齢農家を支援するため防除作業を共同で行うこととし（２回実施）、その他の農作業については非農家へも参加を呼びかけている。

また、集落内の美化活動として、遊休農地へマリーゴールド等の景観作物を植え付け、除草も行い景観保全に努めている。

さらに、集落には町指定天然記念物のしだれ桜があることから、消費者との交流拠点として、周辺の環境を整備し、農産物や加工品の販売等を行うこととしている。

景観保全活動（除草：整地作業）

遊休農地への飾花活動

集落協定の概要

市町村･協定名	山梨県東山梨郡牧丘町（ひがしやまなしぐんまきおかちょう）　乙ヶ妻（おつかづま）			
協定面積	田	畑(100%)	草地	採草放牧地
10ha	－	野菜等	－	－
交付金額	個人配分分			93%
70万円	共同取組活動分	法面、水路・農道管理		1%
	（7%）	景観作物の作付け		6%
協定参加者	農業者　27人			

３．取り組みによる効果

防除を共同で行ったこと及び集落内にある遊休農地のうち約10ａへ飾花したことにより、地域全体で地域を守ろうという意識と非農家も含めた住民の環境保全への意識が高まった。

また、しだれ桜を中心とした地域興しという考えが芽生えてきたことは、地域にある資源の再発見や有効活用を行おうとする意識が生まれてきたことを意味し、本制度の大きい効果と言える。

活動内容の概要

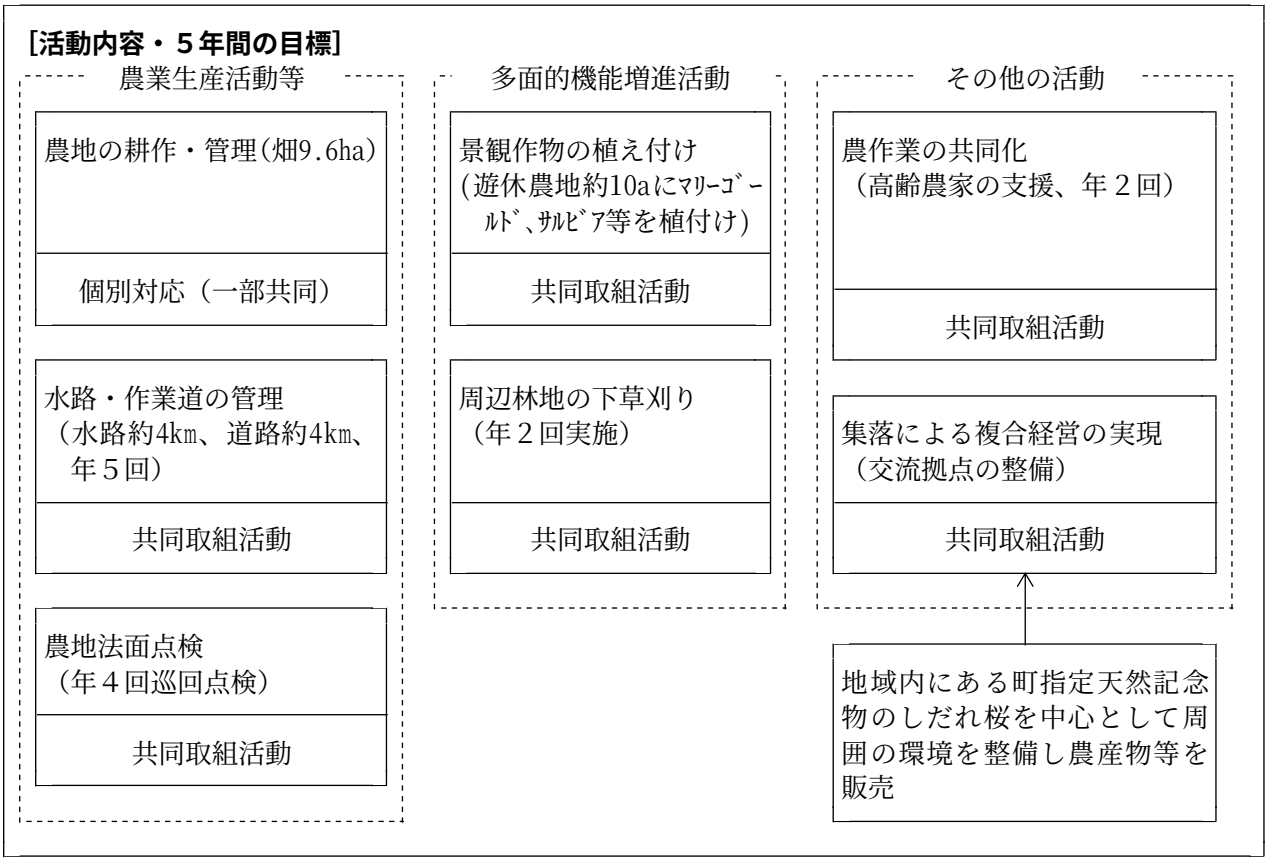

[平成14年度までの主な効果]

○農作業を共同で実施したこと、集落内に飾花したことから集落住民の環境保全意識が向上した。
○地域内の実態を地域住民が意識し、集落のことを前向きに考えるようになった。
○飾花したことで遊休農地が約10ａ解消できた。

＜「連携」・「交流」をキーワードとした事例＞

○既存組織との連携による農地保全

１．協定締結の経緯

当地区では、既耕作放棄地がないこと、全ての対象農用地がほ場整備済みであることから直接支払制度へ取り組み易い状況であった。

集落内の対象農用地の担い手、専業農家、農協ＯＢ、農業委員により検討委員会を設け、本制度の認識を高めながら取り組みについて議論した。

検討委員会では本制度の導入に対して慎重な意見もあったが、農地保全の必要性は集落全体の課題であり、本制度を活用しない手はないとの結論に達し、集落として本制度へ取り組むこととした。

以後、検討委員会により協定内容等を検討し、該当農家を参集し、数回の説明を実施し合意形成に至った。

２．取り組みの内容

共同取組活動としては、当地区で既に取り組まれている田の法面の保全管理や水路・農道の維持管理として年２回の出払い作業を継続していくことのほか、集落に既存する活性化協議会そば生産組合との連携を図り、コンバインを活用したそばの刈取作業の受委託を推奨することによって、休耕田の解消及びそばの効率的な生産に努めている。

なお、当地区では、部分的に湿田が存在しており、これらの水田は調整水田として管理されていたが、そばの栽培を推進するため、溝堀機を共同機械として購入した。

生産されたそば（５ha、４ｔ）は、地元のむらおこし施設であるそばの直売・食材供給施設で提供されている。

また、多面的機能を増進する活動として、平成13年度から協定農用地内の参加者の同意を得て、0.9haでコスモスやひまわり等の景観作物の栽培が行われている。

景観作物の栽培

集落協定の概要

市町村･協定名	長野県諏訪郡富士見町　乙事－１			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
42ha	水稲、そば、花き	－	－	－
交付金額	個人配分分			50%
886万円	共同取組活動分（50%）	法面、水路・農道等管理		22%
		景観作物植付、高付加価値型農業推進等		18%
		役員報酬		3%
		環境整備維持積立金		7%
協定参加者	農業者　52人、乙事区（構成員255戸）			

３．取り組みによる効果

溝掘機の導入により、これまで調整水田等として管理されていた湿田3.5haにそばの作付けが可能となり、当地区全体のそば作付面積が５haとなった。

また、0.9haでコスモスやひまわり等の景観作物が栽培され、当地区の景観形成に寄与している。

現在、集落内の農家から要望を受けて、農作業受託組合「受託組合アグリサポート乙事」を設立し、集落内の農家が保有する大型機械と共同機械を併用して農作業の受託を行っている。

活動内容の概要

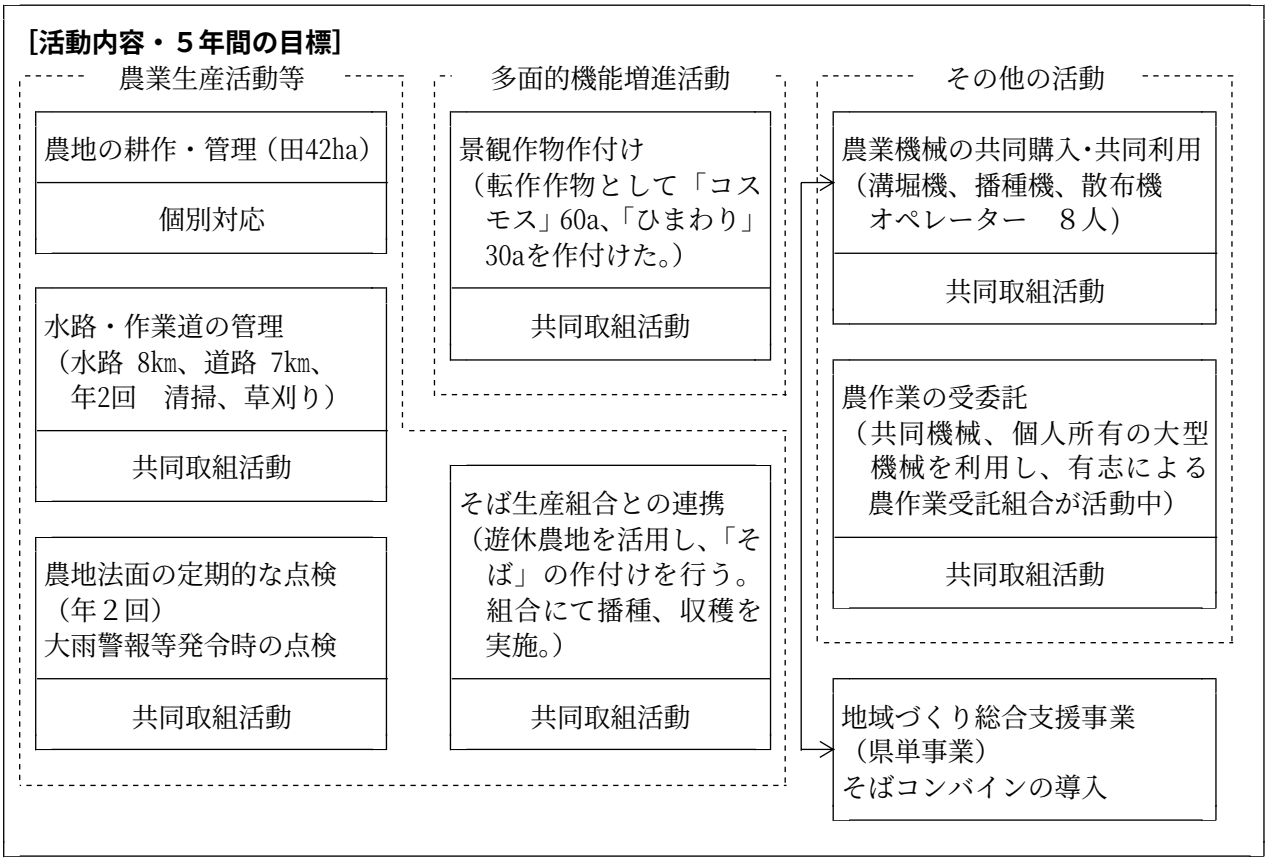

[平成14年度までの主な効果]

○農地の有効利用

○共同機械の購入と有効活用

・湿田への畑作を促進するため、溝堀機、播種機、肥料等散布機が購入された。

○集落内で機械受託組合が設立

・地域の担い手の経営拡大と遊休農地の活用が促進された。

○農地の管理（特に法面）の徹底により団地全体の景観向上

○共同取組で有害鳥獣対策の検討を開始

○景観作物の作付けによる地域の活性化

・ひまわり（30a）、コスモス（60a）を作付け

○地域コミュニティの向上による共同取組活動の発展

・協定当時から取組活動の活動枠が拡がりを見せている。

＜「連携」・「交流」をキーワードとした事例＞

○農業公社を核とした取組

１．協定締結の経緯

本村は、小規模な集落が点在し高齢化が進んでおり、後継者不足から村内の農用地をどのように維持していくかが課題となっていた。

そのような中で、直接支払制度が発足し、本制度の目的である「農用地を守る」ということが、地域農業を維持していく上で村に合致した手法として、村一円で集落協定を締結するとともに農業公社を設立し、公社を中心とした営農体制を構築することとした。

２．取り組みの内容

村全体で農地を維持していくとの観点から、村一円で集落協定を締結している。農業生産活動を円滑に進めるため、基幹作業（育苗、耕起代かき、田植、収穫）については、主に農業公社が実施している。道路、水路管理及び水稲の水管理、病害虫防除などは協定参加農家で管理を行っている。

農業公社の設立に伴い、オペレーターが２名確保され、農家の将来に対する不安が解消されつつある。また村の特産品である赤カブを、平成14年度から耕作放棄地を復元して栽培を始めており、農家における特産品の栽培意欲も高まりつつある。

○農業公社の内容

育苗	32ha
耕起代かき	25ha
田植え	29ha
収穫	29ha
赤カブ	3ha　など

（協定締結外農地も含む）

集落協定の概要

市町村･協定名	富山県東砺波郡上平村（ひがしとなみぐんかみたいらむら）　上平村（かみたいらむら）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
41ha	水稲、赤カブ	－	－	－
交付金額	個人配分分			0%
809万円	共同取組活動分（農業公社運営費に充当）			100%
協定参加者	農業者　168人			

３．取り組みによる効果

農業公社の設立により、農家の将来への不安が減少するとともに、農業公社のオペレーターが２名確保されたことから、農作業受委託の促進による安定的な農業生産活動が図れるようになった。

農業公社が基幹作業の実施や耕作放棄地の復旧を行うことにより、農家の負担軽減となり、特産品である赤カブなどの栽培面積が増加してきており、村全体の農業振興につながってきている。

活動内容の概要

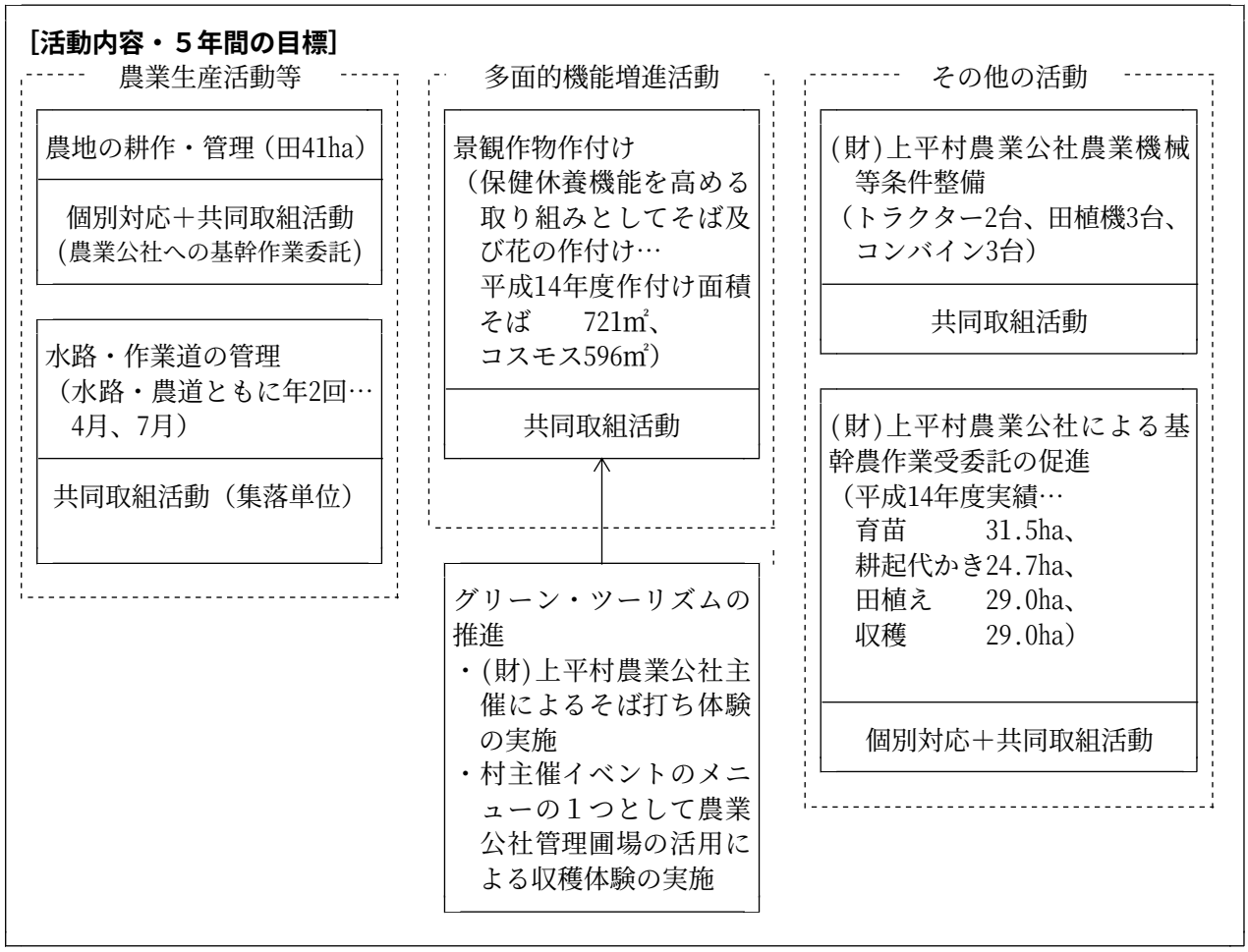

[平成14年度までの主な効果]

○農業公社の設立により、農家の将来への不安が減少するとともに、農業公社のオペレーターが２名確保されたことから、農作業受委託の促進による安定的な農業生産活動が図れるようになった。

○特産品の赤カブの栽培面積も増加してきており、公社と農家の役割が明確になりつつある。

・耕作放棄地の復旧２ha（赤カブ0.7haほか）

・農業公社との連携による機械の有効利用によるコスト低減

＜「連携」・「交流」をキーワードとした事例＞

○協定参加者以外の組織参加、農産加工グループの育成

１．協定締結の経緯

本集落は、協定締結以前から草刈りや用水路の管理等を地区単位で行っていたが、担い手不足に伴う将来の農地維持には懸念を抱いていた。

そのような中、直接支払制度が発足し、市担当者を中心に各個人単位で説明をした後で、座談会を開催し本制度を普及した結果、地域の活性化に役立てようと本制度に取り組むこととなった。

２．取り組みの内容

本集落は、対象農用地が37haと大きく交付金も多額なため、協定参加農家だけでなく、自治会や農業改良組合（集落内の農家による任意団体）の参加により地域ぐるみの取組を行っている。

共同取組活動としては、農用地の管理や道水路の管理、整備のほかに、集落内に数カ所あるため池の管理や景観美化のための幹線道沿いの花植え、河川の草刈り及び清掃、農産加工グループ「飛騨高山うるっこ」（エゴマを利用したお菓子等の加工及び販売）の活動助成や集落内農家の農業技術向上活性化のための研修会を実施している。

協定農用地

「飛騨高山うるっこ」の活動

集落協定の概要

市町村･協定名	岐阜県高山市（たかやまし）　漆垣内（うるしがいと）			
協定面積	田(99%)	畑(1%)	草地	採草放牧地
37ha	水稲	エゴマ	－	－
交付金額	個人配分分			50%
523万円	共同取組活動分（50%）	道水路管理・整備		17%
		多面的機能増進活動費		10%
		加工グループ育成費、農業研修会費		11%
		役員報酬、事務費その他		12%
協定参加者	農業者　86人、自治会、農業改良組合			

３．取り組みによる効果

協定参加農家だけでなく、他の組織も参加することで交付金の効果が農業以外の集落活動にも波及している。エゴマを集落内のお年寄りに作ってもらい、それを「飛騨高山うるっこ」が買い上げており、お年寄りの生き甲斐作りと遊休農地の解消に役立っている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

農地の耕作・管理
（田36ha、畑0.5ha）
個別対応

水路・作業道の管理
・排水路のかさ上げ工事
（１カ所）
・水路及び河川の管理
（２回）
・溜池の浚渫（２カ所）
共同取組活動（町内会）

多面的機能増進活動

溜池の浚渫及びフェンスの修理（２カ所）
共同取組活動（町内会）

景観作物作付け
（道路沿い１㎞に花を植栽）
共同取組活動（町内会）

その他の活動

研修会、先進地視察の開催
共同取組活動（農業改良組合）

農産物加工グループへの助成
共同取組活動

集落外との連携

○集落内の農家に農作業委託等ができない場合には、集落外の農家との連携を図り、農作業委託等を推進する。

[平成14年度までの主な効果]

○排水路のかさ上げ工事
○溜池の浚渫（２カ所）
○道路沿いに景観作物を植え付け（約１㎞）
○農産物加工グループ（飛騨高山うるっこ）の育成
・集落内のお年寄りからエゴマの買い上げ
・イベントでの出店

＜「連携」・「交流」をキーワードとした事例＞

○集落内の各団体と連携し、環境保全・特産品開発を推進

１．協定締結の経緯

当地域は、四方を山に囲まれた78戸200人あまりの小さな集落であり、農業従事者の高齢化・若者の都会への流出が増加している。また、猪・猿等の有害鳥獣による農作物・農地・農業用施設の被害が増加しており、耕作意欲が減退している。

直接支払制度に取り組むことにより、農地の管理・作業の共同取組を行うとともに、集落内の虎の尾桜保存会、ホタルを守る会、小菊組合、転作野菜組合、ピクルス山辺工房（農業特産品加工グループ）などの各団体と連携し、地域の環境保全・景観対策・高付加価値型農業を推進することを目的として、協定を締結した。

２．取り組みの内容

山際の水田では有害鳥獣（特に猪）の被害が多いことから、鳥獣防止柵を設置し、レンゲ、コスモス、菜種などを栽培し景観形成に努めている。また、転作地を利用し、小菊、スイカ、白菜等の栽培を推進しているほか、農道、河川の管理を協定者が一丸となって実施している。

交付金により、区内専用のコイン精米機や乾燥機を設置し、多くの者に利用されている。

景観・環境保全を推進するため、関係団体への活動補助により農業者の生産意欲の増進を図っている。

３．取り組みによる効果

減反率の増加により、一時は水張り転作が多く見られたが、景観作物の作付け及び各所関係団体への活動補助により農業者の生産意欲が上向いてきている。

各団体の活動としては、ホタルを守る会は、集落を流れる八田部川の上流部にホタルの保護場所があり、時節には多くの蛍が飛び交うことから、環境整備を行っている。他町からの見学もあり、地域間交流が図られている。

虎の尾桜保存会は、当地域のシンボルでもある桜が古木であるため、保存会により新しい苗木を多く植え付けている。

小菊組合、転作野菜組合、ピクルス山辺工房（農業特産品加工グループ）は、転作田を活用して、小菊栽培・野菜の漬物加工等高付加価値型農業を展開している。

集落協定の概要

市町村･協定名	滋賀県伊香郡西浅井町　八田部（いかぐんにしあざいちょう　はたべ）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
13ha	水稲	－	－	－
交付金額	個人配分分			0%
185万円	共同取組活動分（100%）	役員報酬		10%
		共同利用機械購入等費		69%
		多面的機能増進活動費		21%
協定参加者	農業者　57人、八田部協業組合（構成員35人）			

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

農地の耕作・管理（田12ha）

協業組合で対応
一部個別対応

水路・農道の管理
・水路4㎞、年3回、
取水口管理・除草、
排水路の泥上げ・除草
・農道3㎞、年2回、
農道砂利敷き、
路肩補修・除草

農地法面の定期的点検
（年３回）

鳥獣被害防止対策

共同取組活動

多面的機能増進活動

景観作物作付け
（コスモス1.7ha
レンゲ　1.7ha）

ホタルの保護
（集落内を流れる八田部川で、ホタルを守る会を中心にホタルの保護を実施）
地域間交流の推進

桜による景観形成
（集落のシンボルである桜の古木の保護、集落内に桜の植樹）

小菊の作付け（1.6ha）
（転作田で小菊栽培を実施し、市場に出荷）

共同取組活動

その他の活動

農業機械の共同購入･共同利用
（精米機１台、乾燥機１台
オペレーター30名育成
運転技術者　５名）

高付加価値型農業の推進
（ソバ0.4ha、スイカ1.2ha、
野菜栽培1.4ha）
・生産グループの育成
・野菜の漬け物加工

農業機械の共同化
（各構成員が個別に使用している農業機械の更新時に極力処分し、協業組合による、共同利用の推進）

共同取組活動

西浅井町農業特産物加工所・農産品販売所「水の駅」との連携により、農産品の加工・販売の推進、ＰＲ

地域の連携

耕作放棄地の防止と集落内の環境保全・景観を良くするため、集落内の全農家が協定に参加し、交付金全額を共同取組活動に使用している。また、虎の尾桜保存会・ホタルを守る会・小菊組合・転作野菜組合・ピクルス山辺工房（農業特産品加工グループ）等の集落内の団体と連携して、農業特産品開発・環境・景観対策に積極的に取り組んでいる。

[平成14年度までの主な効果]

○減反率の増加により、一時は水張り転作が多く見られたが、景観作物の作付け及び各所関係団体への活動補助により農業者の生産意欲が上向いてきている。
○景観作物の作付けが、3.4haとなり、集落全体の景観が良くなった。
○各団体の活動としては、ホタルを守る会は、集落を流れる八田部川の上流部にホタルの保護場所があり時節には多くの蛍が飛び交い他町から見学もあり、地域間交流が図れている。
○虎の尾桜保存会は、当地域のシンボルでもある桜が古木であるため、保存会により新しい苗木を多く植え付けている。
○転作田を利用した小菊栽培は、市場に出荷し、生産意欲が向上した。
○転作田を利用した転作野菜組合、ピクルス山辺工房（農業特産品加工グループ）は、野菜の直売・漬物加工等により高付加価値型農業の推進が図れた。

＜「連携」・「交流」をキーワードとした事例＞

○町内全協定締結集落で連絡協議会を結成

１．協定締結の経緯

中山間農地の保全等を目的としてほ場整備を実施し、平成８年度までに94%とほぼ完了しているものの、傾斜度がきつい農地では耕作者の確保が困難であり、農業者の高齢化が進む中で、農道・水路の管理にも手が回らない状況が生まれつつある。このような中で、５年間の耕作を不安視する声もあったが、交付金を活用し、耕作放棄地の発生に備えた体制を整備するということで協定締結に至った。

町内における集落協定の取組の推進を図るため、連絡協議会を結成することとなった。また、町の農業技術者会議と連携を図り、活動を推進している。

２．取り組みの内容

本制度が農業生産だけでなく中山間地域の多面的機能を増進させることを目的としていること、また５年間にわたる継続的な取組みが必要なことから、町内の協定集落により「加悦町中山間地域等直接支払制度集落協定代表者協議会」を設立し、共同取組活動における連携や種々の情報交換を行っている。

また、実施地域での継続的な営農を支援するため、交付金を活用して耕作放棄地の発生に備えた基金を各集落で造成し、耕作できない農地が発生した場合には、基金を取り崩し、担い手等による農地の保全管理を行うことが可能となるような取組を行っている。

その他、多面的機能を増進させる活動の一環として、町内の豆腐工場から出る「おから」を利用した「おから堆肥」を共同で利用することを町全体で推進しており、環境に配慮した加悦町循環型農業システムの構築への取り組みに本制度が大いに活用されている。

また、農道・水路の管理を全集落で日時を調整し、協定参加者全員により実施することとしており、集落機能の維持・強化を図っている。

集落協定の概要

<table>
<tr><td>市町村･協定名</td><td colspan="4">京都府与謝郡加悦町　与謝、口滝、奥滝、金屋、後野、加悦奥新田、加悦奥有熊、温江、明石、香河</td></tr>
<tr><td rowspan="2">協定面積
203ha</td><td>田(100%)</td><td>畑</td><td>草地</td><td>採草放牧地</td></tr>
<tr><td>水稲</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="6">交付金額
3,492万円</td><td colspan="3">個人配分分</td><td>55%</td></tr>
<tr><td rowspan="4">共同取組活動分
（45%）</td><td colspan="2">水路・農道管理、鳥獣被害防止対策</td><td>14%</td></tr>
<tr><td colspan="2">多面的機能増進活動</td><td>6%</td></tr>
<tr><td colspan="2">農業機械共同購入</td><td>2%</td></tr>
<tr><td colspan="2">積立・繰越</td><td>23%</td></tr>
<tr><td>協定参加者</td><td colspan="4">農業者　355人、非農業者　24人、生産組織　11、水利組合　2</td></tr>
</table>

３．取り組みによる効果

加悦町では市町村裁量の基準として、傾斜度3/100以上の水田を対象として実施し、町内を南北に貫流する野田川周辺の平坦水田以外をカバーしており、大部分の集落での取組につながった。

本協議会の結成により、町内の集落協定間での情報交換と連携を図ることができた。

水路清掃

活動内容の概要（与謝集落協定）

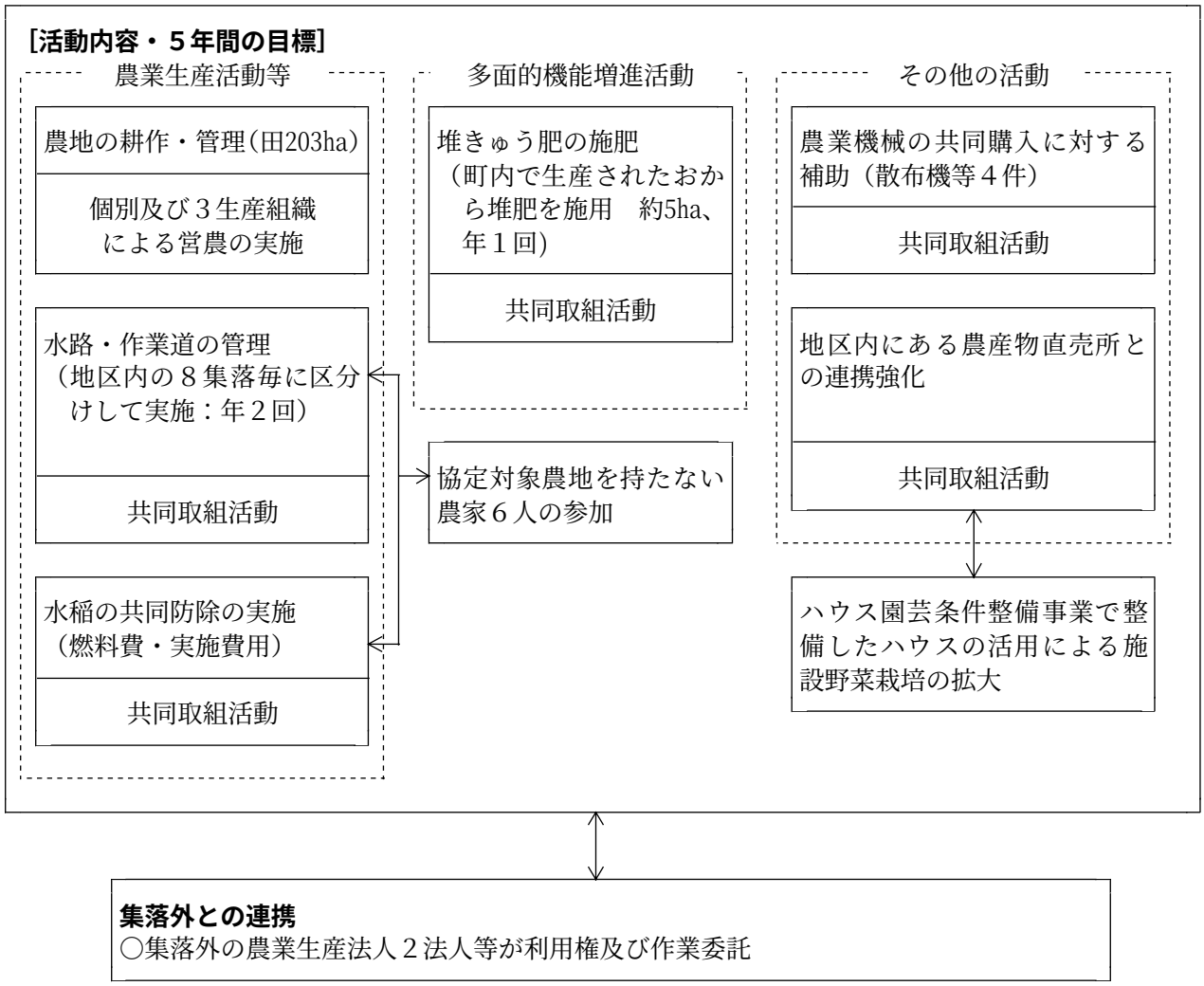

[平成14年度までの主な効果]

○集落営農組織における話し合いが広がり、将来の営農組織の方向性が見いだされた。
　・平成14年度に実施予定の販路開拓緊急対策事業における大豆・米乾燥調製施設の管理を行うこととなった。

○直接支払制度の多面的機能で取り組んだおから堆肥を活用して栽培方法・水田などを限定した付加価値の付いた水稲の栽培に取り組むこととなった。

＜「連携」・「交流」をキーワードとした事例＞

○個別協定と集落協定との連携による担い手支援

１．協定締結の経緯

集落の農家数69戸のうち、専業農家は１戸（認定農業者）で他は全て兼業農家となっている。これまでは、集落の結束により、農地の荒廃を防いできたものの、近年は高齢化が進み、生産意欲が減退しており、直接支払交付金を契機に集落の再結束を図ることとした。

交付金は、農家組合長が中心となり、個人配分せずに全て共同で利用することで理解を求め、集落の合意を得ている。また、共同取組活動等を推進していくため、協定管理組織「緑の会」を設置している。

集落内の専業農家（認定農業者）は、これまで京都府事業である「中山間規模拡大支援事業」を活用し、棚田等の条件の不利な地域の中で規模拡大を図ってきたが、直接支払制度の発足に伴い、直接支払制度との差額分を支払うことになり、共同取組活動にすべて拠出するとこれまでの計画の大幅な変更を余儀なくされるので集落協定に参加せず、個別協定を締結することとし、集落の理解も得ている。

２．取り組みの内容

農地の荒廃を発生させないよう交付金は全て共同取組活動に利用するということで集落内の合意を図り、揚水ポンプの更新、有害鳥獣柵の設置、農業機械の更新、農道の舗装等に充てることとしている。

また一方で、専業農家を集落の担い手として位置づけ、「農地の荒廃を防ぐ努力をしてもらっているので、今後とも育成していかなければならない」との考えから無理に集落協定に参加させるのではなく、個別協定という形で地域農業に貢献してもらうとの理解のもと、集落協定と個別協定を併存させ、本制度のメリットを共有している。

集落協定の概要

市町村･協定名	京都府船井郡和知町　安栖里（ふないぐんわちちょう　あせり）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
33ha	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			0%
473万円	共同取組活動分（100%）	農道・水路管理等		25%
		鳥獣害防止柵		11%
		農業機械の共同購入		64%
協定参加者	農業者　69人、水利組合　1、自治会（85戸）			

３．取り組みによる効果

これまでに交付金を活用して、水利組合揚水ポンプの更新、有害鳥獣の防止柵の設置、農業機械（トラクター）の整備を実施しており、安定した水利用と鳥獣被害の減少につながっている。これらにより、今後の生産意欲の向上が図られることを期待している。

また、本制度の活用について、会合や説明会を重ねるうちに集落内の他の懸案事項についても議論が活発化し、少しずつ地域農業全体について考える流れが生まれてきている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田33ha）
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理
  - ・農道舗装 224㎡
  - ・農道水路 補修出役 延327.5時間
  - 共同取組活動
- 鳥獣害適正防止（防護柵3.1㎞の設置）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り
  - 共同取組活動

その他の活動

- 農業機械の共同購入･共同利用（トラクター　1台　代かきハロー1台　揚水ポンプ　1台）
  - 共同取組活動

[平成14年度までの主な効果]

○安定した水利用の実現
　・水利組合揚水ポンプの更新
○鳥獣害による被害の減少（防止柵3.1㎞の設置）
○集落全体での生産体系の整備による営農の効率化
　・大型機械の共同利用による低コスト化
　・水利組合揚水ポンプの更新による安定した水利用の実現
　⇒今後の生産意欲の向上を図る

＜「連携」・「交流」をキーワードとした事例＞

○土地改良施設整備の施策と連携し棚田保全に取組む

１．協定締結の経緯

当集落の農用地の大部分を占める平坦地のほ場整備地にインターチェンジが建設予定であり、棚田の重要性が高まることが予想されているが、その一方で高齢化等により棚田の維持が困難になっている。

そこで、平成11年より棚田保全ボランティアである棚田交流人の受入れを行い、棚田の維持と集落の活性化を図ってきた。

また、「ふるさと水と土ふれあい事業」の採択を受け、集水施設・排水路・ふれあい広場・作業準備休憩施設などの整備に取組み、本制度と施策間連携を図りながら棚田保全の本格的にな取組みを押し進めている。

２．取り組みの内容

これまで、高柳下棚田保全推進委員会を結成し、棚田保全ボランティアである棚田交流人を受け入れるなど集落をあげての棚田保全活動に取り組んできた。

また、全国的にも食味の高さで評判の高い蛇紋岩米（じゃもんがんまい）のブランド化のために取り組んできたところである。

しかし、インターチェンジ用地により、棚田以外に集落内に残る農用地がほとんど無くなることから本格的に棚田保全に取り組みだしている。

このため、「ふるさと水と土ふれあい事業」により土地改良施設等の整備にも取組むこととした。加えて、直接支払交付金を受けることで、ソフト的な推進経費を得ることが可能となるなどハードとソフトの支援策を連携しながら取組みを行っている。

集落協定の概要

市町村･協定名	兵庫県養父郡八鹿町（やぶぐんようかちょう）　高柳下（たかやなぎしも）			
協定面積	田(88%)	畑(12%)	草地	採草放牧地
3ha	水稲、果樹	山椒、栗	－	－
交付金額	個人配分分			0%
64万円	共同取組活動分（事業分担金）			100%
協定参加者	農業者　12人			

３．取り組みによる効果

田植えや草刈り、収穫など年４～５回の棚田保全ボランティア活動がされている。
また、集落内に、棚田保全の必要性、棚田の景観形成について新たな芽生えがある。

活動内容の概要

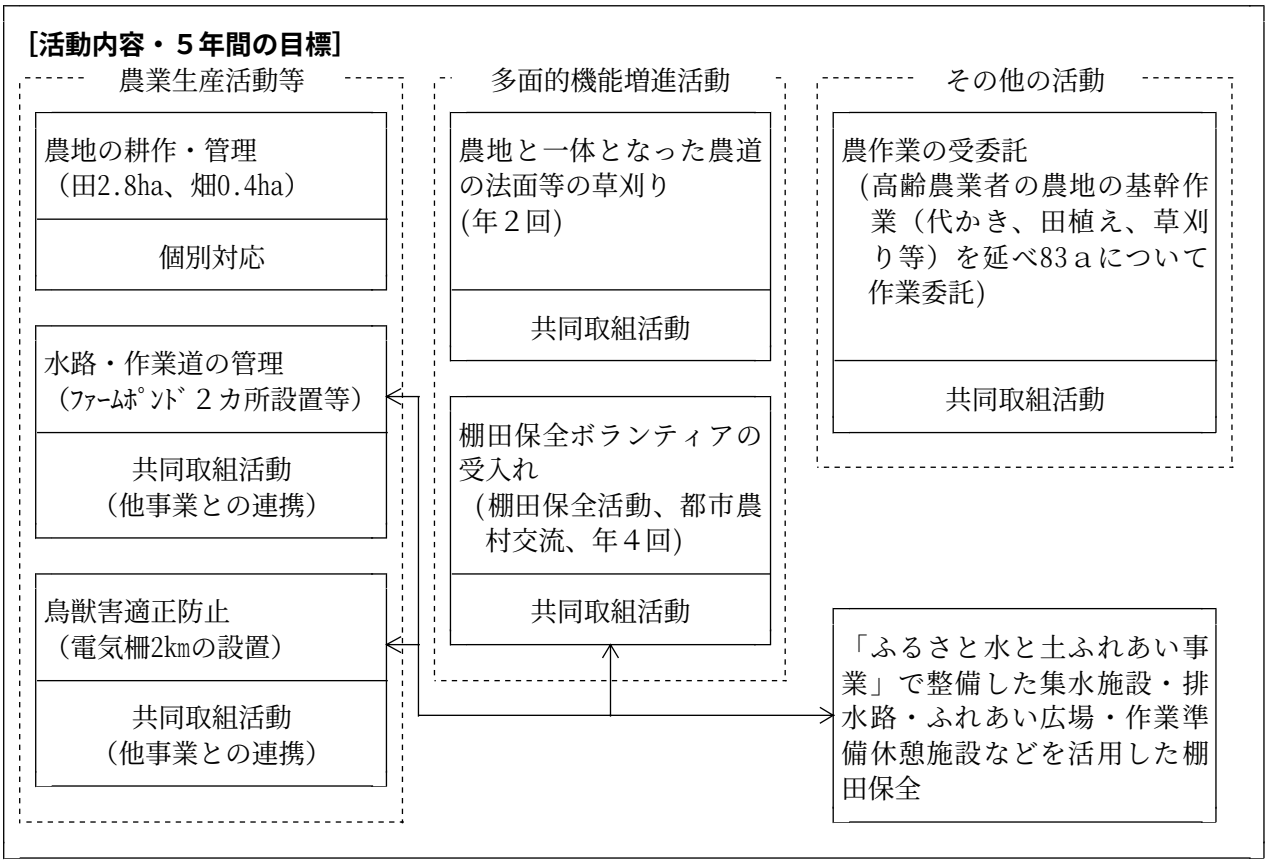

[平成14年度までの主な効果]

○「ふるさと水と土ふれあい事業」で整備した各施設を有効に使うなど集落維持・棚田保全活動を実施

○棚田保全ボランティアを受入れることで、棚田保全活動、都市農村交流を推進
（年４回程度、延べ170人（H14実績））

＜「連携」・「交流」をキーワードとした事例＞

○観光農園による都市農村交流を推進し、地域を活性化

１．協定締結の経緯

当集落では以前から観光農業が行われていたが、観光農園を活用した経営改善と集落の活性化が課題であった。

急傾斜に立地した当集落では、農地所有者の全員参加により協定を締結し、直接支払交付金を効果的に活用することで、各種交流イベントの開催や生産物を活用した加工品開発、更なる都市住民とのグリーン・ツーリズムを推進する取組が始まっている。

２．取り組みの内容

当集落では、観光農園を営んでいる８戸の農家が協力して「雨山観光農園」を組織し、柑橘・柿栽培からりんご・なし・ブドウ・キウイフルーツなどのオーナー制度を中心とした観光農園を展開している。また、夏から秋にかけての収穫シーズンには、契約したオーナー等を招待するなど、各種イベントを開催し、都市住民との交流を図っている。

交付金は、観光農園内の農道、駐車場や共同トイレ等の共同利用施設の維持・管理に加え、農家同士が互いに連携した各種イベント、なしやブドウ等を活用したジャム、シャーベット等の開発等に使用しており、「雨山観光農園」という共同体での経営の充実化を図っている。

観光農園による都市との交流

もぎとりによる農業体験

集落協定の概要

市町村･協定名	和歌山県那賀郡桃山町（ながぐんももやまちょう）　雨山（あまやま）			
協定面積	田	畑(100%)	草地	採草放牧地
10ha	－	果樹	－	－
交付金額	個人配分分			50%
113万円	共同取組活動分	多面的機能増進活動		3%
	（50%）	農道・水路管理		16%
		その他		31%
協定参加者	農業者　8人			

３．取り組みによる効果

各農家が個々で観光農園を展開する一方で、各種イベント活動や新商品の開発など「雨山観光農園」という共同体としての取組活動が強化されており、都市住民との交流活動の促進が図られ、地域の活性化につながっている。

また、最近では交流活動の進展から、協定参加農家による地域ぐるみでのグリーン・ツーリズムに取り組む機運が高まっており、今後、本交付金を活用しながら、民泊施設の整備を進めて行くこととしている。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理(畑9.9ha)
  - 個別対応
- 水路・作業道の管理（水路1㎞、農道2㎞、年２回出労）
  - 共同取組活動
- 鳥獣害適正防止（電気柵170mの設置）
  - 個別対応

多面的機能増進活動

- 周辺林地の下草刈り（約２ha、年２回）
  - 共同取組活動
- 体験農園(オーナー園、もぎ取り園)の運営・管理
  - ・体験農園
  - ・農産物直売所の運営・管理
  - ・共同利用施設(駐車場、ﾄｲﾚ等)の維持・管理
  - ・農産加工品(ジャム、シャーベット等)の開発
  - 共同取組活動

その他の活動

- 農作業の共同化（収穫作業）
  - 共同取組活動
- 認定農業者の育成
  - ・目標３名（現在２名）
  - 共同取組活動

[平成14年度までの主な効果]

○収穫作業の共同化によるコスト低減
○体験農園による都市農村交流の推進（約2,400名）
　・果樹オーナー園
　・もぎ取り園
○耕作放棄地の復旧（0.3ha）
○認定農業者の新規確保（１名）

＜「連携」・「交流」をキーワードとした事例＞

○酒米栽培による酒造会社や消費者との交流

１．協定締結の経緯

当集落は、平成４年に水稲生産組合を組織し、集落営農活性化事業でコンバイン・田植機を導入して、担い手の農家を中核とし、農機具の共同利用、農作業の受委託事業に取り組んできた。

そのような中で、直接支払制度が発足しそれまでの活動の更なる促進を図るため、本制度に取り組むこととなった。

２．取り組みの内容

農業生産活動として、地域農業の担い手である水稲生産組合を中心として、農機具の共同利用、農作業の受委託を図るとともに、集団で酒米栽培による転作を行うなど、集落での生産体系の確立を進めている。

特に、酒米栽培については普及所、農協の栽培指導を受けながら良質な酒米づくりを行うとともに、交付金の一部を活用し酒造会社と連携しながら消費者との交流も行い、地産地消、地域特産品づくりに取り組んでいる。

○活動内容

８月　バイヤー・消費者等による現地視察・交流会
９月　刈り取り見学・ハデ掛け作業の体験
１月　試飲会の開催を予定
３月　地酒を楽しむ会、東京・大阪で試飲販売も予定

また、当集落では水路の整備が進んでおらず土水路であるため、補助事業による水路整備を計画しているが、地域の住民の意見を取り入れた、景観にあった水路やため池周辺の整備、防火機能を含めた水路の整備を検討しており、交付金を地元負担金に充てることを目的として積み立てている。

集落協定の概要

市町村･協定名	鳥取県東伯郡関金町野添（とうはくぐんせきがねちょうのぞえ）			
協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
15ha	水稲、酒米	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
217万円	共同取組活動分（50%）	水路、農道等の維持管理		7%
		多面的機能増進活動		1%
		その他（水路改修積立）		42%
協定参加者	農業者　10人			

３．取り組みによる効果

本制度導入前から、集落営農、農作業受委託に取り組んではいたが、交付金の活用により、集落活性化のための地域活動や、水路改修のための積み立てが行われるなど、多面的機能増進や農地保全意識の高揚が図られた。なお、当集落で栽培された酒米は、地域ブランドして確立され、付加価値を生み出しつつある。

活動内容の概要

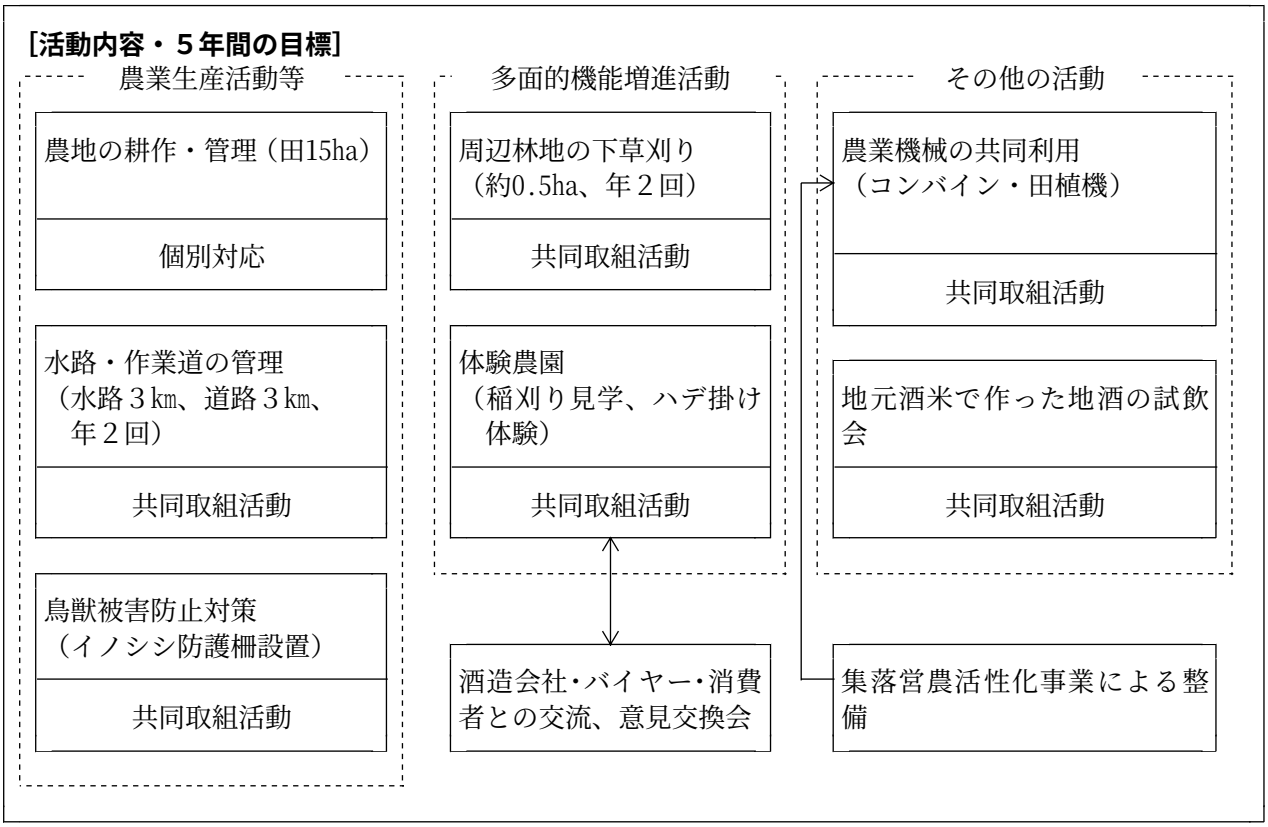

[平成14年度までの主な効果]

○酒造会社、バイヤーとの交流によって、品質の向上、ブランド化
○他業種との交流による集落の活性化
○水路農道の適正管理
○地元負担金積立による農家の負担軽減

＜「連携」・「交流」をキーワードとした事例＞

○個別協定と集落協定の連携による農地保全

１．協定締結の経緯

備中町では、全人口の約半数が高齢者という県下一高齢化率の高い町である。

また、耕地も急峻な地形の中にあり、農作業効率も悪く耕作放棄地も年々目立つようになっていた。

そこで、平成８年に農地保全を目的に、町、農協等が出資して有限会社を設立し、農作業の受委託作業を行ってきた。

そうした中、本制度が実施されるようになり、集落協定はもちろんのこと、中核的農家や先述の第３セクターなどの個別協定と合わせ農地保全に努めることとした。

２．取り組みの内容

本制度が始まった平成12年から、備中町としても集落協定を基本に推進してきたが、高齢化等の理由により地域内での話し合いが十分に進まず、協定に至らないケースが多々あった。そうした中にあっても、中核的農家である認定農業者などは個別協定をする権利もあるので、集落協定の話し合いを行ったが、集落協定の締結ができなかった場合に限って、個別協定を認めていくこととした。

こうすることで、本制度の目的でもある農地保全に取り組むこととした。

また、当町は平成８年から荒廃する農地を防止することを目的に町、農協等が出資して有限会社を設立し、農地を保有している主として高齢者農家の水稲受託作業も行ってきており、これについても個別協定を締結した。

３．取り組みによる効果

本制度の発足当初は、制度内容について地域住民に十分理解されていなかったことと、返還義務があることなどから警戒心が強かったと思われ、取り組みが低調であったが、本制度を展開していくことにより、内容も徐々に理解され、集落協定も当初の７から翌年は13、平成14年度は17と増加した。協定締結面積（集落協定、個別協定の合計）も当初の55haから翌年は105ha、平成14年度は134haと当初の2.5倍に広がった。

集落協定の概要

市町村･協定名	岡山県川上郡備中町（かわかみぐんびっちゅうちょう）　町内全協定（集落協定17、個別協定6）			
協定面積	田(55%)	畑(38%)	草地(6%)	採草放牧地(1%)
134ha	水稲	トマト等	飼料作物	
交付金額	集落協定に係る分の内訳			
1,589万円	個人配分分			34%
	共同取組活動分（66%）	農地、水路・農道管理、鳥獣害防止対策		30%
		共同利用機械購入、施設整備		6%
		役員報酬、研修会等		5%
		積立		25%
協定参加者	集落協定：農業者　172人、(有)ウエスタンファーム(農作業の受託組織、構成員14人)			
	個別協定：農業者　5人、第３セクター　1			

拡大した理由はいくつかあるが、農業者の大半が高齢者という当町にとって５年間という制約は将来に大きな不安がある中、集落協定内外に個別協定者がいることで、仮に何らかの理由で耕作不可能になっても第３セクターをはじめ認定農業者等に作業を委託することができるという安心感ができたことも集落協定締結に至る大きな要因と考えられる。

逆に中核的農家をはじめとした認定農業者等は、規模拡大にもつながることで、相乗効果が図れるようになった。

活動内容の概要

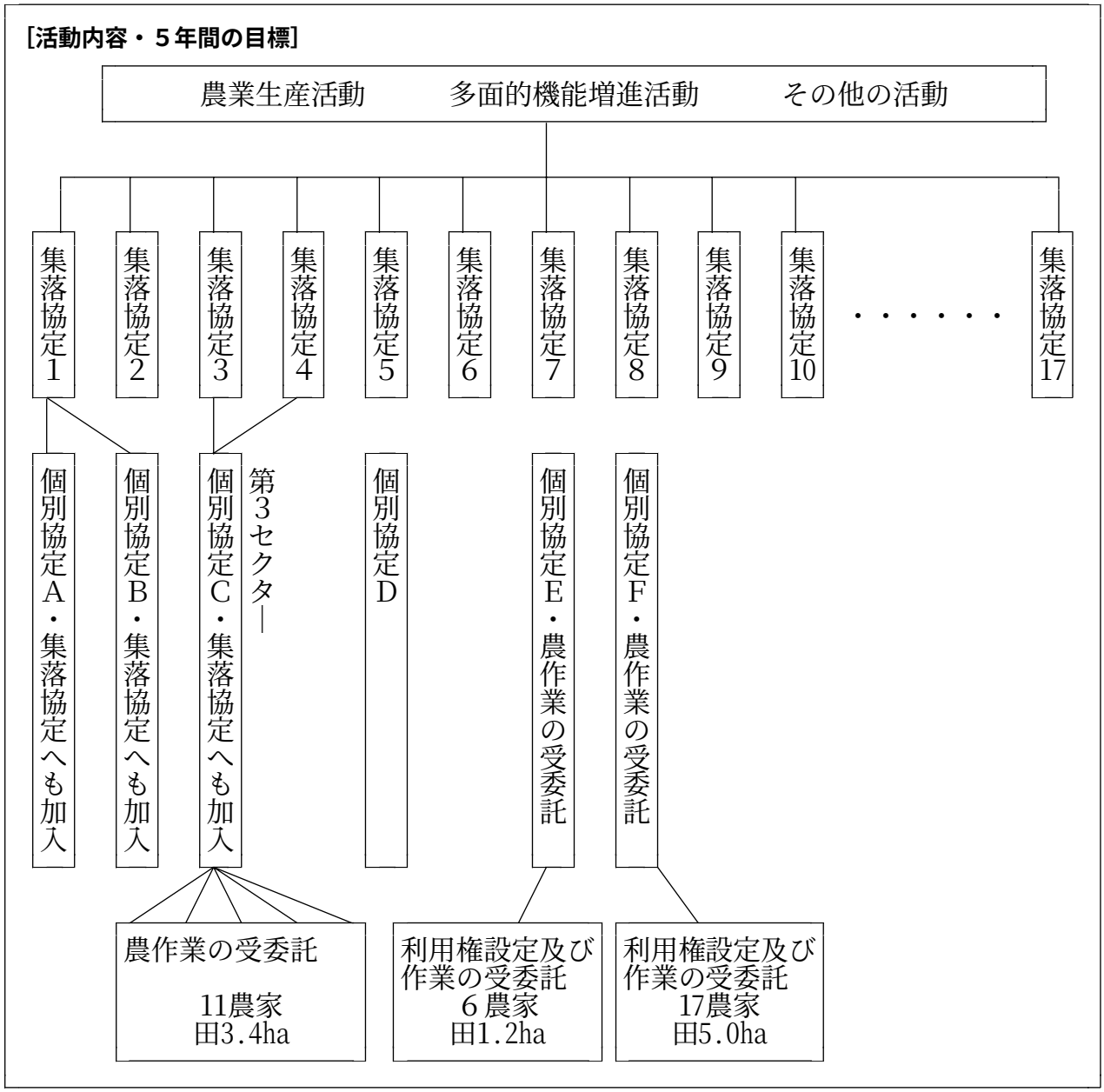

[主な効果]
○個別協定（第３セクター含む）との連携により、耕作放棄見込地の耕作継続
34農家　9.6ha

＜「連携」・「交流」をキーワードとした事例＞

○直売市の開催を通じた地域の活性化

１．協定締結の経緯

当地区は、半島のリアス式海岸沿いに位置し、温暖な気候から急傾斜地での柑橘栽培が盛んであり、１次産業は農業のウェイトが若干多い半農半漁といった形態である。

農業は柑橘主体のためスプリンクラーを導入している園地が多いが、最近の価格低迷により、施設の維持管理が厳しい状況になっている。

そのような中で、直接支払制度が発足し、制度の目的である「農地を守る」ということが、地域の農家の目的と合致することから、担い手農家を中心に本制度を導入することとなった。

２．取り組みの内容

集落協定に参加している地域の担い手農家を中心に実行委員会を組織し、地産地消を合言葉に、集落が三浦半島に位置することから「三浦の青空市」と銘打った直売市を平成14年10月27日から毎週日曜日に開催し、地域で採れる農海産物等を低価格で販売している。

場所は、交通や駐車の利便性を考慮し、集落を通る県道沿いの集荷場を利用し、運営や会場の装飾は主に地元生産者のボランティアで賄い、出来る限り手作りにすることで、経費節減を図っている。

また、市・漁協・農協に後援を依頼するとともに、新聞折り込みでチラシを配布して、開催のＰＲに努めている。

直売する品目については、集落の主力である柑橘類に加え、地元で採れた四季おりおりの野菜類・精米したての米・漬物等の加工品・花き・苗類・卵といった農産物と鮮魚・魚介類の乾物等の海産物、木の根で作った置物、衣類、ぬいぐるみ等のアクセサリー等のほか喫茶コーナーや焼芋販売も行っており、集客力とリピーターの定着を考え、幅広い商品構成となっている。

また、集落内外の人々に四季折々の地域を楽しんでもらうために、水田や道路沿いに景観作物（コスモス等）を作付けており、その場所を紹介する案内図も会場内に掲示している。

集落協定の概要

市町村･協定名	愛媛県宇和島市（うわじまし）　天満（てんま）			
協定面積	田(1%)	畑(99%)	草地	採草放牧地
34ha	水稲、葉菜類	柑橘	－	－
交付金額	個人配分分			60%
392万円	共同取組活動分（40%）	農地法面、農道、水路の管理点検等		3%
		多面的機能増進活動（景観作物の作付け）		3%
		共同利用施設の維持管理（スプリンクラー施設）		10%
		その他（役員報酬、会合、事務費等、積立）		24%
協定参加者	農業者　41人			

３．取り組みによる効果

市外からのリピーターも増加傾向であり、農海産物を始めとした地域全体のＰＲが図られているとともに、生産者も消費者の生の声を聴くことにより、消費者ニーズの把握等販売知識の向上につながっている。

また、子供から高齢者までと幅広い客層が出入りすることから、地域のコミュニティの推進にも貢献している。

「三浦の青空市」での販売の様子

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

- 農地の耕作・管理（田0.3ha、畑33.6ha）
  - 個別対応
- 農道等の維持管理（道路3.5㎞、年２回）
- 農業用水施設の共同維持管理（面積約29ha）
  - 共同取組活動

多面的機能増進活動

- 景観作物作付け（農道沿い、水田にコスモスを植栽）
  - 共同取組活動

その他の活動

- 「三浦の青空市」直売所の開設（地区内の集荷場を利用し、毎週日曜日に地元の農海産物を中心に直売）
  - 共同取組活動

↕

集落外との連携

○他集落より「三浦の青空市」の直売で不足する商品の便宜を図ってもらっている。

[平成14年度までの主な効果]

○本制度の導入により会合等を持つ機会が増え農家相互の連携が強化
○農道の共同管理により補修等の維持管理が徹底（3.5㎞）
○基幹作物である柑橘園の共同利用施設（ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ）に対する維持管理費の負担軽減
　受益面積約29ha（電気・修理代等へ41万円を充当）
○「三浦の青空市」の開催により、都市部との交流及び地域のコミュニティ推進に貢献
　また、消費者からの情報収集の機会が出来た事で農家の販売知識も向上
○「三浦の青空市」のレジにパート２名の雇用（日曜日のみ）

＜「連携」・「交流」をキーワードとした事例＞

○県単独事業と連携し、耕作道・用水路の整備を推進

１．協定締結の経緯

当地区は昭和の初期に地元の住民による基盤整備行われ、水田が80％を占める棚田地域である。

近年は、農業者の高齢化、農道・用水路の老朽化が進み耕作放棄地が増加してきた。平成12年度に本制度が発足したことに伴い、付随して県単独事業（高知県集落活動促進施設等整備事業）が開始されたことにより農道・用水路の整備を行い、農作業の効率化・省力化を図るため直接支払制度に取り組むこととなった。

２．取り組みの内容

県単独事業（高知県集落活動促進施設等整備事業）を導入し、耕作道・用水路の整備を行った。整備作業は全て協定参加者の出役で行った。

①耕作道整備

平成12年度　　耕作道舗装：幅員２m、総延長104m

平成13年度　　耕作道開設及び舗装：幅員２m、総延長213m

平成14年度においても総延長223mの耕作道開設及び舗装を予定している。

②用水路整備

平成12年度　　総延長150m（用水パイプの敷設）

平成13年度　　総延長169m（ベンチフリューム使用の用水路）

平成14年度においても総延長223mの用水路の整備を予定している。

耕作道の整備

集落協定の概要

市町村･協定名	高知県香美郡物部村　高井（かみぐんものべそん　たかい）			
協定面積	田(84%)	畑(12%)	草地	採草放牧地(4%)
6ha	水稲、野菜、茶	野菜、茶	－	水稲、野菜
交付金額	個人配分分			0%
121万円	共同取組活動分	役員報酬		5%
	（100%）	借地料		3%
		農道・用水路等整備費		92%
協定参加者	農業者　15人			

３．取り組みによる効果

耕作道・用水路の整備には経費が多くかかるため個人で行うには多額の個人負担金が必要であり整備を行うことができなかったが、県単独事業を導入しその負担金に交付金を充てることにより金銭的な負担がなくなったため整備が進んだ。平成14年度もさらに整備を進める予定である。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

農地の耕作・管理 （田5.4ha、畑0.8ha等）	個別対応
用水路・耕作道の管理 ・用水路3km、耕作道2.5km ・高井集落で草刈り、泥上げ等を年３回（４月、７月、９月）	共同取組活動
農地法面の定期的な点検 （年３回）	共同取組活動
簡易な基盤整備 ・用水路整備　319m ・耕作道整備　317m ・工事負担金は交付金より	共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り （0.5ha、年1回）	共同取組活動

その他の活動

農作業の共同化（20ａ）	共同取組活動
利用権設定による面的集積 （担い手へ39ａ利用権設定）	共同取組活動

↔ 高知県集落活動促進施設等整備事業との連携により、平成12年度から用水路、耕作道を整備。整備作業は協定参加者の出役にて行い、工事負担金は直接支払交付金を充当。

[平成14年度までの主な効果]

○基盤整備による農作業の効率化、省力化
　・用水路319m、耕作道317mの整備
○基盤整備による協定参加者の増加（平成14年度は協定参加者が３名増加）
○担い手への利用集積（担い手へ39ａの利用権設定）

＜「連携」・「交流」をキーワードとした事例＞

○小学生の農業体験学習を通じた地域内の交流

１．協定締結の経緯

当地区は、玄海町の中央部に位置し、集落は上場台地の斜面に点在する農村地帯であり、その斜面に昔ながらの石垣を積んだ棚田が海岸沿いまで広がっている、町内でも有数の棚田の多い地区である。

これまでは、特別の取組もないまま棚田が多い地形のため、耕作放棄地が増える状況にあったが、農地や自然を活用していくために本制度に取り組むこととなった。

２．取り組みの内容

昔のように川や田んぼ、山など自然とのふれあいの中で、ふるさとの良さを感じ取ってもらうことを目的として、地元の子供達を招いて田植えなどの農業体験学習を行っている。秋には、「収穫祭」を実施し、子供達は自分たちで刈り取ったもち米を使った餅つき体験等も行っている。

また、自然にいる生物とのふれあいを目的に、近くを流れる石田川に、稚ガニ（モクズガニ）の放流も行っている。

農業体験の様子

集落協定の概要

市町村･協定名	佐賀県東松浦郡玄海町石田（ひがしまつうらぐんげんかいちょう　いしだ）			
協定面積	田(99%)	畑(1%)	草地	採草放牧地
4ha	水稲	みかん、タマネギ	－	－
交付金額	個人配分分			70%
87万円	共同取組活動分（30%）	役員報酬		12%
		道水路管理		5%
		多面的機能増進活動（体験学習）		13%
協定参加者	農業者　8人			

３．取り組みによる効果

協定締結後に実施されている農業体験学習の取り組みは、平成14年度で３回目を迎え40名程度の参加となっている。

将来を担う子供達が、この農業体験学習を通じて様々なことに対して興味を持ち、心から楽しんでいる姿を見ることで、地区としてもこの自然環境を後世に残していかなければならないという気運が高まってきた。

活動内容の概要

[活動内容・５年間の目標]

農業生産活動等

農地の耕作・管理(田4ha等)	個別対応
水路・作業道の管理 ・水路２㎞、年１回 ・道路３㎞、年２回 清掃、草刈り	共同取組活動
農地法面の定期的な点検 （年２回）	共同取組活動

多面的機能増進活動

体験学習田の開設・運営 （町内の小中学生を対象に田植え・収穫等の体験学習を実施）	共同取組活動
稚ガニ放流 （小学生にモクズガニ約300匹を石田川に放流させ、生物の保護、観察を体験させる）	共同取組活動

その他の活動

収穫祭の実施 （体験学習で収穫した餅米で、餅のつき方やもみ方等の体験を地元農家を交えて実施）	共同取組活動

[平成14年度までの主な効果]

○稚ガニ放流事業

・小学生を対象に地元石田川に稚ガニを放流し、生物の保護や自然観察を体験させることにより、地元の自然環境理解促進に努めた。

○農業体験学習による地元農業・農村の理解促進

・町内の小・中学生を対象にの田植え、稲刈りなどの体験学習を実施し、地元の農業・農村の理解促進と食農教育の実践を行った。